

# 官報号外

昭和五十九年四月二十日

## ○第一百一回参議院会議録第十二号

昭和五十九年四月二十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

昭和五十九年四月二十日

午前十時開議

第一 日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

第二 日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

第三 国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年ナショナリティ)の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 航空業務に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第六 輸出保険法及び輸入保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 皇室経済法施行法の一部を改正する法律

いずれも許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

### 一、委員会決定の理由

この約定は、我が国とマレーシアとの間で郵便為替の直接交換を行うために必要な基本的事項を規定したものであつて、この約定の締結により、両国民間の送金の利便が拡充されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

### 一、費用別に費用を要しない。

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

右

昭和五十九年三月十六日  
内閣總理大臣 中曾根康弘

国会に提出する。

昭和五十九年三月十六日

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とマレーシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

三〇二

第三条 郵便為替の金額は、両郵政庁の間に特別の合意がない限り、払渡国の通貨をもつて表示する。

2 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁の間の合意により定める。

## 第四条

1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に応じ、振出國又は払渡國の法定通貨で行う。

2 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自國の通貨の換算割合を定める。

## 第五条

1 各郵政庁は、この約定に基づく業務に対して徴収する諸料金を定める権能を有する。

2 各郵政庁は、徴収した諸料金を取得する。もつとも、各郵政庁は、徴収した料金の一定の割合に相当する金額を他方の郵政庁に支払う。この割合は、両郵政庁の間の合意により定める。

## 第六条

郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出國の規則に、払渡しについては払渡國の規則に従う。

## 第七条

郵便為替証書の有効期間は、両郵政庁の間の合意により定める。この期間内に払い渡されなかつた郵便為替は、振出國の規則に従つて処理されるために振出郵政庁に返送する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかつた郵便為替についても、同様とする。

## 第八条

1 郵便為替の差出人は、振出しの際に、郵便為替の払渡済通知を請求することができる。差出人は、払渡済通知書が通常の期間内に到着しなかつた場合には、再び払渡済通知を請求することができる。

2 郵便為替の差出人は、受取人の氏名若しくは住所の訂正若しくは変更又は郵便為替の取戻しができる。

を請求することができる。

## 第九条

郵便為替は、払い渡されおらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に払い戻されない。

## 第十条

いづれか一方の郵政庁は、郵便為替を直接に交換していない国又は地域がある場合において、他方の郵政庁がこれらの国又は地域との間に郵便為替を交換しているときは、当該他方の郵政庁の仲介により、かつ、両郵政庁の間の合意によつて定められる条件で、これらの国又は地域との間において郵便為替を交換することができる。

## 第十二条

1 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて、作成され、かつ、決済される。

2 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月を経過する時までに弁済していない金額については、その時から年五パーセントの率で利子を付ける。

## 第十三条

いづれの郵政庁も、特別の事情により郵便為替業務の全部又は一部を一時的に停止しなければならない場合には、直ちに他方の郵政庁にその旨を通知する。

審査報告書  
日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要綱書を添えて報告する。  
昭和五十九年四月十七日  
参議院議長 木村 積男殿  
外務委員長 後藤 正夫

力を有する。

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和五十九年三月二十七日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十三年十一月十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

## 第二条

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府及びペルー共和国政府は、両国の国民を結ぶ伝統的な友好のきずなを認識して、文化的及び歴史的遺産を有する両国との文化及び教育の分野における協力を促進し、かつ、発展させることを希望して、この協力が両国間に存在する相互理解及び友好関係の増進に寄与することを確信して、文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

## 第一条

1 両国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸術家その他文化的活動又は教育研究活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両国政府は、両国の文化機関及び教育研究機関の間における密接な協力を奨励する。

## 第二条

各國政府は、自國において、他方の國の國民に對し、修學又は研究のための獎学金その他の便宜を与えるよう努力する。

1 この約定は、各締約国により、その国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、交換される外交上の公文において両締約国が同意する日に効力を生ずる。

2 この約定は、いづれか一方の締約国が他方の締約国に対し、この約定を終了させる意思を通告した後十二箇月を経過する時まで、引き続き効力がある。

## 第三条

各國政府は、自國において、大学その他の教育研究機関における他方の國の言語、文学、歴史、

文化その他の側面についての教育及び研究を奨励する。

#### 第四条

両国政府は、他方の国の大学その他の教育機関における修学中に又は修学終了の際に取得される学位、資格証書その他の証明書及び他方の国において取得されるその他の資格証書が、修学上の目的又は適当な場合には職業上の目的のために、それぞれの国においていかなる範囲内で及びいかなる条件の下で同等の価値を認められるかについて研究する。

#### 第五条

各国政府は、自國において、他方の国の国民に対し、美術館、博物館、図書館、公文書館、文献センターその他文化的性質を有する施設の利用について便宜を与える。

#### 第六条

各國政府は、特に次の手段により、他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

- (a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
- (b) ラジオ番組及びテレビジョン番組
- (c) フィルム、テープ、レコードその他の視聴覚資料
- (d) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会
- (e) 講演、セミナー及び会議
- (f) 演奏会及び舞台芸術
- (g) 文化的性質を有する祭典及び国際コンクール

ン及び映画の分野における交流を容易にする。

#### 第九条

両国政府は、両国の青少年及び青年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

#### 第十一条

両国政府は、両国間における觀光旅行を奨励し、及び容易にする。

#### 第十二条

両国政府は、この協定の実施を確保するため、必要に応じ又は一方の政府の要請に基づき、協議を行う。

#### 第十三条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日から三十日目の日に効力を生ずる。

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いづれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を文書により通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けたこの協定に署名した。

右  
日本国政府のために  
小杉照夫  
ペルー共和国政府のために  
F・シニワルブ  
両国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン

#### 審査報告書

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年ナショロビ)の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十七日

参議院議長 木村 隆男殿

外務委員長 後藤 正夫

要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この条約は、千九百七十三年の国際電気通信条約に代わる国際電気通信連合の新たな基本的文書であつて、同連合の組織、国際電気通信業務の運用等に関する規定に若干の改正を加えたものである。また、選択追加議定書は、前記条約關係から生ずる紛争を義務的仲裁に付することができるようとするものである。この条約及び選択追加議定書を締結することは、国際電気通信の分野における国際協力を推進し、我が国の電気通信業務の発展を図るうえで必要かつ有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めめた。

#### 国際電気通信条約 第一部 基本規定

##### 前文

一 締約政府の全権委員は、各國に対しこの電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国々の社会的及び経済的発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮して、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的な関係及び協力を円滑にする目的をもつて、国際電気通信連合の基本的文書であるこの条約を締結することを合意した。

#### 第一章 連合の構成、目的及び組織

##### 第一条 連合の構成

二 1 国際電気通信連合は、普遍性的原則を考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国から成る連合員で構成する。

正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

年次予算に七億四千八十三万円が計上されている。

国際電気通信連合として、昭和五十九年正月に開催された第1回総会に於ける議論によれば、本条約は、国際電気通信連合の運営に於ける問題を解決するためのものである。本条約は、国際電気通信連合の運営に於ける問題を解決するためのものである。

昭和五十九年三月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年ナショロビ)の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年ナショロビ)の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十七日

参議院議長 木村 隆男殿

外務委員長 後藤 正夫

要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この条約は、千九百七十三年の国際電気通信条約に代わる国際電気通信連合の新たな基本的文書であつて、同連合の組織、国際電気通信業務の運用等に関する規定に若干の改正を加えたものである。また、選択追加議定書は、前記条約及び選択追加議定書を締結することは、国際電気通信の分野における国際協力を推進し、我が国の電気通信業務の発展を図るうえで必要かつ有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めめた。

#### 国際電気通信条約 第一部 基本規定

##### 前文

一 締約政府の全権委員は、各國に対しこの電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国々の社会的及び経済的発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮して、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的な関係及び協力を円滑にする目的をもつて、国際電気通信連合の基本的文書であるこの条約を締結することを合意した。

#### 第一章 連合の構成、目的及び組織

##### 第一条 連合の構成

二 1 国際電気通信連合は、普遍性的原則を考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国から成る連合員で構成する。

(a) 第一附屬書に掲げる国で、この条約に署名しかつこれを批准したものの又はこれに加入したもの

、(b) 第一附屬書に掲げられていない国で、国際連合加盟国となり、かつ、第四十六条の規定に従つてこ

五	(c) の条約に加入したもの 第一附属書に掲げられておらず、かつ、国際連合加盟国でもない主権国で、連合員としての加盟の申請が連合員の三分の二によつて承認された後、第四十六条の規定に従つてこの条約に加入したるもの
六	第二条 第二項 連合員の規定の適用上、連合員としての加盟の申請が、全権委員会議から全権委員会議までの間に、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある國の仲介によつて提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとみなす。
七	第一条 連合員の権利及び義務 1 連合員は、この条約に定める権利を有し、義務を負う。 2 連合の会議、会合及び協議への参加に関し、
八	連合員は、連合の会議に参加する権利を有し、管理理事会に対する被選挙資格を有し、及び連合のすべての常設機関の役員の職に対する候補者を指名する権利を有する。
九	連合員は、第一一七号及び第一七九号の規定が適用される場合を除くほか、連合のすべての会議、国際諮問委員会のすべての会期において、一の票を投ずる権利を有する。
一〇	二〇 連合員は、第一一七号及び第一七九号の規定が適用される場合を除くほか、連合のすべての会議、国際諮問委員会のすべての会期において、一の票を投ずる権利を有する。
一一	二一 連合の所在地は、ジーネーヴとする。
一二	二二 連合の目的 第四条 連合の目的
一三	二三 1 連合は、次の目的を有する。 (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のためすべての連合員の間における国際協力を維持し及び増進すること並びに電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること。
一四	二四 (b) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用ができる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
一五	二五 (c) これら的目的に対する諸国努力を調和させること。
一六	二六 (d) 連合の機関から成る。
一七	二七 2 このため、連合は、特に次のことを行う。 (a) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を避けるため、無線周波数スペクトルの分配及び周波数割当ての登録を行うこと。
一八	二八 (b) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を除去するため及び周波数スペクトルの利用を改善するための努力を調整すること。
一九	二九 3 次に掲げる常設機関
二〇	三〇 4 管理理事会
二一	三一 (a) 事務総局
二二	三二 (b) 國際周波数登録委員会 (I.F.R.)
二三	三三 (c) 國際無線通信諮問委員会 (C.C.I.R.)
二四	三四 (d) 國際電信電話諮問委員会 (C.C.I.T.T.)
二五	三五 2 全権委員会議は、次のことを行うこと。
二六	三六 (a) 第四条に定める連合の目的を達成するための一般方針を決定すること。
二七	三七 (b) 前回の全権委員会議の後の連合のすべての機関の活動に関する管理委員会の報告を審査すること。
二八	三八 (c) 次回の全権委員会議までの期間における連合の活動に関するすべての事項(会議及び会合の計画を含む)を検討の上、当該期間について連合の予算の基準及び経費の限度額を定めること。
二九	三九 (d) 連合の職員編成に関するすべての一般的指示を作成し、また、必要な場合には、連合のすべての職員の基準俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。
三〇	四〇 (e) 連合の会計計算書を審査し、必要な場合には、最終的に承認すること。
三一	四一 (f) 管理理事会を構成する連合員を選出すること。
三二	四二 (g) 事務総局長及び事務総局次長を選出し、並びにこれらの者が就任する日を定めること。
三三	四三 (h) 国際周波数登録委員会の委員を選出し、及びこの委員が就任する日を定めること。
三四	四四 (i) 国際諮問委員会の委員長を選出し、及びこれらの者が就任する日

四五	(j) 必要と認めるときは、この条約を改正すること。
四六	(k) 連合と他の国際機関との間の協定を必要に応じて締結し又は改正し、並びに管理理事会が連合を代表してこれらの機関と締結した暫定的協定を審査し、及びこれに関する適当と認める措置をとること。
四七	(l) その他必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。
四八	1. 主管庁会議は、次のものから成る。 (a) 世界主管庁会議 (b) 地域主管庁会議
四九	五〇 2. 主管庁会議は、通常、特定の電気通信の問題を処理するために招集する。主管庁会議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討議することができるものとし、その決定は、いかなる場合にも、この条約の規定に適合するものでなければならない。
五一	五二 3. 主管庁会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮するものとし、全権委員会議の定めた最高限度額を超える支出をもたらすことがある決議及び決定の採択を避けるよう努める。
五三	3. (1) 世界主管庁会議の議事日程には、次のものを含めることができる。 (a) 第六四三号に掲げる業務規則の一部改正 (b) 例外として、一又は二以上の業務規則の全部改正 (c) その他世界的性質を有する問

五六	(2) 地域主管庁会議の議事日程には、地域的性質を有する特定の電気通信の問題（関係地域に関する国際周波数登録委員会の活動について同委員会に与える指示を含む。ただし、この指示は、他の地域の利益に反するものであつてはならない。）のみを掲げることができる。地域主管庁会議の決定は、また、いかなる場合にも、業務規則の規定に適合するものでなければならぬ。
五七	1. (1) 管理理事会は、その議席が世界のすべての地域に平衡に配分されることの必要性を考慮して全権委員会議が選出した四十一の連合員で構成する。管理理事会の構成員として選出された連合員は、一般規則に定めるところにより欠員が生じたものとされる場合を除くほか、全権委員会議が新たな管理理事会の選挙を行う日までその任務を行う。これらの連合員は、再選されることができる。
五八	2. (2) 管理理事会の各構成員は、管理理事会に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上上の者によつて補佐されることができる。
五九	2. (3) 管理理事会は、その内部規則を定める。

六〇	3. 全権委員会議から全権委員会議までの間においては、管理理事会は、全権委員会議が委任した権限の範囲
六一	4. (1) 管理理事会は、連合員がこの条約、業務規則、全権委員会議の決定並びに必要な場合には連合の他の会議及び会合の決定を実施することを容易にするためのすべての措置をとるものとし、また、全権委員会議が課するその他のすべての任務を行う。
六二	(2) 管理理事会は、毎年、連合の目的に従つて技術援助の政策を決定する。
六三	(3) 管理理事会は、連合の活動的効果的な調整を確保し、及び連合の常設機関に対する効果的な会計上の監督を行う。
六四	(4) 管理理事会は、すべての可能な手段によつて電気通信の発達を促進する連合の目的に従い、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適切な計画への参加によつて、開発途上国に対する技術協力を確保するための国際協力を促進する。

六五	1. (1) 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局次長によつて補佐される。
六六	(2) 事務総局長及び事務総局次長は、その選挙の際に定める日に就任する。事務総局長及び事務総局次長は、通常、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることができる。
六七	(3) 事務総局長は、連合の資源の経済的な活用のために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務
六八	2. (1) 事務総局次長の職が空席となつた場合には、事務総局次長がその後任者となり、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまる。当該後任者は、第六六号の規定が適用される。
六九	(2) 事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開催予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、管理理事会は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。
七〇	(3) 事務総局長及び事務総局次長の最も長い者が九十日を超えない期間事務総局長の職務を行う。管理理事会は、事務総局長を任命し、また、事務総局長及び事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開催予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、事務総局次長を任命する。このようにして任命された者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまり、次回の全権委員会議において事務総局長又は事務総局次長の職に対する被選挙資格を有する。

上及び会計上の事項の全体につき

管理理事会に對して責任を負う。

事務総局次長は、事務総局長に對して責任を負う。

事務総局次長の職が空席となつた場合には、事務総局次長がその後任者となり、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまる。

当該後任者は、第六六号の規定に従うことを条件として、事務総局長の職に對する被選挙資格を有する。

このようにして事務総局次長が事務総局長の後任者となる場合には、事務総局次長の職は、同時に空席となるものとし、第六九号の規定が適用される。

事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開催予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、管理理事会は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。

事務総局長及び事務総局次長の最も長い者が九十日を超えない期間事務総局長の職務を行う。管理理事会は、事務総局長を任命し、また、事務総局長及び事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開催予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、事務総局次長を任命する。このようにして任命された者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまり、次回の全権委員会議において事務総局長又は事務総局次長の職に対する被選挙資格を有する。

表者として行動する。

七二 4 事務総局次長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、事務総局長から委任される特定の任務を行う。事務総局長が不在のときは、事務総局次長が事務総局長の職務を行う。

#### 第十一条 国際周波数登録委員会

七三 1 国際周波数登録委員会 (I-F-R-B) は、全権委員会議が選出した五人の独立の委員で構成する。これらの委員は、連合員が指名する候補者のうちから、世界の地域に公平に配分されることが確保されるように選出される。各連合員は、自国民である候補者を一人に限り指名することができる。

七四 2 国際周波数登録委員会の委員は、その選舉の際に定める日に就任し、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまる。

七五 3 国際周波数登録委員会の委員は、その所属国又は一地域を代表するものとしてではなく、国際的委任を受けた公平な機関として、その任務を行ふ。

七六 4 国際周波数登録委員会の主たる任務は、次のとおりとする。

(a) 各国が行う周波数割当の正式の国際的承認を確保する目的をもつて、無線通信規則に規定する手続及び必要な場合には連合の権限のある会議の決定に従つて、これらの割当ての秩序ある記録及び登録を行うこと。

(b) 同様の目的及び条件で、各国が対地静止衛星に割り当てた位置の秩序ある記録を行うこと。

(c) 有害な混信を生ずるおそれがあ

る周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な利用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出すること。

#### 八〇

(d) 周波数の割当及び利用並びに対地静止衛星軌道の公平な利用に関する、無線通信規則に規定する手続に従い、連合の権限のある会議が定め、又はこの会議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て管理理事会が定めるすべての追加の任務を行うこと。

#### 八一

(e) 無線通信に関する会議を準備し及び組織するに当たり、必要な場合には連合の他の常設機関と協議の上、その準備に関して管理理事会が与えた指示を考慮して技術的な援助を与える。また、この会議の準備に関して開発途上国に對して援助を与えること。

#### 八二

(f) 国際周波数登録委員会の任務の遂行に關係がある不可欠な記録を常時整備しておくこと。

#### 第十二条 調整委員会

I-T-T は、電気通信業務に関する技術、運用及び料金の問題 (第

八四 (2) 国際電信電話諮詢委員会 (C-C I-T-T) は、電気通信業務に関する技術、運用及び料金の問題 (第

八五 (3) 国際諮詢委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国際的分野にわたる電気通信の創設、拡充及び整備に直接関連する問題についての研究及び意見の作成に妥当な注意を払う。

八六 (4) 國際諮詢委員会は、次のものを構成員とする。

(a) すべての連合員の主管局 (権利として構成員となるもの)

(b) 認められた私企業で、これを認めめた連合員の承認を得て国際諮詢委員会への参加を請求するもの

ものによつて行う。

八七 (a) 総会が設置する研究委員会

(b) 全権委員会議により選出され、又は第三三三号の規定により任命された委員長

八八 3 各国際諮詢委員会の運営は、次のものによつて行う。

(a) 調整委員会は、事務総局長に助言とし、二以上の常設機関に關係がある事務、会計及び技術協力に関するすべての事項並びに対外關係及び広報の分野のすべての事項について事務総局長に実務上の援助を与える。調整委員会がこれらの事項を検討する場合には、この条約の規定、管理理事会の決定及び連合全体の利益を十分に考慮する。

八九 3 調整委員会は、また、この条約により委任されたその他の事項及び管理理事会によつて付託されたすべての事項を検討する。調整委員会は、これらの事項を検討した後、事務総局長を通じて管理理事会に報告を提出する。

#### 第十三条 連合の役員及び職員

九九 1 (1) 連合の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府

計画を作成する。これらのプラン委員会は、国際諮詢委員会の権限内の問題で、その研究が開発途上国とつて特に役立つものを国際諮詢委員会に付託する。

九四 5 地域プラン委員会は、その業務について、協力を希望する地域の機関と密接に協力することができる。

九五 6 國際諮詢委員会の運営方法は、一般規則に定めるところによる。

九六 1 調整委員会は、事務総局長、事務

総局次長、国際諮詢委員会の委員長並びに国際周波数登録委員会の議長及び副議長で構成する。調整委員会は、事務総局長が議長となり、事務

総局長が不在のときは、事務総局次長が議長となる。

九七 2 調整委員会は、事務総局長に助言

を与えるものとし、二以上の常設機

関に關係がある事務、会計及び技術

協力に関するすべての事項並びに対

外關係及び広報の分野のすべての事

項について事務総局長に実務上の援

助を与える。調整委員会がこれらの

事項を検討する場合には、この条約

の規定、管理理事会の決定及び連合

全体の利益を十分に考慮する。

九八 3 調整委員会は、また、この条約に

より委任されたその他の事項及び管

理理事会によつて付託されたすべて

の事項を検討する。調整委員会は、

これらの事項を検討した後、事務総

局長を通じて管理理事会に報告を提

又は連合外のいかなる当局からもその指示を求めてはならず又は受けなければならない。連合の役員及び職員は、国際公務員としての地位と両立しないかかる行動も差し控える。

(2) 連合員は、連合の役員及び職員の職務の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対し、その職務の遂行について影響を及ぼそうとしてはならない。

(3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかんを問わず、電気通信に関するいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的関係を有してはならない。もつとも、「金銭的関係」という話は、従前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。

(4) 連合員は、連合の能率的な運営を確保するため、自国民が事務総局長、事務総局次長、国際周波数登録委員会の委員又は国際諮問委員会の委員長に選出された場合に連合員は、連合の能率的な運営を妨げるものと解してはならない。

一〇一 2 事務総局長、事務総局次長、国際諮問委員会の委員長及び国際周波数登録委員会の委員は、それぞれ、連合である異なった国の国民でなければならない。これらの役員の選挙に当たつては、第一〇四号に定める原則及び世界の諸地域の間における衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うものとする。

一〇二 1 会議並びに国際諮問委員会の総会及び会合は、その業務の組織及び討論の方法について、一般規則中の内部規則を適用する。

一〇三 2 会議、管理理事会並びに国際諮問委員会の総会及び会合は、内部規則を補足するために不可欠と認める規則を採択することができる。もつとも、このようないくつかの規則は、この条約の規定に抵触するものであつてはならない。総会及び研究委員会が採択した補足的規則は、総会の文書中に決議の形式で発表する。

第十五条 連合の会計

一〇四 3 職員の採用及び勤務条件の決定に當つては、最高水準の能率、能力及び誠実性を有する職員の勤務を連合のために確保することの必要性に最大の考慮を払うものとし、また、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても妥当な考慮を払う。

一〇五 1 会議並びに国際諮問委員会の総会及び会合は、その業務の組織及び討論の方法について、一般規則中の内部規則を適用する。

一〇六 2 会議、管理理事会並びに国際諮問委員会の総会及び会合は、内部規則を補足するために不可欠と認める規則を採択することができる。もつとも、このようないくつかの規則は、この条約の規定に抵触するものであつてはならない。総会及び研究委員会が採択した補足的規則は、総会の文書中に決議の形式で発表する。

一〇七 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。

(a) 管理理事会及び連合の常設機関

(b) 全権委員会議及び世界主管庁会議

(c) 開発途上国のために技術協力及び技術援助

一〇八 1 連合員は、連合の経費を負担するための分担等級を任意に選定する。

一〇九 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。

(a) 管理理事会及び連合の常設機関

(b) 全権委員会議及び世界主管庁会議

一一〇 1 連合の経費は、連合員の分担金額によって賄う。各連合員の分担金額は、次の表から選定した分担等級に応じて決定される。

四十五単位等級  
三十単位等級  
二十五単位等級  
二十単位等級  
十八単位等級  
十五単位等級  
十三単位等級  
十単位等級  
八単位等級  
五単位等級  
四単位等級  
三単位等級  
二単位等級  
二分の三単位等級  
一単位等級  
二分の一単位等級  
四分の一単位等級  
八分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が決定する国）のためのもの）  
八分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が決定する国）のためのもの）

一一一 1 連合員は、連合の経費を負担するための分担等級を任意に選定する。

一一二 3 いすれの連合員も、第一一一一号に掲げられた分担等級に代えて、四十を超える分担単位数を選定することができる。

一一三 4 連合員は、連合の経費を負担するための分担等級を任意に選定する。

一一四 5 この条約に従つて選定した分担単位数は、この条約の有效期間中ににおいては、減少させることができない。ただし、国際的な救援計画の発動を必要とする自然災害のようない例外的状況の下において、連合員がその分担単位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなつたことを立証した場合には、管理理事会は、これを承認することができる。

一一五 1 連合の経費は、連合員の分担金額によって賄う。各連合員の分担金額は、次の表から選定した分担等級に応じて決定される。

四十五単位等級  
三十単位等級  
二十五単位等級  
二十単位等級  
十八単位等級  
十五単位等級  
十三単位等級  
十単位等級  
八単位等級  
五単位等級  
四単位等級  
三単位等級  
二単位等級  
二分の三単位等級  
一単位等級  
二分の一単位等級  
四分の一単位等級  
八分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が決定する国）のためのもの）  
八分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が決定する国）のためのもの）

一一六 7 連合員は、管理理事会が決定した予算に基づいて計算した毎年の分担金額を前払する。

一一七 8 連合に対する支払が延滞している連合員は、その延滞している額が直前の二年度について当該連合員の支払べき分担金の額以上である間は、第一〇号及び第一一号に定める投票の権利を失う。

一一八 9 認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関の分担金に関する規定は、一般規則で定める。

一一九 1 (1) 連合の公用語は、英語、アラビン語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。  
(2) 連合の業務用語は、英語、スペイン語及びフランス語とする。

一一一〇 1 (1) 全権委員会議及び世界主管庁会議の開催がある場合には、フランス語による。  
(2) 連合の業務用語は、英語、スペイン語及びフランス語とする。

一一一一 2 (1) 全権委員会議及び世界主管庁会議の開催がある場合には、フランス語による。  
(2) 連合の業務用語は、英語、スペイン語及びフランス語とする。

一一一二 3 (1) 決定文書、最終文書、議定書、決議、勧告及び希望は、連合の公用語により、形式においても内容においても各公用語の本文が同様となるように、作成する。

一一一三 2 (2) 会議の他のすべての文書は、連合の業務用語により作成する。

一一一四 3 (1) 業務規則に規定する連合の正式の業務書類は、六の公用語により刊行する。

(2) 会議及び国際諮問委員会の会合に検討のため提出された提案及び寄与文書であつて、いずれかの公

用語で作成したものは、連合の業務用語により連合員に通報される。

(3) 事務総局長がその任務に従つて一般に配布すべき他のすべての文書は、三の業務用語により作成する。

一一七 4 (1) 連合の会議、国際諮問委員会の総会、総会が承認した作業計画に含まれる研究委員会の会合及び管理理事会の会合においては、六の公用語を相互に通訳する有効な方式を使用する。

一一八 (2) 国際諮問委員会の他の会合においては、討議は、特定の一の業務用語による通訳を希望する連合員がこの会合に参加する意図を少なくとも九十日前に通知する場合に限り、業務用語により行う。

(3) 会議又は会合のすべての参加者が同意するときは、討議は、公用語又は業務用語よりも少ない数の用語により行うことができる。

#### 第十七条 連合の法律上の能力

一一九 連合は、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を各連合員の領域において享有する。

#### 第二章 電気通信に関する一般規定

第十八条 電気通信の国際業務を利用する公衆の権利

一三〇 連合員は、公衆に対し、公衆通信の国際業務によつて通信する権利を承認する。業務、料金及び保障は、いかなる優先権又は特恵も与えることなく、各種類の通信において、すべての利用者に対して同一とする。

#### 第十九条 電気通信の停止

一三一 連合員は、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国家安全を害すると認められる場合は、この限りでない。

一三二 2 連合員は、また、他の私用の電気通信であつて國の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

一三三 2 第一三八号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最も良と認められた方法及び手続によつて運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に伴うようにしなければならない。

一三四 連合員は、期間を定めることなく、国際電気通信業務を、全般的に、又は一定の関係若しくは通信の一定の種類(発信、着信又は中継)に限つて、停止する権利を留保する。この場合には、停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の連合員に通知する。

#### 第二十条 業務の停止

一四五 連合員は、その管轄の範囲内において、第一三八号の通信路及び設備の保護を確保する。

一四一 4 すべての連合員は、特別の取扱いによる別段の定めがある場合を除くほか、その管理の範囲内にある国際電気通信回線の部分の維持を確保するために有用な措置をとる。

#### 第二十一条 責任

一四五 連合員は、電気通信の国際業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。

#### 第二十二条 電気通信の秘密

一四六 2 暗語による私報は、すべての国において暗語により記載することができる。

一四七 3 連合員は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、第二十条に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならぬ。

一四八 4 電気通信の料金に関する規定について及び料金の免除を行う諸種の場合について、この条約に附属する業務規則で定める。

#### 第二十三条 料金及び料金の免除

一四九 5 国際計算の決済は、経常取引とみなしつつ、これに関して関係国政府が取扱を締結した場合には、関係国の通常の国際的義務に従つて行う。このような取扱がないときは、第三十一条に定める条件に従つて締結した特別取扱がないときは、この計算の決済は、業務規則に従つて行う。

#### 第二十四条 違反の通告

一四五 6 連合員は、第四十四条の規定の適用を容易にするため、この条約及びこれに附属する業務規則に対する違反に関しては、いかなる責任も負わない。

#### 第二十五条 人命の安全に関する電気通信の優先順位

一四五 7 連合員は、第四十四条の規定の適用を容易にするため、この条約及びこれに附属する業務規則に対する違反に関しては、いかなる責任も負わない。

#### 第二十六条 官報及び公用電話の優先順位

一四五 8 連合員は、官報及び公用電話の優先順位を留保する。

一四五 9 第二十九条 計算書の作成及び決済

一四五 10 第三十条 貨幣単位

とを条件として、官報は、発信人が請求したときは、他の電報に對して優先順位を有する。同様に、公用電話は、明示の請求があつたときは、可能な範囲で、他の通話に對して優先順位を与えられる。

#### 第二十七条 暗語

一四五 11 官報及び局報は、すべての関係に

おいて暗語により記載することがで

きる。

一四五 12 暗語による私報は、すべての国

において認められる。ただし、私報に對して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した国については、この限りでな

い。

一四五 13 連合員は、暗語による私報の自

の領域における発着を認めない場合においても、第二十条に規定する業

務の停止のときを除くほか、暗語に

よる私報の中継を認めなければならぬ。

一四五 14 電気通信の料金に関する規定について及び料金の免除

一四五 15 国際計算の決済は、経常取引とみなしつつ、これに関して関係国政府が取扱を

締結した場合には、関係国の通常の国

際的義務に従つて行う。このような取

扱がないときは、第三十一条に定める

条件に従つて締結した特別取扱がない

ときは、この計算の決済は、業務規則

に従つて行う。

い場合には、電気通信の国際業務に関する計算料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣単位は、業務規則に定める国際通貨基金の貨幣単位又は金フランとする。その適用のための規定は、電信規則の付録第一及び電話規則の付録第一に定める。

**第三十一条 特別取極**  
一五 連合員は、連合員全般には関係しない電気通信の問題について特別取極を締結する権能を、自己のため並びに認められた私企業及び正當に許可された他の企業のために留保する。ただし、特別取極は、その実施によつて他國の無線通信業務に生じさせるおそれがある有害な混信については、この条約又はこれに附屬する業務規則に抵触してはならない。

**第三十二条 地域的会議、地域的取極及び地域的機関**

一五二 連合員は、地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的会議を開催し、地域的取極を締結し、及び地域的機関を設置する権利を留保する。地域的取極は、この条約に抵触してはならない。

**第三章 無線通信に関する特別規定**

第三十三条 無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の合理的の使用

一五三 1 連合員は、使用する周波数の及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、連合員は、改良された最新の技術ができる限り速やかに適用するよう努める。

一五四 2 連合員は、宇宙無線通信のための

周波数帯の使用に当たつては、周波数及び対地静止衛星軌道が有限な天然資源であり、これらを国又は国の集合が公平に使用することができますようだ、開発途上国との特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、無線通信規則に従つて効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。

**第三十四条 相互通信**

一五五 1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範囲においては、採用する無線方式のいかんを問はず、相互に無線通信を交換しなければならない。

一五六 2 もつとも、第一五五号の規定は、科学の進歩を妨げないため、他の方式と通信することができない無線方式を使用することを妨げるものではない。ただし、他の方式と通信することはできないことは、当該無線方式の特質によるものでなければならず、専ら相互通信を妨げるために採用する装置の結果であつてはならない。

一五六 3 第一五五号の規定にかかるわらず、局は、業務の目的によつて又は使用する方式に關係がない他の事情によつて決定される電気通信の制限国際の業務に充てることができる。

**第三十五条 有害な混信**

一五八 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の連合員、認められた私企業及び無線通信業務を行うことを正當に許可され、かつ、無線通信規則に従つて運用されるその他の企業の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し、

及び運用しなければならない。

一五九 2 連合員は、認められた私企業及び無線通信業務を行うことを正當に許可されたその他の企業に第一五八号の規定を遵守させることを約束する。

一六〇 3 連合員は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第一五八号の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを妨ぐため、実行可能な措置をとることが望ましいことを認める。

**第三十六条 遣難の呼出し及び通報**  
一六一 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

**第三十七条 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する自国の局を探知し及び識別するため協力することを約束する。**

**第三十八条 国防機関の設備**  
一六二 連合員は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する自国の局を探知し及び識別するため協力することを約束する。

**第三十九条 國際連合との関係**  
一六三 1 連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

一六四 2 もつとも、第一六三号の設備は、遭難の場合において行う救助に関する規定、有害な混信を防ぐためとする措置に関する規定並びに使用する発射の型式及び周波数に関する業務規則の規定を、当該設備が行う業務の性質に従つて、できる限り遵守し

なければならない。

**第四章 國際連合と國際電気通信連合との関係**

一六五 3 第一六三号の設備は、また、公衆通信業務その他業務規則によつて規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用される規定に従わなければならない。

**第五章 条約及び規則の適用**

一六六 1 國際連合と國際電気通信連合との関係は、第三附属書に掲げるこれらの機関の間で締結された協定で定められる。

一六七 2 國際連合の電気通信運用部門は、第一六六号の協定第十六条の規定に従い、この条約及び業務規則に定める権利を有し、義務を負う。したがつて、この部門は、連合のすべての會議及び国際諮詢委員会の会合に顧問する。

一六八 連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、利害関係を有し又は関連する活動を行う国際機関と協力する。

**第六章 第四十一條 基本規定及び一般規則**  
一六九 第一部 (基本規定、すなわち、第一号から第一九四号まで) の規定と第二部 (一般規則、すなわち、第二〇一号から第六四三号まで) の規定との間に矛盾がある場合には、第一部の規定が優先する。

**第七章 第四十二条 業務規則**

一七〇 1 この条約は、電気通信の利用を規律及びすべての連合員を拘束する法律規則によつて補充する。

一七一 2 第四十五条の規定に従つて行うこの条約の批准又は第四十六条の規定

に従つて行うこの条約への加入は、その批准又は加入の時に効力を有する業務規則の受諾を含む。

### 一七二 3 連合員は、権限のある主管官会議が行つた業務規則の改正についての承認を事務総局長に通知する。事務総局長は、この承認の通知を受領することに、これを連合員に通告する。

### 一七三 4 この条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この条約の規定が優先する。

### 一七四 第四十三条 現行の業務規則の効力

第一七〇号の業務規則は、この条約の署名の時に効力を有する業務規則とする。この業務規則は、この条約に附屬するものとみなされ、第五三号の規定に従つて採択されることがある一部改正に従うことを条件として、権限のある世界主管官会議がこの条約に附属するものとしてこの業務規則に代えるため新たに作成する業務規則の効力發生の時まで効力を有する。

### 第四十四条 条約及び規則の実施

一七五 1 連合員は、自分が設置し又は運用するすべての電気通信の局で、国際業務を行ふもの又は他の国際無線通信業務を行ふものについて、この条約及び業務規則に従う義務を負う。ただし、第三十八条の規定によつてこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。

### 一七六 2 連合員は、また、自分が電気通信に関する設置及び運用を許可した企業で、国際業務を行ふもの又は他の国際無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるおそれがある場合においても、こ

のにこの条約及び業務規則を遵守せらるため、必要な措置をとらなければならない。

### 第四十五条 条約の批准

一七七 1 この条約は、各署名政府により、それぞれ自国の現行の憲法上の規定に従つて批准されなければならぬ。批准書は、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により事務総局長にてできる限り速やかに送付するものとし、事務総局長は、これを連合員に通告する。

### 一七八 2 (1) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名政府は、第一七七号の規定に従つて批准書を寄託していない場合にも、第八号から第一一号までの規定により連合員に与えられる権利を有する。

### 一七八 2 (2) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第一七七号の規定に従つて批准書を

### 一八一 1 第四十七条 条約の廃棄

この条約を批准し又はこれに加入した連合員は、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により事務総局長にてこの条約を廃棄する旨通告によつてこの条約を廃棄する権利を有する。事務総局長は、これを他の連合員に通知する。

### 一八二 1 第四十六条 条約への加入

この条約に署名しなかつた国の政府は、第一条の規定に従うこととを条件として、いつでもこれに加入することができる。

### 一八三 2 加入書は、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により事務総局長にてできる限り速やかに送付するものとし、事務総局長は、これを連合員に通告する。

### 一八四 1 第四十七条 条約の廃棄

この条約を批准し又はこれに加入した連合員は、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により事務総局長にてこの条約を廃棄する旨通告によつてこの条約を廃棄する権利を有する。事務総局長は、これを他の連合員に通知する。

### 一八五 2 第四十八条 マラガリートレモリノス国際会議、連合の常設機関のいかなる会合又はこの条約に従つて行われる通信によるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。

### 一八六 3 第四十九条 電気通信条約(千九百七十三年の廃止)

この条約は、締約政府の間の関係においては、マラガリートレモリノス国際電気通信条約(千九百七十三年)を廢止し、これに代わる。

### 一八七 4 第五十二条の規定に従つてこの条約が効力を生じた後は、各批准書は、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

### 一八八 4 第五十二条の規定に従つてこの条約を批准しない場合においても、こ

の条約は、既に批准した政府については、その効力を妨げられない。

### 一八九 1 第四十九条 紛争の解決

連合員は、この条約又は第四十二条に規定する規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、外交上の経路によつて、国際紛争の解決のために締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続によつて、又は合意により定めることのできるその他の方針によつて解決することができる。

### 一九〇 2 第五十条 紛争の解決

第一八八号のいずれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者である連合員は、場合に応じ、一般規則又は選択追加議定書に定める手続に従つて、紛争を仲裁に付することができる。

### 一九一 2 第五十二条 定義

この条約においては、文脈に矛盾を生じない限り、附屬書において与えられる意味を有する。

### 一九二 2 第五十三条 定義

(b) 第四十二条に規定する規則で定義するその他の語は、当該規則において与えられる意味を有する。

### 一九三 2 第五十四条 最終規定

すべての連合員は、この条約の締約国でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自らのため及び認められた私企業のために留

保する。非締約国から発する電気通信が連合員によつて受信されたときは、当該通信は、伝送されなければならず、また当該通信が連合員の通信路を経由する限り、この条約及び業務規則の義務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

### 一九四 2 第五十五条 紛争の解決

連合員は、この条約又は第四十二条に規定する規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、外交上の経路によつて、国際紛争の解決のために締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続によつて、又は合意により定めることのできるその他の方法によつて解決することができる。

### 一九五 2 第五十六条 紛争の解決

第一八八号のいずれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者である連合員は、場合に応じ、一般規則又は選択追加議定書に定める手続に従つて、紛争を仲裁に付することができる。

### 一九六 2 第五十七条 定義

この条約においては、文脈に矛盾を生じない限り、附屬書において与えられる意味を有する。

### 一九七 2 第五十八条 定義

(b) 第四十二条に規定する規則で定義するその他の語は、当該規則において与えられる意味を有する。

### 一九八 2 第五十九条 最終規定

すべての連合員は、この条約の締約国でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自らのため及び認められた私企業のために留



長を通じて提出する。

#### 第五十五条 管理理事会

- (1) 管理理事会は、全権委員会議が選出した連合員で構成する。
- (2) 全権委員会議から全権委員会議までの間において管理理事会に欠員が生じた場合には、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかつたもののうち最大の投票数を得たものが、権利として管理理事会の構成員となる。

- (3) 次のいずれかの場合には、管理理事会に欠員が生じたものとみなす。

- (a) 管理理事会の構成員が管理理事会の二回の年次会期に引き続き代表者を出席させなかつた場合

- (b) 連合員が管理理事会の構成員としての地位を放棄した場合

- (c) 管理理事会の構成員により管理理事会に参加するため任命される者は、できる限り、当該構成員の電気通信主管庁の職員である者又は当該電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わつて直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験がある適任者でなければならない。

- (d) 管理理事会は、各年次会期の初めに、地域間の交渉の原則を考慮し、管理事會の構成員の代表者のうちからその議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、次回の年次会期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることができない。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。

#### 官報号外

二三三八 4(1) 管理理事会は、連合の所在地において、年次会期として会合する。

#### 二三三九 5(2) 管理理事会は、年次会期中、例外として追加の会期を開催する

- (3) 通常会期から通常会期までの間において、管理理事会の構成員の過半数の請求があつたとき又は第二六七号に定める条件に従つて議長が発議したときは、議長は、原則として連合の所在地において、管理理事会を招集することができる。

#### 二三四〇 5(3) 管理理事会は、年次会期から通常会期までの間において、管理理事会の構成員の過半数の請求があつたとき又は第二六七号に定める条件に従つて議長が発議したときは、議長は、原則として連合の所在地において、管理理事会を招集することができる。

- (a) 全権委員会議から全権委員会議までの間において、第三十九条及び第四十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、管理理事会は、連合を代表して、同条に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、第四六号の規定により次回の全権委員会に提出する。

- (b) 主管庁会議又は国際諮問委員会長並びに国際諮問委員会の委員長は、権利として管理理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、管理理事会は、その構成員のみに限定した会合を行うことができる。

- (c) 事務総局長は、管理理事会の事務局長としての職務を行う。

- (d) 管理理事会は、会期においてのみ決定を行う。会期中の管理理事会は、例外として、特別の問題を通信によって解決することを決定することができる。

- (e) 管理理事会の各構成員の代表者は、第三一号から第三三三号までに掲げる連合の常設機関のすべての会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。

- (f) 管理理事会の各構成員の代表者は、第三一号から第三三三号までに掲げる連合の常設機関のすべての会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。

- (g) 連合の事務の運営を監督し、その効率的な合理化のための適正な措置を決定すること。

- (h) 全権委員会議が定める経費の限度額を考慮し、かつ、できる限りの節減を行うことを旨として、他方、会議を通じて又は常設機関の作業計画を通じてできる限りや度の予算の見積書を審査し及び決定すること。この場合において、連合の責務であることに留意して、連合の年度予算及びその翌年度の予算の見積書を審査し及び決定すること。

- (i) 管理理事会は、第三〇二号に規定する作業計画に関する調整委員会の意見で事務総局長が報告するもの並びに第三〇一号及び第三〇四号に規定する費用分析の結果を考慮に入れる。

- (j) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合は、次回の全権委員会議に

担する。

任務を履行するため、特に次のことを行う。

- (a) 全権委員会議から全権委員会議までの間において、第三十九条及び第四十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。

- (b) 連合の事務上及び会計上の活動に必要と認めるすべての規則並びに俸給、手当及び年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮した事務規則を作成すること。

- (c) 連合の事務の運営を監督し、その効率的な合理化のための適正な措置を決定すること。

- (d) 全権委員会議が定める経費の限度額を考慮し、かつ、できる限りの節減を行うことを旨として、他方、会議を通じて又は常設機関の作業計画を通じてできる限りや度の予算の見積書を審査し及び決定すること。この場合において、連合の責務であることに留意して、連合の年度予算及びその翌年度の予算の見積書を審査し及び決定すること。

- (e) 管理理事会は、第三〇二号に規定する作業計画に関する調整委員会の意見で事務総局長が報告するもの並びに第三〇一号及び第三〇四号に規定する費用分析の結果を考

- 慮に入れる。

- (f) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合は、次回の全権委員会議に

(j) 提出するため、この計算書を承認すること。	二五六
(k) 必要な場合には、次のことを行うこと。	二五七
1 専門職以上の職（選挙によつて任命される職を除く。）の職員の基準俸給表を、共通制度中のこれらに相当する職の職員について国際連合の定める基準俸給表に一致させるように調整すること。	二五八
2 一般職の職員の基準俸給表を、連合の所在地について国際連合及び専門機関の適用する俸給表に一致させるように調整すること。	二五九
3 専門職以上の職（選挙によつて任命される職を含む。）の勤務地手当を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに応じて調整すること。	二六〇
4 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に応じて調整すること。	二六一
5 連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛金を、同基金の合同委員会の決定に応じて調整すること。	二六二
6 国際連合における例に倣つて、連合の職員保険基金の受給者に支払う物価賃貸手当を調整すること。	二六三
(l) 前二条の規定に従つて全権委員会議及び主管局会議の招集に必要な措置をとること。	二六四
(m) 有用と認める意見を全権委員会に提出すること。	二六五

(n) 世界主幹事会議については連合員の過半数、地域主幹事会議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て、主幹事会議を準備し及び組織するために連合の常設機関が行う技術的な援助その他の援助に關し、これららの常設機関に適切な指示を与えること。	二六六
(o) 第一〇三号の規定に従つことを条件として、第六九号又は第七〇号に定める状態において事務総局長又は事務総局次長の職が空席となつた場合には、この空席が通常なった場合には、この空席が通常会期の前九十日以内に生じたときは通常会期において、第六九号又は第七〇号に定める期間内に議長が管理理事会を招集したときはその会期において、これを補充すること。	二六七
(p) 國際諮問委員会の委員長の職が空席となつた場合には、この空席が生じた日の後の最初の通常会期においてこれを補充すること。このようにして任命された委員長は、第三二三号に定めるところにより次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとして、次回の全権委員会議においてこの職に対する被選挙資格を有す	二六八
(q) 國際連合の常設機関の作業計画及びその進展並びに運営方法（会合日程を含む。）を審査し及び調整し、また、特に、会議及び会合の回数して適當と認める措置をとること。	二六九
(r) この条約に定めるその他の職務並びに、この条約及び業務規則の範囲において、連合の良好な管理又はその常設機関のそれぞれの職務を行うこと。	二七〇
(s) この条約、業務規則及びこれらの附屬書に規定されておらず、かつ、次回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て必要な措置をとること。	二七一
(t) 前回の全権委員会議の後の連合のすべての機関の活動に関する報告を提出すること。	二七二
(u) 会期の後できる限り速やかに、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を連合員に送付すること。	二七三
(v) 連合の職員の衡平な地理的配分を確保するために必要な決定を行うものとして、この決定の実施について監督すること。	二七四
(w) 第五十六条 事務総局	二七五
1 事務総局長は、次のことを行う。	二七六
(a) 連合の職員、財源その他の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、第九六号に規定する調整委員会の意見を考慮して、連合の各常設機関の活動を調整すること。	二七七

(b) 全権委員会議が与える指示及び	二七八
(c) 常設機関の専門事務局の設置に関する事務的措置をとり、並びに各常設機関の長による選考及び推薦に基づいて専門事務局の職員を任命すること。もつとも、任免の最終的決定は、事務総局長が行う。	二七八
(d) 国際連合及び専門機関の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを管理理事会に報告すること。	二八一
(e) 管理理事会が承認する事務規則及び会計規則の適用を確保すること。	二八二
(f) 連合の機関に対して法律上の助言を与えること。	二八三
(g) 事務的な管理の必要上、連合の本部職員の最も効果的な活用を確保し及び共通制度の勤務条件をこれらの職員に適用するため、これららの職員に直接補佐するための職員の監督を行うこと。国際諮問委員会の委員長を直接補佐するためには、任命される職員及び国際周波数登録委員会を直接補佐するための職員の監督を行つて、これらの職員は、管理理事会及び事務総局長の一般的な事務上の指示に従いつつ、上司の直接の指揮の下に執務する。	二八四
(h) 連合の全般的な利益のため、国際周波数登録委員会の議長又は関係諮問委員会の委員長と協議の上、連合の本部における事務量の変動に応じて職員を他の職務に臨時に配置すること。事務総局長は、臨時の配置及びその会計上の影響	二八五

<p>二八四 (i) 連合の会議の前後において事務局としての事務を行うこと。</p> <p>(j) 地域的な協議の結果を考慮して、第四五〇号に定める代表団の長の第一回会合のために勧告を作成すること。</p> <p>(k) 必要な場合には招請政府と協力して、連合の会議の事務局を設置し、及び関係常設機関の長と協力して、必要と認める範囲で第二八三号の規定に従つて連合の職員を臨時に配置することにより、連合の各常設機関の会合の開催に必要な役務を提供すること。事務総局長は、請求があるときは、連合によつて、電気通信に関するその他の会合の事務局を設置することができる。</p> <p>(l) 連合の常設機関又は主管庁が提示する資料によつて作成する正式の記録（登録原簿その他国際周波数登録委員会の任務に關係がある不可欠な記録を除く。）を常時整備しておくこと。</p> <p>(m) 連合の常設機関の主要な報告並びに電気通信の国際業務の利用に関する意見及びこの意見に由来する運用上の指示を発表すること。</p> <p>(n) 電気通信に関する国際協定及び地域的協定でその締約国から通報されるものを發表し、当該協定に関する文書を常時整備しておくこと。</p> <p>(o) 国際周波数登録委員会の技術基準並びに同委員会がその任務として作成する周波数及び対地静止衛星軌道の位置の割当て及び利用に</p>	<p>二八六 (p) 必要な場合には連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し、及び常時整備しておくこと。</p> <p>二九一 (p) 必要な場合には連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し、及び常時整備しておくこと。</p> <p>二九二 1 連合の構成及び組織を示す文書</p> <p>二九三 2 業務規則に規定する連合の一一般統計及び正式の業務書類</p> <p>二九四 3 会議又は管理理事会の指示によつて作成するその他のすべての文書</p> <p>二九五 (q) 全世界における電気通信に関する国内情報及び国際情報を収集し、適當な形式によつて発表すること。</p> <p>二九六 (r) 連合の他の常設機関と協力して、開発途上国（登録原簿その他国際周波数登録委員会の任務に關係がある不可欠な記録を除く。）に於ける電気通信網の改善を援助するため、これらの国に於いて特に有用と認められる技術及び業務に關する情報を収集し及び発表し、また、国際連合の主催する国際的計画が提供する可能性についてこれらの国の注意を促すこと。</p> <p>二九七 (s) 電気通信業務の最高の能率を確保すること、特に、混信を減少させるための無線周波数の最良の利用を確保することを目的として、技術的手段の実施に関して連合員にとつて有用と認められるすべての情報を収集し、発表すること。</p> <p>二九八 (t) 収集された情報又は利用することができる情報（他の国際機関から収集することができるものを含む。）により、電気通信に関する一般の情報及び資料の雑誌を定期的に刊行すること。</p> <p>二九九 (u) 関係国際諮問委員会の委員長又は、必要な場合には、国際周波数登録委員会の議長と協議の上、連合のすべての刊行物の形式及び体裁を、その性格及び内容並びに最も適當かつ経済的な刊行方法を考慮して決定すること。</p> <p>二九九 (v) 発表された文書を適當な時期に配布するよう必要な措置をとること。</p> <p>二九九 (w) 調整委員会と協議を行い、かかる限りの節減を行つた後、全権委員会が定める限度額の範囲内で連合の経費を賄う年度予算案及びその翌年度の予算の見積書を作成すること。これらの報告及び計算書は、管理理事会の検査及び承認を得た後、連合員に送付し、並びに審査及び最終的承認を受けるために次回の全権委員会に提出する。</p> <p>二九九 (aa) 調整委員会の援助の下に、管理理事会に毎年提出する会計報告及び全権委員会議直前までの総括的計算書を作成すること。これらの報告及び計算書は、管理理事会の検査及び承認を得た後、連合員に送付し、並びに審査及び最終的承認を受けるために次回の全権委員会に提出する。</p> <p>二九九 (ab) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に関する年次報告を作成し、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員に送付すること。</p> <p>二九九 (ac) その他連合のすべての事務局の職務を行うこと。</p> <p>二九九 (ad) 管理理事会が委任するその他の職務を行うこと。</p> <p>二九九 (ae) 全権委員会議及び主管庁会議並びに国際諮問委員会の総会に顧問の資格で出席するものとする。管理理事会の会合への参加については、第二四一号及び第二四二号に定めるところによる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての会合に顧問の資格で参加することができる。</p> <p>二九九 (af) 第五十七条 国際周波数登録委員会は、無線通信の分野において十分な技術的能力を有し、かつ、周波数の割当て及び利用について実務</p>
--	--

上の経験を有する者でなければならぬ。

(2) 各委員は、また、第七九号の規定によつて国際周波数登録委員会が取り扱う問題を一層理解することができるよう、世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口的事情に精通していなければならぬ。

三二二 2 (1) 選挙の手続は、第七三号に定めるとところに従つて、全権委員会議が定める。

(2) 在任中の委員は、各選挙において、自己の属する国により候補者として再び指名されることができる。

(3) 委員は、当該委員を選出した全権委員会議が定める日に就任し、通常、その後任者を選出する会議が定める日までその職にとどまる。

(4) 委員を選出する全権委員会議から委員を選出する全権委員会議までの間において、選出された委員が辞職し、職務を放棄し、又は死亡した場合には、事務総局長は、国際周波数登録委員会の議長の請求により、関係地域に属する連合員に管理理事会の次回の年次会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、管理理事会の会期の前において又は管理理事会の年次会期から次回の全権委員会議までの間ににおいて九十日を超えて空席が生ずる場合には、当該委員の属する国は、自国民である後任者をできる限り速やかに、かつ、九十日以内

に指名するものとし、この後任者は、管理理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。自國民である後任者を指名した場合は、この後任者に係る旅費は、その主管庁の負担とする。後任者は、場合に応じ、管理理事会又は全権委員会議による選挙に対する候補者として指名されることができる。

三二三 2 (1) 選挙の手續は、第七三号に定めるとところに従つて、全権委員会議が定める。

(2) 在任中の委員は、各選挙において、自己の属する国により候補者として再び指名されることができる。

(3) 委員は、当該委員を選出した全権委員会議が定める日に就任し、通常、その後任者を選出する会議が定める日までその職にとどまる。

(4) 委員を選出する全権委員会議から委員を選出する全権委員会議までの間において、選出された委員が辞職し、職務を放棄し、又は死亡した場合には、事務総局長は、国際周波数登録委員会の議長の請求により、関係地域に属する連合員に管理理事会の次回の年次会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、管理理事会の会期の前において又は管理理事会の年次会期から次回の全権委員会議までの間ににおいて九十日を超えて空席が生ずる場合には、当該委員の属する国は、自国民である後任者をできる限り速やかに、かつ、九十日以内

に指名するものとし、この後任者は、管理理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。自國民である後任者を指名した場合は、この後任者に係る旅費は、その主管庁の負担とする。後任者は、場合に応じ、管理理事会又は全権委員会議による選挙に対する候補者として指名されることができる。

三二四 3 (1) 國際周波数登録委員会の運営方法は、無線通信規則で定める。

(2) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行う。その後は毎年、副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選出される。

(3) 國際周波数登録委員会は、専門事務局によつて補佐される。

三二五 4 委員は、その職務の遂行に当たりいかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機關若しくは人からもその指示を求めてはならず又は受けはならない。また、連合員は、国際周波数登録委員会及びその委員の職務の国際的な性格を尊重するものとし、いかなる場合にも、これら委員に対し、その職務の遂行について影響を及ぼさうとしてはならない。

三二六 2 (1) 各国際諮問委員会が研究及び意見を表明すべき問題は、その総会が自ら研究に付することを決定した問題又は総会から總会までの間において少なくとも二十の連合員が研究に付することを通じて、請求し若しくは承認した問題のほか、全権委員会議、主管庁会議、管理理事会、他の国際諮問委員会又は国際周波数登録委員会について付託される問題とする。

(2) 各国際諮問委員会は、また、関係国の請求に基づき、その国内電気通信の問題について研究し、及び助言を与えることができる。この問題の研究は、第三二六号の規定に従つて行うものとし、技術的な解決方法の比較を前提とする場合には、経済的な要素を考慮する

ことができる。

三二七 1 各国際諮問委員会の運営は、次のものによつて行う。

(a) 総会 総会は、四年ごとに会合することが望ましい。総会は、関係世界主管庁会議が招請されたときは、できる限り、当該会議の少

なくとも八箇月前に会合する。

三二八 1 (1) 調整委員会は、第五七号に規定すべき問題を取り扱うため、検討すべき問題を取り扱うため、總会が設置する。

(c) 委員長 委員長は、全権委員会議から全権委員会議までの期間のために全権委員会議が選出する。委員長は、次回の全権委員会議で再選されることができる。不測の事情により委員長の職が空席となつた場合には、第二六八号の規定に従つて、管理理事会が次回の年次会期において新たな委員長を任命する。

(d) 専門事務局 専門事務局は、委員長を補佐する。

(e) 研究所又は技術的施設 研究所又は技術的施設は、連合が設置する。

三二九 2 (1) 各国際諮問委員会が研究及び意見を表明すべき問題は、その総会が自ら研究に付することを決定した問題又は総会から總会までの間において少なくとも二十の連合員が研究に付することを通じて、請求し若しくは承認した問題のほか、全権委員会議、主管庁会議、管理理事会、他の国際諮問委員会又は国際周波数登録委員会について付託される問題とする。

(2) 調整委員会は、技術協力の分野における連合の活動の結果を審査し、事務総局長を通じて管理理事会に勧告を提出する。

(3) 調整委員会は、技術協力の分野における連合の活動の結果を審査し、事務総局長を通じて管理理事会に勧告を提出する。

三三〇 2 調整委員会は、全会一致の合意により結論に達するよう努める。調整委員会の議長は、調整委員会の過半数の支持を得られない場合において、審議中の問題の解決が緊急を要すると認め、かつ、管理理事会の次回の会期まで待つことができないと認めるときは、例外的に自らの責任で決定を行うことができる。この場合において、議長は、この問題について当該決定を行つた理由及び調整委員会の他の構成員が書面により表明した意見を付して、管理理事会の構成員に書面で速やかに報告する。過半数の支持を得られなかつた審議中の問題が緊急を要しないが重要な場合には、これを管理理事

会の次回の会期で検討するため提出する。

調整委員会は、議長の招集によりて、少なくとも毎月一回会合するものとし、また、必要な場合には、二の構成員の請求により、会合することができる。

三一三一 4 調整委員会の業務に関して作成される報告は、請求に基づいて管理理事会の構成員に提供される。

三一三二 4 調整委員会の業務に関して作成される報告は、請求に基づいて管理理事会の構成員に提供される。

第九章 会議に関する一般規定

第六十条 招請政府が開く全権委員会議への招請及び参加の承認

三一三四 1 招請政府は、管理事會と合意の上、会議の確定期日及び正確な場所を定める。

三一三五 2 (1) 招請政府は、会議の確定期日の一年前に、各連合員の政府に招請状を発出する。

三一三六 2 (2) 招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により発出することができる。

三一三七 3 事務総局長は、第三十九条の規定に従つて国際連合に招請状を発出し、及び、請求があるときは、第三十二条に規定する電気通信に関する地域的機関に招請状を発出する。

三一三八 4 招請政府は、管理理事会と合意の上又は管理理事会の提議により、国際連合の専門機関及び国際原子力機関に対し、相互主義に基づいて、顧問の資格で会議に参加するオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

三一三九 5 (1) 連合員の回答は、会議の開会の遅くとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答

は、代表団の構成に関するすべての事項を示すものとする。

三一四〇 2 (2) 招請政府に対する回答は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により行うことができる。

三一四一 6 連合のすべての常設機関は、顧問の資格で会議に代表者を出席させる。

三一四二 7 次の者は、全権委員会議に参加することを認められる。

三一四三 6 (a) 第二附屬書に定義する代表団

三一四五 6 (b) 国際連合のオブザーバー

三一四五 6 (c) 第三十二条に規定する電気通信に関する地域的機関のオブザーバー

三一五六 6 (d) 第三三八号の規定により招請される専門機関及び国際原子力機関のオブザーバー

三一五七 6 (e) 第三四九号から第三五一号までの規定により認められる国際機関のオブザーバー

三一五八 6 (f) 第三三八号から第三五一号までの規定により認められた私企業の派遣する代表者で、当該私企業が属する連合員によつて正當に許可されるもの

三一五九 6 (g) 認められた私企業の派遣する代表者で、当該私企業が属する連合員によつて正當に許可されるもの

三一六〇 6 (h) 地域主管庁会議に投票権なしで参加するその他の地域の連合員のオブザーバー

三一六一 1 (1) 第三三四号から第三四〇号までの規定は、主管庁会議に準用する。

三一六二 1 (2) 連合員は、受領した招請状について、認められた私企業に通知する。

三一六三 1 (1) 第三三四号から第三四〇号までの規定は、主管庁会議に準用する。

三一六四 2 (1) 受諾された提議が連合の所在地以外において会議を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によつてすべての連合員に通知する。

三一六五 2 (2) 関係国の政府から肯定的回答が行われた場合には、事務総局長は、当該政府と合意の上、会議の開催に必要な措置をとる。

三一六六 2 (3) 関係国の政府から否定的回答が行われた場合には、事務総局長は、会議の招集を請求した連合員に對し、開催の場所について新たに提議を行ふよう要請する。

三一六七 5 (3) 行われた場合には、事務総局長は、会議の招集を請求した連合員に對し、開催の場所について新たに提議を行ふよう要請する。

三一六八 6 (1) 提議の全体(議事日程、場所及び期日)が第二二九号の規定に従つて決定される連合員の過半数によつて受諾された提議が連合の所在地において会議を開催しようとするものであるときは、第六十四条の規定を適用する。

三一六九 6 (2) 関心を有する国際機関は、招請政府に対し、通告の日付の日から二箇月の期間内に、参加の承認を請求する。

たときは、これを最も適当な電気通信手段によつてすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。

三一七一 3 次の者は、主管庁会議に参加することを認められる。

三一七二 3 (a) 第二附屬書に定義する代表団

三一七三 3 (b) 国際連合のオブザーバー

三一七四 3 (c) 第三十二条に規定する電気通信に関する地域的機関のオブザーバー

三一七五 3 (d) 第三三八号の規定により招請される専門機関及び国際原子力機関のオブザーバー

三一七六 3 (e) 第三四九号から第三五一号までの規定により認められる国際機関のオブザーバー

三一七七 3 (f) 第三三八号から第三五一号までの規定により認められた私企業の派遣する代表者で、当該私企業が属する連合員によつて正當に許可されるもの

三一七八 3 (g) 認められた私企業の派遣する代表者で、当該私企業が属する連合員によつて正當に許可されるもの

三一七九 3 (h) 連合の常設機関。ただし、顧問の資格によるものとし、かつ、当該常設機関の権限内の問題を會議が取り扱う場合に限る。会議は、必要な場合には、代表者を出席させることを必要と認めなかつた機関を招請することができる。

三一八〇 3 (i) 地域主管庁会議に投票権なしで参加するその他の地域の連合員のオブザーバー

三一八一 1 (1) 連合員は、その旨を会議の議事日程、場所及び期日に關する提議とともに、事務総局長に通知する。

三一八二 2 事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受け

に通知し、異論が生じた事項について六週間以内に最終的に意思を表明するよう連合員に要請する。

(2) 異論が生じた事項は、第二二九号の規定に従つて決定される連合員の過半数が承認したときは、採択されたものとみなす。

三七〇 7 この条に定める手続は、管理理事会が世界主管庁会議の招集を提議する場合に準用する。

第六十三条 連合員の請求又は管理理事会の提議による地域主管庁会議の招集に関する手続

三七一 地域主管庁会議の場合には、前条に定める手続を、関係地域の連合員についてのみ準用する。会議の招集が当該地域の連合員の発議によって行われるときは、事務総局長が当該地域の連合員の四分の一から一致した請求を受けることで足りる。

第六十四条 招請政府がない会議に関する規定

三七二 招請政府がない会議を開催するときは、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。事務総局長は、スイス連邦政府と合意の上、連合の所在地において会議を招集し及び組織するため、必要な措置をとる。

第六十五条 すべての会議に共通の規定(会議の期日又は場所の変更)

三七三 1 第六十二条及び第六十三条の規定は、連合員の請求又は管理理事会の提議によつて会議の期日及び場所又はこれらのいずれかを変更する場合に準用する。ただし、その変更は、第二二九号の規定に従つて決定される関係連合員の過半数が賛成の意思

を表明した場合に限り、行うことができる。

三七四 2 会議の期日又は場所の変更を提議する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。

三七五 3 事務総局長は、必要な場合には、定められた場所における会議の開催がある会計上の影響(例えば、当初場合における影響)を第三六二号に定める通知で通報する。

第六十六条 会議に対する提案及び報告の提出の期限及び方法

三七六 1 事務総局長は、招請状が発出された後直ちに、連合員に対し、会議の業務に関する提案を四箇月以内に事務総局長に送付するよう要請する。

三七七 2 その採用がこの条約又は業務規則の本文の改正をもたらす提案は、改正を必要とする本文の部分を規定番号によって表示するものとし、それぞの場合につき、その理由をできる限り簡潔に示さなければならぬ。

三七八 3 事務総局長は、提案を受領することに、これをすべての連合員に通知する。

三七九 4 事務総局長は、主管庁、管理理事会並びに国際諮問委員会の総会及び会議準備会合から受領した提案又は報告を集めて整理し、会議の開会の少なくとも四箇月前に連合員に通知する。連合の役員は、提案を提出する。連合の役員は、提案を提出する。

第六十七条 会議に対する代表団の委任

三八〇 1 連合員が会議に派遣する代表団は、関係連合員の投票権を行使する場合に限り、行うことができる。

三八一 2 (1) 全権委員会議に対する代表団は、元首、政府の長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。

三八二 3 事務総局長は、必要な場合には、定められた場所における会議の開催がある会計上の影響(例えば、当初場合における影響)を第三六二号に定める通知で通報する。

三八三 4 第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一による確認を最終文書の署名前に受けることを条件として、代表団は、会議が開催される國の政府に対して派遣され、その場合につき、その理由をできる限り簡潔に示さなければならぬ。

三八四 5 事務総局長は、提案を受領するときに、これをすべての連合員に通知する。

三八五 6 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めるものとする。もつとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表団を派遣することができないときには、他の連合員の代表団に、自己に代わつて投票しかつ署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一が署名した文書によつて行わなければならない。

三八六 7 投票権を有する代表団は、自己が出席することができない会合における投票権の行使を、投票権を有する他の代表団に委任することができる。この場合には、投票権の行使を委任する代表団は、十分な余裕をもつて、かつ、書面により、会議の議長にその旨を通知する。

三九三 8 代表団は、一を超える票を代理として投ずることができない。

三九四 1 本会議によつて委任状が正規のものであると認められた代表団は、関係連合員の投票権を行使する。

三九五 2 (1) 本会議によつて委任状が正規のものであると認められた代表団は、関係連合員の投票権を行使する。

三九六 3 事務総局長は、必要な場合には、定められた場所における会議の開催がある会計上の影響(例えば、当初場合における影響)を第三六二号に定める通知で通報する。

三九七 4 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めるものとする。もつとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表団を派遣することができないときには、他の連合員の代表団に、自己に代わつて投票しかつ署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一が署名した文書によつて行わなければならない。

三九八 5 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めるものとする。もつとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表団を派遣することができないときには、他の連合員の代表団に、自己に代わつて投票しかつ署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一が署名した文書によつて行わなければならない。

三九九 6 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めるものとする。もつとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表団を派遣することができないときには、他の連合員の代表団に、自己に代わつて投票しかつ署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一が署名した文書によつて行わなければならない。

四〇〇 7 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めるものとする。もつとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表団を派遣することができないときには、他の連合員の代表団に、自己に代わつて投票しかつ署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一が署名した文書によつて行わなければならない。

三九四 9 電報による委任状及び代理権に係る電報による委任状は、受理されない。もつとも、委任状について会議の議長又は事務局が行う照会に対する電報による回答は、受理される。

#### 第十章 國際諮詢委員会に関する一般規定

##### 第六十八条 参加の条件

三九五 1 第八七号及び第八八号に掲げる國際諮詢委員会の構成員は、関係國國際諮詢委員会のすべての活動に参加することができる。

三九六 2 (1) 認められた私企業が行う國際諮詢委員会の業務への参加の請求は、當該私企業を認めた連合員が承認したものとし、連合員は、この請求を事務総局長にあてて送付するものとし、連合員は、當該私企業が行う國際諮詢委員会の業務への参加の請求は、當該私企業を認めた連合員が承認したものとし、連合員は、この請求を事務総局長は、これをすべての連合員に到着した連合員の回答の過半数が賛成であるときは、この請求は、受諾される。事務総局長は、

内に到着した連合員の回答の過半数が賛成であるときは、この請求は、受諾される。事務総局長は、

協議の結果をすべての連合員及び調整委員会の構成員に通報する。

三九七 (2) 認められた私企業は、これを認めた連合員が、當該連合員に代わって當該私企業が行動することを許可する旨を個々の場合に關係國國際諮詢委員会に通報する。關係國國際諮詢委員会の委員長は、當該私企業に対し、その請求に関してとられた措置について通報する。

三九八 3 (1) 國際機關及び第三十二条に規定する電氣通信に関する地域的機関のうち、その業務を連合の業務と調整するもので、連合の業務と関連する活動を行うものは、顧問の資格で國際諮詢委員会の業務に参加することを認められる。

(2) 國際機關又は第三十二条に規定

する電氣通信に関する地域的機関が行う國際諮詢委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長に通報し、及び連合員に対してこの請求の受諾について意思を表明するよう要請する。一箇月の期間内に到着した連合員の回答の過半数が賛成であるときは、この請求は、受諾される。事務総局長は、これを最も適當な電気通信手段によつてすべての連合員に通報し、及び連合員に対してこの請求の受諾について意思を表明するよう要請する。一箇月の期間内に到着した連合員の回答の過半数が賛成であるときは、この請求は、受諾される。事務総局長は、

協議の結果をすべての連合員及び調整委員会の構成員に通報する。

#### 四〇〇 4 (1) 學術団体又は工業団体で、電気通信の問題の研究又は電氣通信業務用の器材の研究若しくは製作に從事するものは、関係國の主管庁の承認を条件として、國際諮詢委員会の研究委員会の会合に顧問の資格で参加することを認められ

る。

#### 四〇一 2 (2) 學術団体又は工業団体が行う國際諮詢委員会の研究委員会の会合への参加の請求は、關係國の主管庁が承認したものでなければならぬ。主管庁は、この請求を事務総局長にあてて送付するものとし、事務総局長は、これをすべての連合員及び關係國國際諮詢委員会の委員長に通報する。關係國國際諮詢委員会の委員長は、當該團體に對し、その請求に関してとられた措置について通報する。

#### 四〇二 5 認められた私企業、國際機關、電氣通信に関する地域的機関又は學術団体若しくは工業団体で、國際諮詢委員会の業務に参加することを認め

られたものは、事務総局長にあてた通告によつてその参加を終止する権利を有する。その終止は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

##### 第六十九条 総会の任務

##### 四〇三 総会は、次のことを行う。

四〇四 (a) 研究委員会の報告を審査し、及びこの報告中の意見案を承認し、修

正し、又は否決すること。

##### 四〇五 (b) 研究中の問題についてその研究を繼續する必要があるかないかを判定するために審査を行い、及び

第三二六号の規定により研究に付された新たな問題の表を作成すること。

新たな問題の作成に当たつては、その研究が原則として総会から総会までの期間の二倍の期間の間に完了すべきであることに留意する。

四〇六 (c) 連合の資源に対する要求を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、第四〇五号の規定に基づく作業計画を承認し、問題の重要性、優先性及び緊急性に応じてその研究の順序を決定すること。

四〇七 (d) 第四〇六号の規定に基づいて承認された作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定すること。

四〇八 (e) 研究すべき問題を研究委員会に割り当てる。

四〇九 (f) 前回の総会の後の國際諮詢委員会の業務に関する委員長の報告を審査し及び承認すること。

四一〇 (g) 管理理事会に提出するため、必要な場合に、第四三九号の規定に従

つて委員長が提出する見積書で次回の総会までの國際諮詢委員会の会計の要求に関するものを承認すること。

四一一 (h) 決議及び決定を採択する場合に予見可能な会計上の影響を考慮するものとし、全権委員会の定めた最高限度額を超える支出をもたらすことがある決議及び決定の採択を避けるよう努めること。

##### 四一二 (i) 世界プラン委員会の報告並びに第十一条及びこの章の規定の範囲内で必要と認めるその他のすべての問題を審査すること。

##### 四一二 (j) 第七十一条 総会の会合

##### 四一三 1 総会は、通常、前回の総会が定めた期日に、定めた場所で会合する。

##### 四一四 2 総会の会合の期日及び場所又はこれらのはずれかは、連合員の意見を求めた事務総局長の要請に応じて回答した連合員の過半数の承認を得た上で、変更することができる。

##### 四一五 3 國際諮詢委員会の総会の各会合においては、会合が開催される国の代表団の長又は、会合が連合の所在地において開催されるときは、総会で選出された者が議長となる。議長は、総会で選出された副議長によつて補佐される。

##### 四一六 4 事務総局長は、關係國際諮詢委員会の委員長と合意の上、総会及び研究委員会の会合のため、必要な事務上及び会計上の措置をとる。

##### 四一七 1 (1) 総会の用語は、第十六条及び第七十八条に定める用語とする。

##### 四一八 (2) 研究委員会の準備文書、総会の

文書及び議事録並びに総会の閉会後、後に国際諮問委員会が発表する文書は、連合の三の業務用語により作成する。

四一九 2 國際諮問委員会の総会の会合において投票を許される連合員は、第一〇号に規定する連合員とする。もつとも、連合員が主管庁によつて代表されていないときは、第三九七号の規定に従うことを条件として、関係連合員の認められた私企業の派遣する代表者が、その数を問わず全体で一の票のみを投げる権利を有する。

四二〇 3 権限の委任に関する第三九一号から第三九四号までの規定は、総会に準用する。

#### 第七十二条 研究委員会

四二一 1 総会は、研究に付する問題を取り扱うために必要な研究委員会を設置し、必要に応じて存続させる。主管庁、認められた私企業並びに第三九八号及び第三九九号の規定に従つて認められる国際機関及び電気通信に関する地域的機関で、研究委員会の業務への参加を希望するものは、そく關係国際諮問委員会の委員長に通知する。

四二二 2 また、第四〇〇号及び第四〇一号の規定に従うことの条件として、学術団体又は工業団体の専門家は、研究委員会の会合に顧問の資格で参加することを認められる。

四二三 3 総会は、通常、各研究委員会について一人の主任報告者及び一人の副主任報告者を任命する。研究委員会の業務量の上で必要なときは、総会は、これに必要と認める追加の副主任報告者は、これに必要と認める副主任報告者は、主任報告者を任命する。主任報告者及び副主任報告者を任命する場合に、能力に関する基準、衡平な地理的配分の必要性及び開発途上国の一層効果的な参加を促進する必要性について、特別の考慮を払わなければならぬ。総会から総会までの間に、主任報告者がその職務を行なうことができなくなり、かつ、その研究委員会の副主任報告者が一人のみ任命されているときは、この副主任報告者がその地位に就く。総会が二人以上の副主任報告者を任命している研究委員会は、次回の会合において、これらの副主任報告者の中から新たな主任報告者を、また、必要な場合には、研究委員会の構成員の中から新たな副主任報告者を選出する。総会が二人以上の副主任報告者を任命している研究委員会は、総会から総会までの間において副主任報告者の一人がその職務を行うことができなくなつたときは、同様に、新たなる副主任報告者を選出する。

#### 第七十三条 研究委員会の業務の処理

四二四 1 研究委員会に付託された問題は、できる限り、通信によつて処理する。

四二五 2 (1) もつとも、総会は、多くの問題を一括して処理するために必要と認める研究委員会の開催に関し、有用な指示を与えることができる。

四二六 2 (2) 研究委員会は、原則として、総会から総会までの間において、総会の前の最終会合を含めて三回以上会合してはならない。

四二七 3 (3) また、研究委員会の主任報告者は、これに必要と認める追加の副主任報告者は、主任報告者を任命する。主任報告者及び副主任報告者を任命する場合に、能力に関する基準、衡平な地理的配分の必要性及び開発途上国の一層効果的な参加を促進する必要性について、特別の考慮を払わなければならぬ。総会から総会までの間に、主任報告者がその職務を行なうことができなくなり、かつ、その研究委員会の副主任報告者が一人のみ任命されているときは、この副主任報告者がその地位に就く。総会が二人以上の副主任報告者を任命している研究委員会は、次回の会合において、これらの副主任報告者の中から新たな主任報告者を、また、必要な場合には、研究委員会の構成員の中から新たな副主任報告者を選出する。総会が二人以上の副主任報告者を任命している研究委員会は、総会から総会までの間において副主任報告者の一人がその職務を行うことができなくなつたときは、同様に、新たなる副主任報告者を選出する。

四二八 3 総会は、必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。

四二九 4 國際諮問委員会の委員長は、事務総局長と協議の後、各種の関係研究委員会の主任報告者と合意の上、同から総会までの間において副主任報告者の一人がその職務を行うことができなくなつたときは、同様に、新たなる副主任報告者を選出する。

四二九 5 國際諮問委員会の委員長は、参加した主管庁、國際諮問委員会の認められた私企業並びに参加した国際機関及び電気通信に関する地域的機関に対し、研究委員会の最終報告を送付する。この報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも次回の総会の期日の少なくとも一箇月前に到着するよう送付する。この規定は、研究委員会の会合を総会の会合の直前に行なう場合には、適用しないことができる。このような条件に従つて送付される報告の対象となるなかつた問題は、総会の議事日程に掲げることができない。

#### 第七十四条 条 委員長の任務及び専門事務局

四三一 1 (1) 國際諮問委員会の委員長は、総会及び研究委員会の業務を調整するものとし、國際諮問委員会の業務を組織することについて責任を負う。

四三一 2 (2) 委員長は、國際諮問委員会の文書について責任を負うものとし、事務総局長と協力して、これを連合の業務用語により発表するために必要な措置をとる。

四三二 3 (3) 委員長は、その直接の指揮の下に國際諮問委員会の業務を組織するため執務する専門職員から成る事務局によつて補佐される。

四三三 4 (4) 國際諮問委員会の専門事務局、研究所及び技術的施設の職員は、第二八二号の規定による事務総局長の管理上の監督に服する。

四三四 5 (5) 委員長は、全權委員会議又は管理理事会が承認した予算の範囲内で、専門事務局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が委員長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

四三五 6 (6) 委員長は、総会及び研究委員会の討論に権利として顧問の資格で参加する。委員長は、第四一六号の規定に従うことの条件として、総会及び研究委員会の会合の準備に関するすべての措置をとる。

四三六 7 (7) 委員長は、総会に提出する報告において、前回の総会の後の國際諮問委員会の活動を報告する。この報告は、承認を得た後、管理理事会に提

四三八 5 委員長は、前年中の国際諮問委員会の活動に関する報告を、管理理事会の年次会期に提出する。

四三九 6 委員長は、次回の総会までの国際諮問委員会の会計上の要求に関する見積書について、事務総局長と協議の上、総会の承認を求める。この見積書は、承認を得た後、管理理事会に提出するため、事務総局長に送付する。

四四〇 7 委員長は、翌年度の国際諮問委員会の経費の見積書を、事務総局長が連合の年度予算案に含めるよう、国際諮問委員会の会計上の要求に関する見積書に基づいて作成する。

四四一 8 委員長は、この条約の範囲内で、必要な限り連合の技術協力及び技術援助の活動に参加する。

四四二 1 国際諮問委員会の総会は、その意見から又は実施中の研究の成果から直接生ずる提案を主管庁会議に提出する権限を有する。

四四三 2 國際諮問委員会の総会は、また、業務規則の改正提案を作成することができる。

四四四 3 第四四二号及び第四四三号の提案は、第三七九号に定める条件に従つて集め、整理し、及び通知するため、十分な余裕をもつて事務総局長にあてて送付する。

第七十六条 国際諮問委員会相互の関係

四四五 1 (1) 西国際諮問委員会の総会は、共

出するため、事務総局長に送付する。

四四六 2 (2) 両国際諮問委員会の委員長は、共通の利害関係を有する問題について研究し及び意見を表明するため、合同委員会を設置することができる。

四四七 2 (2) 両国際諮問委員会の委員長は、本会議の第一回会合においては、本会議の第一回会合の議事日程を作成し、かつ、交替の原則、地理的配分、必要な能力及び第四四四号の規定を考慮して、会議及びその委員会の組織並びにこれらの議長及び副議長の指名について提議を行う。

四五一 2 (2) 代表団の長の会合の議長は、第四五二号及び第四五三号の規定により指名される。

四五二 2 (1) 会議は、招請政府が指名する者が開会する。

四五三 2 (2) 招請政府がない場合には、会議表者を出席させるよう招請されたときは、第三二九号の規定を考慮して、顧問の資格で代表者を出席させたための措置をとる権限を有する。

四五八 3 事務総局長、事務総局次長、国際諮問委員会の議長及び他の国際諮問委員会の委員長又はこれらの者の代理は、国際諮問委員会の会合に顧問の資格で出席することができる。国際諮問委員会は、必要な場合には、その会合に代表者を出席させることを必要と認めなかつた連合の業務に対し、代表者を顧問の資格で出席させるよう招請することができる。

四五九 1 座順

四四九 2 第十一章 会議及び他の会合の内部規制

四五六 3 第七十七条 会議及び他の会合の内部規則

四五六 4 1 会議の会合における代表団の席順

四五六 4 2 会議の議長及び副議長の選挙

四五六 4 3 会議の委員会の設置並びに各委員会の議長及び副議長の選挙

四五六 4 4 会議の事務局の設置。事務局は、事務総局の職員及び、必要な場合には、招請政府の主管庁が提供する職員で構成する。

四五六 4 5 会議の議長の権限

四五六 4 6 会議の開会及び主宰し、内部開会を宣言し、討論を主導し、内部開会を設置する。

四五六 4 7 運営委員会

四五六 4 8 この委員会は、通常、会議又は

四五〇 1 (1) 会議の開会に先立ち、代表団の長の会合を開催する。この会合においては、本会議の第一回会合に

おいては、本会議の第一回会合の議事日程を作成し、かつ、交替の権限を行使する。

四六一 2 議長は、会議の業務を統括し、本会議の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行の動議及び発言について決定を行い、並びに討論の延期若しくは終結又は会合の閉会若しくは中止を提議する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本会議の会合の招集の延期を決定することができる。

四六二 3 議長は、すべての代表団が討議中の問題に関して自由かつ十分に意見を表明する権利を保護する。

四六三 4 議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保するものとし、討議中の問題から逸脱する発言者に対する対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

四六四 1 本会議は、会議の討議に付される問題を検討するため、委員会を設置することができる。委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ作業部会を設置することができる。

四六五 2 小委員会及び作業部会は、絶対的に必要である場合に限り、設置される。

四六六 3 第四六四号及び第四六五号の規定に従うことなどを条件として、次の委員会を設置する。

四六七 4.1 運営委員会

四六八 4 (a) この委員会は、通常、会議又は

会合の議長（この委員会の議長となる。）及び副議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

(b) 運営委員会は、業務の円滑な運行に係るすべての活動について調整を行い、並びに一部の代表団の人数が限られていることなんか会合ができる限り重複しないように、その順序及び回数を計画する。

四七〇 4.2 委任状委員会

四七一 4.3 編集委員会

(a) 表明された意見を考慮してできる限り最終的案文の形式で諸種の委員会が作成した本文は、編集委員会に送付する。編集委員会は、意味を変更しないで本文の形式を完全にし、必要な場合には、修正されない従前の本文と併せて編集することを任務とする。

(b) 編集委員会は、第四七三号の本文を本会議に提出する。本会議は、これを承認し、又は再検討のために関係委員会に差し戻す。

四七二 四七三

四七四 4.4 予算統制委員会

四七五 4.5 会合の招集

(a) 本会議は、会議又は会合の開会に際して、その組織を検討するごと、代表に提供する便宜を検討すること並びに会議又は会合の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し及び承認することを任務とする予算統制委員会を設置する。予算統制委員会は、これに参加することを希望する代表団の構成員

のほか、事務総局長の代理及び招請政府がある場合にはその代表者を含む。

(b) 管理理事会が承認した会議又は会合の予算が使用し尽くされる前に、予算統制委員会は、会議又は会合の事務局と協力して、経費の中間報告を本会議に提出する。本会議は、実際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽くされる日を超えて会議又は会合を延長することが妥当であるかないかを決定するため、この報告を考慮に入れる。

(c) 予算統制委員会は、会議又は会合の経費の概算額及びこの会議又は会合の行つた決定の実施がもたらすことのある経費の見積額をできる限り正確に示す報告を、会議又は会合の終わりに、本会議に提出する。

四七八 5.1 会合の構成

四八一 5.1.5 委員会の構成

(d) 本会議は、第四七八号の報告を審査し及び承認した後、意見を付して事務総局長に送付する。事務総局長は、これを管理理事会の次回の年次会期に提出する。

四七八九

四八二 5.2 全権委員会議

四八三 5.2.1 主管庁会議

四八四 5.2.2 委員会は、連合員の代表及び第三四四号から第三四六号までに掲げるオブザーバーであつて、参加を請求するもの又は本会議が指名するもので構成する。

四八五 5.2.3 委員会は、連合員の代表並びに第三五五号から第三五八号までに掲げるオブザーバー及び代表者であつて、参加を請求するもの又は本会議

四八六 6. 小委員会の議長及び副議長

四八七 7. 会合の招集

四八八 7. 会合の構成

四八九 1 会議の開会後提出される提案又は修正案

四九〇 2 書面によるいかなる提案又は修正案も、関係代表団の長又はその代理の署名がない限り、提出することができない。

四九一 3 会議、委員会、小委員会又は作業部会の議長は、討議の進行の促進に役立つ提議をいつでも行うことができる。

四九二 4 提案又は修正案の審議すべき本文は、具体的かつ正確に表現しなければならない。

四九三 5.1 会議の議長又は関係のある委員会、小委員会若しくは作業部会の議長は、各場合において、会合中に提出される提案又は修正案を口頭で通知すべきか、又は第四八八号に定める条件に従つて印刷して配布するため書面により提出すべきかを決定する。

(2) 原則として、表記に付すべき重要な提案の本文は、会議の業務用語により作成し、討議前に研究することができるよう、十分な余裕をもつて配布する。

(3) また、会議の議長は、第四八八号に規定する提案又は修正案を領したときは、場合に応じ、これを関係委員会又は本会議に送付する。もつとも、本会議は、あらゆる提案をもつて、会議の場所で告知する。

四九四 6. 会議中に提出される提案又は修正案

四九五 7. 会議中に提案又は修正案を提出された者は、許可を得て、本会議においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

四九六 8. 会議中に提出された提案又は修正案又は修正案の審議及び表决に必要な条件

四九七 9. 会議の開会前に提出された提案又は修正案は、許可を得て、本会議においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

四九八 10. 提案又は修正案の審議及び表决に必要な条件

四九九 11. 提案又は修正案の審議及び表决に必要な条件

五〇〇 12. 会議における討論の方法

五〇〇	12.2	本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。
五〇一	12.2	討論の秩序
五〇二	(1) 12.2	発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。
五〇三	(2) 12.2	発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆっくりかつはつきりと述べなければならぬ。
五〇四	12.3	議事進行の動議及び発言
五〇五	(1) 12.3	代表団は、討論において、適當と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行なうことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。
五〇六	(2) 12.3	議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱つてはならない。
五〇七	12.4	議事進行の動議及び発言の優先順位
五〇八	12.2	投票権を有する議事進行の動議及び発言に与える優先順位は、次とおりとする。 (a) この内部規則(表決の手続を含む。)の適用に関する議事進行の発言
五〇九	12.2	第五〇五号及び第五〇六号に規定する議事進行の動議及び発言に与える優先順位は、次のとおりとする。 (a) この内部規則(表決の手続を含む。)の適用に関する議事進行の発言
五一〇	12.2	会合の中止
五一一	12.2	会合の閉会
五一二	12.2	討論中の問題に関する討論の延期
五一三	12.2	討論中の問題に関する討論の終結
五一四	12.2	その他のすべての議事進行の動議又は発言で、議長がその優先順位を定めるもの
五一五	12.5	会合の中止又は閉会の動議
五一六	12.5	代表団は、問題の討議中に、理由を明らかにして、会合の中止又は閉会の動議を提出することができる。この動議が支持された場合には、これに反対を表明する二人の発言者に中止又は閉会の問題についてのみ発言を許した後、これを表決に付す。
五一七	12.6	討論の延期の動議
五一八	12.6	代表団は、問題の討議中に、討論を一定の期間延期する動議を提出することができる。この動議について討論が行われる場合には、その提出者のほか、三人に限り、これに参加することができる。この動議について討論が行われる場合には、その提出者は、この動議に賛成する者、「二人はこの動議に賛成する者、二人はこれに反対する者」とする。その後、この動議を表決に付する。
五一九	12.7	討論の終結の動議
五二〇	位	代表団は、討議中の問題の討論を終結する動議をいつでも提出することができる。この場合には、その終結に反対する二人の発言者に対しても発言を許した後、動議を表決に付する。議長は、この動議が採択された場合には、直ちに討議中の問題の表決を要求する。
五二一	12.8	発言の制限
五二二	12.8	(1) 本会議は、必要な場合には、特定の問題に関する同一代表団の発言の時間及び回数を制限することができる。
五二三	12.8	(2) もつとも、手続の問題に関する発言は、議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。
五二四	12.8	(3) 発言者が許された発言の時間を超えるときは、議長は、本会議にその旨を通知し、発言者にその説明を短い時間に終了するよう要請する。
五二五	12.9	発言者の表の締切り
五二六	12.9	(1) 議長は、討議中に、発言者の名前を記載した表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をこの表に加える。また、本会議の同意を得て、この表を締め切ることを宣言することができる。もつとも、議長は、通常と認めるとときは、例外として、表の締切りの後ににおいても、先に行われた発言に對して答弁する権利を与えることができる。
五二七	12.9	(2) 表に記載した発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論の終結を宣言する。
五二八	12.10	権限の問題
五二九	12.10	権限の問題が生じたときは、討議中の問題の内容について表決を行う前に、これを解決しなければならない。
五三〇	12.11	動議の撤回及び再提出
五三一	12.11	動議の提出者は、表決に付される前に当該動議を撤回することができる。このようにして撤回された動議は、修正を加えて又は加えないで、修正案の提出者である代表団又は他の代表団が再提出することができる。
五三二	12.11	投票権
五三三	12.11	会議に参加するために連合員によつて正當に委任された代表団は、会議のすべての会合において、第二条の規定に従つて一の票を投げる権利を有する。
五三四	12.11	連合員の代表団は、第六十七条に定める条件に従つて、投票権を行使する。
五三五	14.1 14	過半数の定義
五三六	14.1 14	(1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一を超える数とする。
五三七	14.1 14	(2) 契約は、過半数を構成するためには、必要な投票数の計算においては、考慮に入れない。
五三八	14.1 14	(3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。
五三九	14.1 14	(4) この内部規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提



15 委員会及び小委員会（討論の方法及び表決の手続）	五七八 1 委員会及び小委員会の議長は、この内部規則3の規定によつて会議の議長に与えられる権限と同様の権限を有する。
16 留保	五八〇 3 この内部規則14の規定は、委員会及び小委員会における討論に準用する。小委員会における討論に準用する。
17 代表団は、原則として、自己の意見に他の代表団を賛同させることができなかつたときは、できる限り、過半数の意見に同調するよう努める。	五八一 2 もつとも、代表団は、その政府によるこの条約の批准又は規則の改正の承認を妨げる性質を有すると認められた決定に関しては、暫定的又は確定的に留保を付することができる。
18 本会議の議事録は、会議の事務局が作成する。事務局は、議事録を、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合においても各会合の後五作業日以内に、代表団に配布することを確保する。	五八二 1 本会議の議事録は、会議の事務局が作成する。事務局は、議事録を、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合においても各会合の後五作業日以内に、代表団に配布することを確保する。
19 議事録には、原則として、提案及び結論並びにこれら的主要な論拠のみをできる限り簡潔に記録する。	五八三 2 本会議における討論の方法に関するこの内部規則12の規定は、定足数に関するものを除くほか、委員会及び小委員会における討論に準用する。
20 料金の免除	五八四 1 (1) 委員会及び小委員会の討論は、会合ごとに、会議の事務局が作成する概要記録を取りまとめるものとし、事務局は、各会合の後五作業日以内に、代表団に配布する。
21 最終的承認	五八五 3 (1) 議事録には、原則として、提案及び結論並びにこれら的主要な論拠のみをできる限り簡潔に記録する。
22 署名	五八六 2 もつとも、代表団は、自己が討論において行つた陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、報告者の作業を容易にするため、原則として、発言の初めにその旨を表明するものとする。代表団は、また、会合の終了後二時間以内に、その陳述文を会議の事務局に自ら提出しなければならない。
23 新聞発表	五八七 4 陳述の記載に関しては、第五八六号に定める権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。
24 料金の免除	五八八 1 (1) 委員会及び小委員会の討論は、会合ごとに、会議の事務局が作成する概要記録を取りまとめるものとし、事務局は、各会合の後五作業日以内に、代表団に配布する。
25 最終文書	五八九 2 (2) もつとも、代表団は、第五八六号に定める権利を行使することができる。
26 留保	五九〇 3 第五八六号に定める権利は、慎重に行使しなければならない。
27 留保	五九一 2 委員会及び小委員会は、必要と認め部分的報告を作成することができるものとし、また、必要な場合には、その業務の終了に際し、付託さ
28 留保	五九二 1 (1) 議長は、原則として、本会議の各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録に関して意見があるかないかを尋ねる。いかなる訂正もない反対も口頭で表明されない場合は、これらの議事録又は概要記録は、承認されたものとみなす。これと異なる場合には、議事録又は概要記録に、必要な訂正を行ふ。
29 留保	五九三 2 (1) 本会議の最終会合の議事録は、関係委員会又は関係小委員会によって承認されなければならない。
30 留保	五九四 2 (1) 本会議の最終会合の議事録は、本会議の議長が審査し及び承認する。
31 留保	五九五 2 (2) 委員会又は小委員会の最終会合の概要記録は、委員会又は小委員会の議長が審査し及び承認する。
32 留保	五九六 1 20 修正される本文の章、条及び項の番号は、本会議の第一読会まで存置する。追加する本文には、原本文における直前の項の番号に「のA」、「のB」等を付した番号を暫定的に付する。
33 留保	五九七 2 第一読会における採択の後、章、条及び項の最終的番号整理を、通常、編集委員会に付託する。ただし、本会議の決定がある場合には、事務総局長に付託することができる。
34 留保	五九八 1 (1) 連合の会議並びに管理理事会及び国際諮問委員会の会合において、次の場合には、第一二〇号及び第一二七号に規定する用語以外の言語を使用することができる。
35 留保	五九九 2 (2) 事務総局長又は関係常設機関の長に対し、一又は二以上の他の言語を討議又は文書に使用することの請求があつた場合。ただし、この請求を行い又はこれを支持する連合員がこれらの言語の使用に要する追加の経費を

<p>六〇四 負担する場合に限る。</p> <p>(b) 代表団が、自己の費用で、その使用する言語を第一二七号に規定する用語の一に通訳するため、自ら措置をとる場合</p>
<p>六〇五 第六〇三号に定める場合には、事務総局長又は関係常設機関の長は、関係連合員から所要の経費を連合に対し正當に支払うことの約束を得た上、できる限り、その請求に応ずる。</p>
<p>六〇六 (3) 第六〇四号に定める場合には、更に、関係代表団は、希望するとときは、自己の費用で、第一二七号に規定する用語の一をその使用する言語に通訳することができる。</p> <p>六〇七 (2) 第一二二号から第一二六号までに規定するすべての文書は、これらの号に規定する用語以外の言語により刊行することができる。ただし、刊行を請求した連合員が所要の翻訳費及び刊行費のすべてを負担することを約束する場合に限る。</p>
<p>第七十九条 会計</p>
<p>六〇八 (1) 連合員は、選定した分担等級を、この条約の効力発生日の少なくとも六箇月前に、事務総局長に通知する。</p> <p>(2) 事務総局長は、各連合員の決定を連合員に通告する。</p> <p>(3) 第六〇八号に定める期限内に決定を通知しない連合員は、從前の分担等級を維持する。</p> <p>(4) 連合員は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。</p> <p>六一〇 (1) 新たな連合員は、加入した年については、加入了月の初日から</p>
<p>六一三 計算した分担金を支払う。</p> <p>(2) 連合員は、この条約を廃棄した場合には、廃棄が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払う。</p>
<p>六一四 3 債務額に対しては、連合の各会計年度の初めから利子を付する。利率は、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月以降は年六パーセントとする。</p>
<p>六一五 4 第六一六号から第六二三号までの規定は、認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関の分担金に適用する。</p> <p>(a) 認められた私企業及び学術団体又は工業団体は、当該私企業及び当該国際諮問委員会の業務に参加することとした場合には、当該国際諮問委員会の経費を分担する。認められた私企業は、また、第三五八号の規定に従つて当該私企業が参加することとし又は参加した主管庁会議の経費を分担する。</p>
<p>六一六</p>
<p>六一七 (b) 國際機関も、その参加を認められた会議又は会合の経費を分担する。ただし、管理理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合は、この限りでない。</p> <p>(c) 第六一大号及び第六一七号の規定に従つて会議又は会合の経費を分担する認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関の当該会議に参加する分担額及びこの会議に参加する国際機関の当該会議の経費に関する分担額は、当該会議の予算額を、連合員が連合の経費の分担金を支払う際の分担単位の総数で除して定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の発送後六十日目から第六一四号に定める率で利子を付する。</p>
<p>六一九 (d) 会議又は会合の経費を分担する認められた私企業、学術団体又は研究所及び技術的施設が要する経費は、これらの連合員、集合、機関その他の方が負担する。</p>
<p>六二〇 6 主管庁、認められた私企業又は個人に販売する刊行物の価格は、原則として製作及び配布の経費を賄うこと考慮の上、事務総局長が管理理事会と協力して決定する。</p>
<p>六二一 7 連合は、必要不可欠な経費を賄うこと及びできる限り借り入れ金への依存を避けるために十分な現金の準備を維持することができるよう、運転資金を提供する予備勘定を保持する。管理理事会は、予想される必要額に基づいて、毎年、予備勘定の金額を定める。支出しなかつた又は支出を約束しなかつたすべての予算上の金額は、各会計年度の終了時に予備勘定に繰り入れる。この予備勘定に関するその他の細目については、財政規則に定める。</p>
<p>六二二</p>
<p>六二三 (e) 分担単位数は、この条約の有効期間中においては、減少させることができない。</p> <p>(f) 國際諮問委員会の業務への参加を終止した場合には、終止が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払う。</p>
<p>六二四 5 (g) 國際諮問委員会の業務に参加することとした認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関の当該国際諮問委員会の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、連合員の分担単位当たりの分担金額の五分の一に定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対する対しては、第六一四号の規定に従つて利子を付する。</p>
<p>六二五 6 (h) 主管庁会議に第三五八号の規定に従つて参加する認められた私企業及びこの会議に参加する国際機関の当該会議の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、当該会議の予算額を、連合員が連合の経費の分担金を支払う際の分担単位の総数で除して定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の発送後六十日目から第六一四号に定める率で利子を付する。</p>
<p>六二六 7 (i) 主管庁会議及び国際諮問委員会の総会の会計上の責任に従つて参加する認められた私企業及びこの会議に参加する国際機関の当該会議の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、当該会議の予算額を、連合員が連合の経費の分担金を支払う際の分担単位の総数で除して定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の発送後六十日目から第六一四号に定める率で利子を付する。</p>
<p>六二七</p>
<p>六二七 1 主管庁会議及び国際諮問委員会の総会は、会計上の影響を伴う提案を採択する前に、これらの提案が管理理事会で承認するとのできる金額を超える支出をもたらさないことを確保するため、連合の予算に関するすべての見通しを考慮する。</p> <p>(2) 主管庁会議又は国際諮問委員会の総会の決定は、その実施が管理理事会で承認するとのできる金額を超えて経費の直接又は間接の増加を伴う場合には、実施してはならない。</p>
<p>第八十条 主管庁会議及び国際諮問委員会の総会の会計上の責任</p>
<p>六二八 2 第八十二条 計算書の作成及び決済</p>
<p>六二九 1 連合員の主管庁及び認められた私</p>

企業で、電気通信の国際業務を行うものは、その貸方及び借方の額について合意する。

### 六三〇 2 第六二九号の借方及び貸方に関する計算書は、業務規則に従つて作成する。ただし、関係当事者の間に特別の取扱がある場合は、この限りでない。

### 第八十二条 仲裁手続(第五十条参照)

六三一 1 仲裁を求める当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

六三一 2 当事者は、仲裁を人、主管官庁又は当事者がこれについて合意に到達することができるときには、仲裁は、政府に付託する。

六三一 3 仲裁を人に付託する場合には、仲裁者は、紛争当事者である國の国民でなく、当該國に住所を有しておらず、かつ、その機関に雇用されている者でなければならない。

六三一 4 仲裁を政府又はその主管官庁に付託する場合には、当該政府又は当該主管官庁は、適用について紛争を生じた協定の締約国であつて紛争に關係がない連合員のうちから選定されなければならない。

六三一 5 各紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれの仲裁者を指名する。

六三一 6 二を超える当事者が紛争に關係する場合には、紛争について共通の利害關係を有する当事者の各集合は、第六三四号及び第六三五号に定める

手続に従い、それぞれの仲裁者を指名する。

### 六三七 7 このようにして指名された二の仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二の仲裁者が人であつて政府又は主管官庁でない場合には、第三仲裁者は、第六三三号に定める条件に適合しなければならず、かつ、他の二の仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならない。

二の仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しない場合には、各仲裁者は、紛争にいかなる利害關係も有しない、それぞれの第三仲裁者を提議する。次いで、事務総局長は、第三仲裁者を指名するようくじ引を行う。

六三八 8 紛争当事者は、合意によつて指名する单一の仲裁者に紛争を解決させたるようくじ引を行う。

争当事者は、また、それぞれの仲裁者を指定し、これららのうちから單一の仲裁者を指名するためのくじ引きを行うことを事務総局長に請求することができる。

六三九 9 仲裁者は、従うべき手続を任意に決定する。

六四〇 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者拘束する。仲裁が二以上の仲裁者に付託された場合には、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

六四一 11 各紛争当事者は、仲裁の調査及び付託を要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものと除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。

### 六四一 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての情報を提供する。

### 第十三章 業務規則

#### 第六十三条 業務規則

ガンビア共和国 ガーナ ギリシャ グレナダ グアテマラ共和国 ギニア人民革命共和国 ギニア・ビサオ共和国 赤道ギニア共和国 ガイアナ ハイチ共和国 上ザンベジ共和国 ホンデニラス共和国 ハンガリー人民共和国 インド共和国 インドネシア共和国 イラン回教共和国 イラク共和国 アイルランド アイスランド イスラエル国 イタリア ジャマイカ 日本国 ジョンダン・ハシェミット王国 民主カンボディア ケニア共和国 クウェイト国 ラオス人民民主共和国 レソト王国 レバノン リベリア共和国 社会主義人民リビア・アラブ国 リビテンシニタイン公国 ルクセンブルグ マダガスカル民主共和国 マレイシア モルディブ共和国	マリ共和国 マルタ共和国 モロッコ王国 モーリシャス モーリタニア回教共和国 モザンビーク人民共和国 モンゴル人民共和国 モザンビーク人民共和国 ナミビア ナウル共和国 ネバール ニカラグア ニジエール共和国 ナイジエリア連邦共和国 ノールウェー ニューアジーランド オマーン国 ウガンダ共和国 パキスタン回教共和国 パナマ共和国 パプア・ニューギニア バラグアイ共和国 オランダ王国 ペルー フィリピン共和国 ポーランド人民共和国 ボルトガル カタル国 シリア・アラブ共和国 ドイツ民主共和国 朝鮮民主主義人民共和国 ウクライナ・ソヴィエト社会主义共和国 ユーロースラヴィア社会主义連邦共和国 和国 ザイール共和国 ザンビア共和国 ジンバブエ共和国	サン・マリノ共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 セネガル共和国 シェラ・レオーネ シンガポール共和国 ソマリア民主共和国 スードアン民主共和国 スリ・ランカ民主社会主義共和国 南アフリカ共和国 スウェーデン スイス連邦 スリナム共和国 スワジランド王国 タンザニア連合共和国 チャード共和国 チエコスロバキア社会主義共和 国 タイ トーゴー共和国 トンガ王国 トリニダード・トバゴ テュニジア トルコ ソヴィエト社会主义共和国連邦 ウルグアイ東方共和国 ヴェネズエラ共和国 ヴィエトナム社会主义共和国 イエメン・アラブ共和国 イエメン民主人民共和国 ユーロースラヴィア社会主义連邦共和国 和国 ザイール共和国 ザンビア共和国 ジンバブエ共和国
--	---	--

第一附屬書  
第二附屬書  
国際電気通信連合の条約及び規則に  
おいて使用する若干の語の定義

二〇〇一 二〇〇二 二〇〇三 二〇〇四 二〇〇五 二〇〇六 二〇〇七 二〇〇八	この条約の適用上、次の語は次に定義する意味を有する。 主管庁 国際電気通信条約及びその規則の義務を履行するためとするべき措置について責任を有する政府の機関 有害な混信 無線航行業務その他の安 全業務の運用を妨害し、又は無線通 信規則に従つて使用する無線通信業 務の運用に重大な悪影響を与え、若 しくはこれを反覆的に中断し若しく は妨害する混信 公衆通信 局が公衆の用に供されてい る事実により、局が伝送するために 受信しなければならない電気通信 代表団 同一の国が派遣する代表及び 員又は通訳の全体 各連合員は、任意にその代表団を構成するものとし、特に、認められた私企業に属する者又は電気通信に 関係があるその他の私企業に属する者を、代表、顧問又は隨員の資格 で、代表団に含めることができる。 代表 全権委員会議に対して連合員の 政府が派遣する者又は主管庁会議若 しくは国際諮問委員会の会合において連合員の政府若しくは主管庁を代表する者 専門家 國際諮問委員会の研究委員会 の会合に出席することを自國の政府 又は主管庁によつて許可された国内 の学術団体又は工業団体が派遣する者 者 私企業 政府の施設又は機關以外の個 人又は団体で、国際電気通信業務を行 うための電気通信設備又は国際電 気通信業務に有害な混信を生じさせ
--	--

昭和五十九年四月二十日 参議院会議録第一二号 日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件外四件

- 二〇〇九 認められた私企業 第二〇〇八号の定義に適合する私企業のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する私企業で、その主たる事務所の所在地がある連合員によって、又は自己の領域において電気通信業務に関する設置及び運用を当該私企業に許可した連合員によつて、第四十四条に定めるオブザーバーこの条約の関連規定に基づいて派遣される次に掲げる者顧問の資格で全権委員会議、主管会議又は国際諮問委員会の会合に参加するため、国際連合の専門機関、国際原子力機関又は電気通信に関する地域的機関が派遣する者顧問の資格で主管会議又は国際諮問委員会の会合に参加するため、国際機関が派遣する者地域主管会議に投票権なしで参加するため、連合員の政府が派遣する者無線通信 電波による電気通信注1 電波とは、人工的導体のない空間を伝搬する当面三、〇〇ギガヘルツより低い周波数の電磁波をいう。
- 注2 第八三号の規定の適用上、「無線通信」という語は、人工的導体のない空間を伝搬する一般的公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信
- 二〇一〇 放送業務 一般公衆によつて直接に受信するもの
- 二〇一一 放送業務 第二〇〇八号の定義に適合する私企業のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する私企業で、その主たる事務所の所在地がある連合員によつて、又は自己の領域において電気通信業務に関する設置及び運用を当該私企業に許可した連合員によつて、第四十四条に定めるオブザーバーこの条約の関連規定に基づいて派遣される次に掲げる者顧問の資格で全権委員会議、主管会議又は国際諮問委員会の会合に参加するため、国際連合の専門機関、国際原子力機関又は電気通信に関する地域的機関が派遣する者顧問の資格で主管会議又は国際諮問委員会の会合に参加するため、国際機関が派遣する者地域主管会議に投票権なしで参加するため、連合員の政府が派遣する者無線通信 電波による電気通信注1 電波とは、人工的導体のない空間を伝搬する当面三、〇〇ギガヘルツより低い周波数の電磁波をいう。
- 注2 第八三号の規定の適用上、「無線通信」という語は、人工的導体のない空間を伝搬する一般的公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信
- 二〇一二 放送業務 一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信
- 二〇一三 国際業務 異なつた国に存在し又は属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信業務
- 二〇一四 移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務
- 二〇一五 電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号・信号、文言、映像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信
- 二〇一六 電報 受取人に配達するため電信によつて伝達されるための文言。この語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む。
- 二〇一七 局報 次の者の間に交換される電報で、国際公衆電気通信に関するもの
- (a) 主管局相互の間  
(b) 認められた私企業相互の間  
(c) 主管局と認められた私企業との間  
(d) 一方において主管局及び認められた私企業と他方において事務総局長との間
- 二〇一八 官報及び官用電話 次に掲げる当局の一から発する電報及び電話
- 元首 政府の長及び政府の一員である者  
陸軍、海軍又は空軍の司令長官  
外交官又は領事官  
主要機関の長  
国際司法裁判所
- 以上に定める官報の返信は、同様に官報とみなす。
- 二〇一九 私報 官報又は局報以外の電報

二二二〇

二二二一

二二二二

- 二二二〇 電信 伝送された情報を受けと同時に画像記録の形式で記録するための電気通信の形式。伝送された情報は、場合により、他の形式で提供すること又は将来の使用のために記録することができる。
- 2 連合は、電気通信の問題の協議のため、国際連合総会の会合に出席する代表者を送るよう招請される。
- 3 連合は、国際連合の経済社会理事会及び信託統治理事会並びにこれららの理事会の委員会及び小委員会の会合に出席する代表者を送り、かつ、これらの会合の議事日程のうち連合が利害関係を有する項目の討議に投票権なしで参加するよう招請される。
- 二二二一 電話 主として言語の形式で情報を交換するための電気通信の形式
- 二二二二 電話 主として言語の形式で情報を交換するための電気通信の形式
- 第三附属書(第三十九条参照)  
国際連合と国際電気通信連合との間の協定
- 前文  
国際連合憲章第五十七條及び一千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約第二十六条の規定にかんがみ、国際連合及び国際電気通信連合は、次のとおり協定する。
- 第一条 国際連合は、国際電気通信連合(以下「連合」という。)がその基本的な文書で定める目的を達成するためにこの文書に基づいて適当なすべての措置をとることを任務とする専門機関であることを認める。
- 2 連合は、必要があるときは事前の協議を行つた上で、国際連合が連合に提案する問題を全権委員会議若しくは主管会議又は連合の他の機関の会合の議事日程に記載する。同様に、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会は、その議事日程に連合の会議その他の機関が提案する問題を記載する。

## 第四条 國際連合の勧告

連合は、國際連合が、憲章第五十一条に定める目的の実現を促進しなければならないこと並びに経済社会理事会が憲章第六十二条の規定によつて与えられた任務及び権限の行使として經濟的、社會的、文化的、教育的及び保健的國際事項その他の關係國際事項に関する研究及び報告を行い、又は発議し、並びにこれらすべての事項に関して関係専門機関に勧告することについて同理事会に援助を与えるべきならることを考慮し、また、國際連合がこれらの専門機関の政策及び活動を調整するため勧告をすべきことを憲章第五十八条及び第六十三条が定めていることを考慮して、國際連合が連合に対する行うすべての正式の勧告を有能な目的のため連合の適當な機関にできる限り速やかに付託するため、必要な措置をとることに同意する。

2 連合は、國際連合の請求があつたときは、1にいう勧告に関してこれと協議すること及びこの勧告を実施するため連合若しくは連合員がつた措置又はこの勧告を考慮した他の結果について適当な期間内に國際連合に通報することに同意する。

3 連合は、専門機関の活動と國際連合の活動との十分に効果的な調整を確保するために必要なその他の措置について協力する。連合は、特に、經濟社会理事会がこの調整を容易にするために設置する機関と協力すること及びその目的を達成するために必要な情報を提供することに同意す

## 第五条 情報及び文書の交換

1 一定の文書の秘密の保持に必要な措置に従うことを条件として、國際連合及び連合は、それぞれの必要を満たすため、情報及び文書をできる限り完全かつ迅速に交換する。

2 1の規定の一般性を害することなく、

(a) 連合は、その活動に関する年次報告を國際連合に提出する。

(b) 連合は、國際連合から特別報告、研究又は情報の請求を受けたときは、できる限りこれに応する。

(c) 國際連合事務総長は、連合の権限のある当局の請求があつたときは、連合に特別の利害關係がある

情報連合に提供するため、當該当局と意見の交換を行う。

第六条 國際連合に対する援助

連合は、國際連合加盟国でない連合員の特殊な地位を十分に考慮して、國際連合憲章及び國際電気通信條約に従い、國際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力すること及びこれらに對してできる限りの援助を与えることに同意する。

第七条 國際司法裁判所との関係

連合は、國際司法裁判所が國際司法裁判所規程第三十四条の規定に従つて請求するすべての情報をこれに提供することに同意する。

2 國際連合総会は、連合と國際連合又は他の専門機関との間の相互關係に關する問題を除くほか、連合の権限の範囲内において生ずる法律問題について、連合が國際司法裁判所の請求を許可す

## 第六条 職員に関する規定

3 2の請求は、全權委員会議又はその許可に基づいて行動する管理理事会が國際司法裁判所に対して行うことができる。

4 連合は、國際司法裁判所に対して勧告的意見を請求するときは、その請求を經濟社会理事会に通報する。

## 第八条 職員に関する規定

1 國際連合及び連合は、職員について、雇用条件の重大な差異及び募集上の競争を避け、並びにその勤務を最もよく活用するために双方が望ましいと認める人事の交流を容易にするため、できる限り共通の基準、方式及び規定を定めることに同意する。

2 國際連合及び連合は、1の目的を達成するため、できる限り協力することに同意する。

## 第九条 統計業務

1 國際連合及び連合は、統計資料の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布に關し、できる限り緊密な協力、活動の重複の回避及び技術職員の最も効果的な活用の実現に努める

ことに同意する。國際連合及び連合は、統計資料を最もよく利用するた

め及びこの資料を提供する政府、その他機関の業務を軽減するため協力

することに同意する。

2 連合は、國際連合が諸國際機関の一般的目的に役立つ統計の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機関であることを認めめる。

3 國際連合は、連合がその固有の分野における統計の収集、分析、發

## 第十一条 事務上及び技術上の業務

1 國際連合及び連合は、職員及び利用することができる資源を最も効果的に活用するため、競合し又は重複する業務の創設をできる限り避け、かつ、必要があるときは、このために協議することが望ましいことを認める。

## 第十二条 預算及び会計の規定

1 連合の予算又は予算案は、連合員に送付すると同時に、國際連合に送付する。國際連合総会は、これに關

## 第十三条 國際連合の勧告

五条に定める目的の実現を促進しなければならないこと並びに經濟社会理事会が憲章第六十二条の規定によつて与えられた任務及び権限の行使として經濟的、社會的、文化的、教育的及び保健的國際事項その他の關係國際事項に関する研究及び報告を行

い、又は発議し、並びにこれらすべての事項に関する関係専門機関に勧告することについて同理事会に援助を与えるべきならることを考慮し、また、國際連合がこれらの専門機関の政策及び活動を調整するため勧告をすべきことを憲章第五十八条及び第六十三条が定めていることを考慮して、國際連合が連合に対する行うすべての正式の勧告を有能な目的のため連合の適當な機関にできる限り速やかに付託するため、必要な措置をとることに同意する。

2 國際連合は、その活動に関する年次報告を國際連合に提出する。

3 國際連合事務総長は、連合の権限のある当局の請求があつたときは、連合に特別の利害關係がある

情報連合に提供するため、當該当局と意見の交換を行う。

## 第六条 國際連合に対する援助

連合は、國際連合加盟国でない連合員の特殊な地位を十分に考慮して、國

際連合憲章及び國際電気通信條約に従い、國際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力すること及びこれらに對してできる限りの援助を与えることに同意する。

第七条 國際司法裁判所との関係

連合は、國際司法裁判所が國際司法裁判所規程第三十四条の規定に従つて請求するすべての情報をこれに提供することに同意する。

2 國際連合総会は、連合と國際連合又は他の専門機関との間の相互關係に關する問題を除くほか、連合の権限の範囲内において生ずる法律問題について、連合が國際司法裁判所の請求を許可す

## 第十三条 國際連合の勧告

表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機関であることを認める。ただし、この統計が國際連合自体の目的の実現又は全世界の統計の改良のために必要である限り、國際連合がこの統計に関与する権利を害するものではない。連合の業務書類を作成する形式に関するすべての決定とができる。

4 一般的利用に供するための統計資料のセンターを設ける目的をもつて、連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため連合に提供された資料を、國際連合の請求があつたときは、できる限りこれに利用させることは、連合が行う。

5 國際連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため國際連合に提供された資料を、連合の請求があつたときは、できる限り、かつ、適当な範囲でこれに利用させることが合意される。

6 一般的利用に供するための統計資料のセンターを設ける目的をもつて、連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため國際連合に提供された資料を、連合の請求があつたときは、できる限り、かつ、適当な範囲でこれに利用させることができることが合意される。

7 國際連合及び連合は、職員及び利用することができる資源を最も効果的に活用するため、競合し又は重複する業務の創設をできる限り避け、かつ、必要があるときは、このために協議することが望ましいことを認める。

8 國際連合及び連合は、正式の文書の登録及び保管に関し、共同して措置をとる。

9 第十二条 預算及び会計の規定

1 連合の予算又は予算案は、連合員に送付すると同時に、國際連合に送付する。國際連合総会は、これに關

して連合に勧告を行うことができると。

2 連合は、その予算が討議されるときはいつでも、国際連合総会又はそのすべての委員会の討議に投票権なしで参加する代表者を送る権利を有する。

#### 第十二条 特別業務の会計

1 国際連合がこの協定の第六条又は他の規定に従つて援助、特別報告又は研究を請求した結果、連合が多額の追加経費を負担しなければならないときは、両当事者は、この経費をできる限り衡平に負担する方法を定めるために協議する。

2 国際連合及び連合は、また、連合の請求によつて国際連合が提供した事務上、技術上又は会計上の業務及びすべての特別の便宜又は援助の費用の負担について、衡平と認める措置をとるために協議する。

#### 第十三条 国際連合通行証

連合の職員は、国際連合事務総長と連合の権限のある当局との間に締結される特別の協定に従つて国際連合通行証を使用する権利を有する。

#### 第十四条 諸機関の間の協定

1 連合は、連合と他の専門機関、政府機関又は国際的な非政府機関との間に計画される正式の協定の性質及び範囲を経済社会理事会に通報することに同意し、更に、協定が締結されたときは、その細目を経済社会理事会に通報する。

2 国際連合は、連合に關係がある問題について他のすべての専門機関が計画する正式の協定の性質及び範囲を連合に通報することに同意し、更

に、協定が締結されたときは、その細目を連合に通報する。

#### 第十五条 連絡

1 国際連合及び連合は、前記の諸規定が両機関の間の効果的な連絡の維持に寄与することを確信して、これらを諸規定に同意する。国際連合及び連合は、このために必要な措置をとる意思を有することを確認する。

2 この協定中の連絡に関する規定は、連合と国際連合（地域的又は補助的事務局を含む。）との間の関係について適切な範囲で適用する。

#### 第十六条 国際連合の電気通信業務

1 連合は、国際連合が電気通信業務の運用について連合員と同一の権利を有することが重要であると認めると。

2 国際連合は、その管理下にある電気通信業務を国際電気通信条約及びこれに附属する規則に従つて運用することを約束する。

3 この条の規定の実施に関する細目は、別の取極で定める。

#### 第十七条 協定の実施

国際連合事務総長及び連合の権限のある当局は、この協定の実施上望ましいと認められるすべての補足的取極を締結することができる。

#### 第十八条 改正

この協定は、いずれか一方の当事者からの六箇月の予告を条件として、国際連合と連合との間の合意により改正することができる。

#### 第十九条 効力発生

1 この協定は、国際連合総会及び千九百四十七年のアトランティック・

シティにおける電気通信全権委員会の承認を得た後、暫定的に効力を生ずる。

2 1に定める承認を条件として、この協定は、千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約と同時に、又は連合及び連合は、このために必要な措置をとる意思を有することを確認する。

2 この協定中の連絡に関する規定は、連合と国際連合（地域的又は補助的事務局を含む。）との間の関係について適切な範囲で適用する。

#### 追加議定書

I 千九百八十三年から千九百八十九年までの期間の連合の経費に関する追加議定書

の年度経費が千九百八十三年から次回の全権委員会議までの間の年について、次の金額を超えないよう連合の年度予算を定める

2 1に定める承認を条件として、この協定は、千九百八十三年度

千九百八十四年度

千九百八十五年度

千九百八十六年度

千九百八十七年度

千九百八十八年度

千九百八十九年度

千九百九十年度

千九百九一年度

千九百九二年度

千九百九三年度

千九百九四年度

千九百九五年度

千九百九六年度

千九百九七年度

千九百九八年度

千九百九九年度

千九百九〇年

千九百九一年度

千九百九二年

千九百九三年度

千九百九四年度

千九百九五年度

1.1 管理理事会は、

事務総局

国際周波数登録委員会

国際諮問委員会の事務局

連合の研究所及び技術的施設

開発途上国ための技術協力

及び技術援助

の年年度経費が千九百八十三年から次回の全権委員会議までの間の年について、次の金額を超えないよう連合の年度予算を定める

2 1に定める承認を条件として、この協定は、千九百八十三年度

千九百八十四年度

千九百八五年度

千九百八六年度

千九百八七年度

千九百八八年度

千九百八九年度

千九百九〇年

千九百九一年度

千九百九二年

千九百九三年度

千九百九四年度

千九百九五年度

千九百九六年度

千九百九七年度

千九百九八年度

千九百九九年度

千九百九〇年

千九百九一年度

千九百九二年

千九百九三年度

千九百九四年度

千九百九五年度

千九百九六年度

千九百九七年度

千九百九八年度

千九百九九年度

千九百九〇年

千九百九一年度

千九百九二年

千九百九三年度

千九百九四年度

千九百九五年度

費を含む。)を賄うものとする。

2.1 管理理事会が採択する会議、会合及びセミナーのための予算は、千九百八十三年から千九百八十九年までの間の年度について、次の金額を超えることができない。

(a) 会議

移動業務のための世界無線通信主管庁会

一、九五〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

議(千九百八十三年)

一〇、〇〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

放送業務に分配されたHF帯の計画作成

一〇、〇〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

のための世界無線通信主管庁会議(千九

百八十四年及び千九百八十六年)

一、九五〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

静止衛星軌道の使用及びこの軌道を使用

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

する宇宙業務の計画作成に関する世界無

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

線通信主管庁会議(千九百八十五年及び

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十八年)

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

移動業務のための世界無線通信主管庁会

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

議(千九百八十七年)

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

世界電信電話主管庁会議(千九百八十八

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

年)

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

全権委員会議(千九百八十九年)

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

会議の決定の実施(管理理事会の承認を

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

条件として、会議の決定の実施に係るもの

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

に限つて支出する使用されない場合に

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

他の予算項目に移すこととは、できない。)

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

国際無線通信諮問委員会の会合

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十三年度

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

二、七〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

二、二〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

五、二五〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十四年度

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十五年度

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十六年度

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十七年度

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十八年度

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十九年度

一、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十八年度

三、五〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十九年度

五、三〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

(c) 國際電信電話諮問委員会の会合

千九百八十三年度

四、八〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十四年度

六、九〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十五年度

六、一〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十六年度

六、三〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十七年度

六、五〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十八年度

六、六五〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十九年度

七、〇〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

(d) セミナー

千九百八十三年度

八〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十四年度

二〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十五年度

四二〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十六年度

二〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十七年度

三三〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十八年度

二〇〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

千九百八十九年度

三三〇、〇〇〇スイス・  
 フラン

2.2 全権委員会議が千九百八十九年に開催されない場合には、管理理事会は、國際電気通信条約第一〇九号に掲げる各会議の同年の後の経費及び國際諮問委員会の各会合の同年の後の年度予算をそれぞれ計上しなければならない。このような予算額は、こ

の追加議定書の7の規定により、連合員によつてあらかじめ承認されなければならない。

この予算額は、他に使用することができない。

管理理事会は、2.(b)、(c)及び(d)に定める会合及びセミナーのための限度額を超える

経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これを承認することができる。

前年度以前からの繰越金

次年度以降から控除することができる金額

管理理事会が承認した「国際周波数登録委員会による電子計算機の拡大利用」計画に関する経費は、次の金額を超えることができない。

3 管理理事会が承認した「国際周波数登録委員会による電子計算機の拡大利用」計画に関する経費は、次の金額を超えることができない。

千九百八十三年度

千九百八十四年度

千九百八十五年度

千九百八十六年度

千九百八十七年度

千九百八十八年度

千九百八十九年度

千九百九十年度

千九百九一年度

千九百九二年度

千九百九三年度

千九百九四年度

千九百九五年度

千九百九六年度

千九百九七年度

千九百九八年度

千九百九九年度

千九百九十年度

千九百九一年度

千九百九二年度

千九百九三年度

千九百九四年度

千九百九五年度

千九百九六年度

4 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる。これに承認することができる。

前年度以前からの繰越金

次年度以降から控除することができる。金額

管理理事会は、次の事項について、過去二年間に発生した変化、当年度に発生が見込まれる変化及び最も確実な見積りに基づいて将来の二年間(次年度及びその次の年度)に発生が見込まれる変化の程度を年ごとに評価する。

### 3.1 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.2 前年度以前からの繰越金

### 3.3 次年度以降から控除することができる。

### 3.4 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.5 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.6 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.7 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.8 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.9 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.10 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.11 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 3.12 管理理事会は、3に掲げる限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これに承認することができる。

### 4.1 働給表、年金掛金及び手当(国際連合がジュネーヴにおいて勤務するその職員に適用することを認めめた勤務地手当を含む。)

### 4.2 スイス・フランスと合衆国ドルとの間の為替相場。ただし、これが国際連合の方式による職員経費に影響を与える場合に限る。

### 4.3 職員経費以外の経費に係るスイス・フランスの購買力

5 1、2及び3に関する情報に照らして、管理理事会は、4の規定に基づいて調整された1、2及び3に掲げる金額で賄うことができる。

### 8 管理理事会は、各年度の分担単位

国際電気通信連合全権委員会議(千九百八十二年ナイロビ)は、準連合員の資格を廃止するとのマラガリトレモリノス全権委員会議(千九百七十三年)の決定に伴い、国際連合による国際電

行の額の範囲内において、次年度の経費(及び暫定的にその次の年度の経費)を承認することができる。この場合には、連合の管理を超えて可能な経費もあることを認識の上、経

費の増加の大部分を連合の組織内における節減を通じて賄うことが望ましいことを考慮する。もつとも、実際の経費は、4に規定する実際の変化に応じて調整した額を超えてはならない。

管理理事会は、できる限りの節減を行うことを任務とする。このため、管理理事会は、毎年、承認される経費を、必要な場合には4の規定を考慮して、1、2及び3に定める範囲内で、連合の必要に応ずることができる最低の水準に定める義務を負う。

管理理事会は、予測することができなかつた緊急を要する活動の経費を1から4までの規定により使用することのできる金額で賄うことのできない場合には、全権委員会議が決定した限度額を一パーセント未満の範囲で超える経費を定めることができる。

3 連合員は、新条約の下における分担金に関する自己の相対的な地位が旧条約の下におけるものに比べて著しく不利になつている場合には、新条約の効力発生の後開催される管理理事会の最初の会合において、管理理事会の承認を得て、その選定した分担単位数を減少させることができればならない。

2 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

7 管理理事会は、予測することができなかつた緊急を要する活動の経費を1から4までの規定により使用することのできる金額で賄うことのできない場合には、全権委員会議が決定した限度額を一パーセント未満の範囲で超える経費を定めることができる。

管理理事会は、提案された金額が限度額を一パーセント以上超える場合には、連合員と正式に協議してその過半数の承認を得たときに限り、当該提案された金額を承認することを明確に行う。

6 年度による大幅な変動を避けるため、将来の会議及び会合の計画並びにこれらに関する見積額を考慮する。

### II 分担等級の選定のため連合員が従うべき手続に関する

### 追加議定書

### 1 連合員は、国際電気通信条約(千九百八十二年ナイロビ)第一一号に掲げる分担等級表から選定した分担等級を、千九百八十三年七月一日前に、事務総局長に通知する。

### 2 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 3 連合員は、新条約の下における分担金に関する自己の相対的な地位が旧条約の下におけるものに比べて著しく不利になつている場合には、新条約の効力発生の後開催される管理理事会の最初の会合において、管理理事会の承認を得て、その選定した分担単位数を減少させることができればならない。

### 4 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 5 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 6 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 7 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 8 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 9 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 10 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 11 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 12 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 13 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 14 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

### 15 1の規定に従つて千九百八十三年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガリトレモリノス条約(千九百七十三年)の下で分担している単位数と同じ単位数を分担しなければならない。

氣通信条約の適用の継続を可能にするため次の措置をとることを決定した。

国際連合が国際連合憲章第七十五条の規定に従つてモントルー国際電気通信条約(千九百六十五年)に関連して現行電気通信条約(千九百八十二年)が効力を生じたときは、同条約の下において現行電気通信条約(千九百八十二年)が効力を生じたときは、同条約の下においても継続することが合意された。個々の場合について、連合の管理理事会が審査する。

## IV

事務総局長及び事務総局次長が就任する日にに関する追加議定書

## 定書

ナショナリティ全権委員会議(千九百八十二年)が定める条件に従つて同会議が選出した事務総局長及び事務総局次長は、千九百八十三年一月一日に就任する。

## V

国際周波数登録委員会の委員が就任する日にに関する追加議定書

## 定書

ナショナリティ全権委員会議(千九百八十二年)が定める条件に従つて同会議が選出した事務総局長及び事務総局次長は、千九百八十三年五月一日に就任する。

## VI

国際諮問委員会の委員長の選挙に関する追加議定書

## 定書

ナショナリティ全権委員会議(千九百八十二年)が定める条件に従つて同会議が選出した国際周波数登録委員会の委員は、千九百八十三年五月一日に就任する。

1 次回の全権委員会議までの間、国際諮問委員会の委員長は、マラガ・トレモリノス国際電気通信条約(千九百七十三年)に定められた手続に

従い、同委員会の総会が選出する。

ビで作成した。

名を行う。

## 第一条

紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年)ナショナリティの選択追加議定書

下名の全権委員は、国際電気通信条約(千九百八十二年)ナショナリティに際し、全権委員会議(千九百八十二年ナショナリティ)の最終文書の一部を成す紛争の義務的解決に関する次の選択追加議定書に署名した。

国際電気通信条約(千九百八十二年ナショナリティ)の最終文書の一部を成す紛争の義務的解決に関する次の選択追加議定書に署名した。

ナショナリティ。以下「条約」という。この選択追加議定書の当事者である連合員は、

条約又は条約第四十二条に規定する規則の解釈又は適用に関するすべての規則の解釈又は適用に関するすべての紛争を、これらの連合員に関するものである限り、解決のための義務的仲裁に付する希望を表明して、

この議定書が効力を生じた後にこれを批准し又はこれに加入する連合員については、この議定書は、批准書又は加入書の寄託の日から三十日目の日に效力を生ずる。

## 第四条

事務総局長は、すべての連合員に次の事項を通報する。

- (a) この議定書の署名及び批准書又は加入書の寄託
- (b) この議定書が効力を生ずる日

- (a) この議定書の署名及び批准書又は加入書の寄託
- (b) この議定書が効力を生ずる日

- (a) この議定書の署名及び批准書又は加入書の寄託
- (b) この議定書が効力を生ずる日

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこれらの追加議定書に署名した。

これらの議定書は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その謄本一通を各署名国に送付する。

1 次回の全権委員会議までの間、国際諮問委員会の委員長は、マラガ・トレモリノス国際電気通信条約(千九百七十三年)に定められた手続に

1 次回の全権委員会議までの間、国際諮問委員会の委員長は、マラガ・トレモリノス国際電気通信条約(千九百七十三年)に定められた手続に

1 次回の全権委員会議までの間、国際諮問委員会の委員長は、マラガ・トレモリノス国際電気通信条約(千九百七十三年)に定められた手続に

## 審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十九日

外務委員長 後藤 正夫

参議院議長 木村 隆男殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国と中国との間で、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業所得に対する源泉地国の租税軽減、短期滞在者、教授、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内法令に基づき、二重課税を排除する方法を規定したものである。この協定を締結することは、我が国と中国との間の経済、技術及び文化的の交流の一層の促進に資するものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

## 一、費用別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

参議院議長 木村 隆男殿

衆議院議長 福永 健司

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府及び中華人民共和国政府は、人民共和国政府との間の協定

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、次とのおり協定した。

第一条 この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条 1 この協定が適用される租税は、次のものとする。

(a) 中華人民共和国においては、

(b) 合弁企業所得税

(c) 地方所得税

(d) 「以下「中國の租税」という。」

(e) 「日本国においては、

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する団体をいう。

(g) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は中華人民共和国をいう。

(h) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は中国の租税をいう。

(i) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(j) 「法人大臣」とは、法人大臣を有する団体又は租税に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(k) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(l) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約

の又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

## 第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)

「中華人民共和国」とは、地理的意味で用いられる場合には、中国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で中華人民共和国が国際法に基づき管轄権を有し中国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国が租税に関する法令が施行されておりすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国が租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は中華人民共和国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は中国の租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約

国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に関する当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

## (i)

「國際運輸」とは、一方の締約国が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、日本国については、財政部又は権限を授けられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国における当該用語の意義を有するものとする。

(k) 「権限のある当局」とは、大蔵大臣又は権限を授けられたその代理者をいう。

3 1 この協定の適用上、「一方の締約国」の居住者は、当該一方の締約国が法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

第四条 1 この協定の適用上、「一方の締約国」の居住者は、当該一方の締約国が法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1 の規定により双方の締約国が居住者に該当する個人については、両締約国の権限のある当

局は、合意により、この協定の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定す

る。

3 1 の規定により双方の締約国が居住者に該當する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所であつて企業がその事業の全

昭和五十九年四月五日

部又は一部を行つてゐる場所をいう。

「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

建築工事現場又は建設、組立工事若しくは据付工事若しくはこれらに関連する監督活動は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

(b) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためのみ施設を使用すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) 使用人その他の職員（<sup>7</sup>の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）を通じてコソサルタントの役務を提供する場合には、このような活動が单一の工事又は複数の関連工事について十二箇月の間に合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

6 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国

内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者（<sup>7</sup>の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行ふ場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設」とされる活動）のみである場合は、この限りでない。

(b) 当該一方の締約国内において、専ら又は主として当該企業のため又は当該企業及び当該企業を支配し若しくは当該企業に支配されている他の企業のため、反復して注文を取得すること。

(c) 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて他方の締約国内で事業活動を行つているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行わ

れるものであるかないかを問わない。）を行う法

人を支配し、又はこれらに支配されているとい

う事実のみによつては、いづれの一方の法人

も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の

締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行

れるものであるかないかを問わない。）を行う法

人を支配し、又はこれらに支配されているとい

う事実のみによつては、いづれの一方の法人

も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

9 一方の締約国の居住者が他方の締約国に存在

する不動産から取得する所得に対する課税を

他方の締約国において租税を課すことができる。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国に存在

する不動産から取得する所得に対する課税を

利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

2 恒久的施設の利得を決定するに當たつては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

3 恒久的施設の利得を決定するに當たつては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各種成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされていて配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

8 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

9 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、中華人民共和国の企業である場合には日本国における事業税、

日本国における場合には日本国における事

## (外) 報 告

官

業税に類似する租税で中華人民共和国において課されるものを免除される。

1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加することによつて取得する利得についても、適用する。

## 第九条

(1) 一方の締約国的企业が他方の締約国的企业の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(2) 同一の者が一方の締約国的企业及び他方の締約国的企业の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

は、資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業が該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

## 第十条

1 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国

法令に従つて租税を課することができます。

租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得ではない。

所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

1及び2の規定は、一方の締約国の居住者において生ずる利子であつて、他方の締約国(政府、地方公共団体、当該他方の締約国(政府、中央銀行又は当該他方の締約国(政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国(政府、当該他方の締約国(政府の所有する金融機関による締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人の役務を提供する場合において、当該配当を支払う法人が当該他方の締約国内に在る恒久的施設を通じて事業を行なう又は当該他方の締約国内に在る固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合に

は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該国において生じた利得又は所得から成るときに於ける配当の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときに於ける配当の全部又は一部が当該他方の締約国居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となるたる株式その他の持分が当該他方の締約国において恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合は、適用しない。

6 利子は、その支払者が一方の締約国(政府、当該一方の締約国(政府の地方公共団体又は当該一方の締約国(政府の居住者である場合には、当該一方の締約国(政府の居住者であるとされる。ただし、利子の支払者が当該利子の受益者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負

のとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生じた利子であつて、他方の締約国(政府、地方公共団体、当該他方の締約国(政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国(政府の所有する金融機関による締約国内に在る恒久的施設を通じて事業を行なう又は当該他方の締約国内に在る固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合に

は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該国において生じた利得又は所得から成るときに於ける配当の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときに於ける配当の全部又は一部が当該他方の締約国居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となるたる株式その他の持分が当該他方の締約国において恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合は、適用しない。

6 利子は、その支払者が一方の締約国(政府、当該一方の締約国(政府の地方公共団体又は当該一方の締約国(政府の居住者である場合には、当該一方の締約国(政府の居住者であるとされる。ただし、利子の支払者が当該利子の受益者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負

担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国(政府に従つて租税を課することができる。

4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

5 1から3までの規定は、一方の締約国居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内に恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内に恒久的施設を通じて独立の人の役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。

6 利子は、その支払者が一方の締約国(政府、当該一方の締約国(政府の地方公共団体又は当該一方の締約国(政府の居住者である場合には、当該一方の締約国(政府の居住者であるとされる。ただし、利子の支払者が当該利子の受益者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負

のとする。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国(政府に従つて租税を課することができる。)の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において生じ、他方の締約国(政府に従つて租税を課することができる。)の租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十ペーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方程式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上若しくは學術上の設備の使用若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上若しくは學術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国(政府に従つて租税を課することができる。)の使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内に恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の

締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の個人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基準となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国 政府、当該一方の締約国の地方公共団体又は当該一方の締約国 の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国 の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基準となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

### 第十三条

1 一方の締約国 の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国 の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産

(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国 の居住者が独立の個人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

3 一方の締約国 の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

4 一方の締約国 の居住者が1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国において生ずるものに対することは、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

### 第十四条

1 一方の締約国 の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該年を通じ合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間内に滞在する場合には、当該他方の締約国内における恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないことを。

(b) 報酬が当該他方の締約国 の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

### 第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことのできる。

### 第十六条

1 一方の締約国 の居住者が他方の締約国 の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

### 第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国 の居住者である個人が演劇、映

画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

### 第十八条

1 次条の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

### 第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国 の政府又は当該一方の締約国 の地方公共団体に対し提供される役務につき個人に対し当該一方の締約国 の政府又は当該一方の締約国 の地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

### 第二十条

画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国 の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

一方の締約国内で行う芸能人又は運動家として他の個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国 の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に對しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することとができる。

一方の締約国内で行う芸能人又は運動家として他の個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国 の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に對しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することとができる。

該当する当該他方の締約国の居住者である場合に、その報酬に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (i) 当該他方の締約国の国民
- (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

一方の締約国が政府又は当該一方の締約国に地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国が政府若しくは当該一方の締約国が地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国が政府若しくは当該一方の締約国が地方公共団体が提出した基金から支払われる退職年金に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国が国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は当該一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、当該一方の締約国に最初に到着した日から三年を超えない期間、その教育又は研究に係る報酬につき当該一方の締約国において租税を免除される。

第二十一条 専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他

方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。

## 第二十二条

一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条においては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

一方の締約国内において生ずるものであつて前各条においては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

の居住者である法人によりその株式の少なくとも十パーセントを所有する中華人民共和国の居住者である法人に対して支払われる配当の居住者である場合には、中国の租税からの控除を行ふに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。

日本国外の国において納付される租税を日本国から控除することに關する日本国の方の締約国内において生ずるものであつて前各条においては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

一方の締約国内において生ずるものであつて前各条においては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

「国税」には、次のいずれかのものに従つて免除、軽減又は還付が行わないとしたならば納付されたとみられる中国の租税の額を含むものとみなす。

(a) 中華人民共和国合弁企業所得税法第五条及び第六条の規定並びに中華人民共和国合弁企業所得税法施行細則第三条の規定

(b) 中華人民共和国外国企業所得税法第四条及び第五条の規定

(c) この協定の署名の日の後に中華人民共和国の法令に導入される中華人民共和国の經濟開発を促進するための他の同様な特別の獎勵措置で両締約国が合意するもの

法令に従い、

日本国において納付される場合に日本國の租税から控除することに關する日本国の方の締約国内において生ずるものであつて前各条においては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

日本国外の国において納付される場合に日本國の租税から控除することに關する日本国の方の締約国内において生ずるものであつて前各条においては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の居住者に対し、法令により当該一方の締約国の居住者にのみ適用される租税上的人的控除、救済及び軽減を認めるることを義務付けるものと解してはならない。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自分が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自分が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めると、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国のある当局は、2及び3の合

意に達するため、直接相互に通信することができる。両締約国の権限のある当局は、合意に達するために適当と認める場合には、口頭による意見の交換を行うため会合することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る)を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定が適用される租税の賦課若しくは徵収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関する者又は当局(裁判所を含む)に対するのみ開示することができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

第二十七条

この協定のいかなる規定も、一方の締約国において当該一方の締約国の法令又は両締約国の政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に依り他の協定により他方の締約国の国民又は居住者に對して現在又は将来認められる租税の免除、軽減その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

第二十八条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを通知する外交上の公文が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 中華人民共和国においては、

(i) この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

(ii) 第八条2に規定する日本国における事業税に類似する租税であつてこの協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において課されるもの

(iii) 日本国においては、

この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

第三十条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の協定に対し書面による終了の通告を行なうことができる。

この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

議定書

中華人民共和国政府のために  
安倍晋太郎

日本国政府のために  
具学謙

日本国政府のために  
中華人民共和国政府のために  
安倍晋太郎

日本国においては、

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の協定に対し書面による終了の通告を行なうことができる。

この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

第三十一条

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第五条3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用者その他の職員を通じて機械及び設備の販売又は貨物に関連するコンサルタントの役務を提供する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

2 協定第七条3に關し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所に支払った又は振り替えた支払金(実費弁償に係るものと除く)で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めない。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支

- 払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金
- (b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料
- (c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子
- (当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。)

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

一千九百八十三年九月六日に北京で、ひとしく正文ある日本語、中國語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本政府のために

安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために

吳学謙

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十九日

参議院議長 木村 謙男殿  
外務委員長 後藤 正夫  
參議院議長 木村 謙男殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この協定は、我が国とスリ・ランカとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業がそれぞ

れの業務を行うことができる路線を定めたものである。この協定を締結することは、我が国とスリ・ランカとの友好關係の強化及び人的・物的交流の一層の促進に資するものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

### 一、費用 別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十九年四月五日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 謙男殿

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定について、日本政府は、  
両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しつつ運営するために協定を締結することを希望し、  
両国が一千九百四十四年十一月七日にシガゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、次とのおり協定した。

第一条  
1 この協定の適用上、文脈により別に解釈され

(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、スリ・ランカ民主社会主義共和国にあつては國防大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい。

スリ・ランカとの友好關係の強化及び人的・物的交流の一層の促進に資するものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

**第二条**  
各締約国は、特に、他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が協定業務を開設しつつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

### 第三条

1 いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができます。ただし、第十二条の規定に従うことと条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。

2

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。  
一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(b) 権利を許与する締約国が自國の法令に従って又は二以上の航空企業を指定すること。  
一方の締約国が指定する各航空企業は、その運営が通常かつ合理的であるとして他方の締約国に適用される場合を除くほか、遅滞なく運營許可を与えないなければならない。

(c) 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国に適用される場合を除くほか、遅滞なく運營に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国が航空当局が要求するときは、立証するものとする。

(d) 一方の締約国が指定する各航空企業は、その運営が通常かつ合理的であるとして他方の締約国に適用される場合を除くほか、遅滞なく運營許可を与えないなければならない。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(f) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(g) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(h) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(i) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(j) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(k) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

地点に着陸する特権を享有する。

2 の規定は、一方の締約国の一又は二以上の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅

客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

### 第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に從事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

### 第六条

1 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業の航空機に他方の締約国の中において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に對する条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業のためを持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の中において運送するための料金は、当該他方の締約国の一又は二以上において税關当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の中において運送する。

とを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

### 第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の中の國民に屬していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業が1の特権を許する締約国の中を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれら特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが當該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、當該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

### 第八条

両締約国は、両締約国の中の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

### 第九条

一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業による協定業務の運営に當つては、他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の中の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

### 第十一条

両締約国が提供する協定業務

は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならぬ。

指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の中と運輸の最終目的地である国との間の旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。

当該航空企業を指定した締約国以外の國の領域内の特定路線上の地點において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬといふ一般原則に従つて行う。

(a) 運輸の出発地である国と運輸の最終目的地である国との間の運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で当該地域の運輸需要

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の中の空当局が当該運賃について満足しない場合に第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

(e) (b)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

一方の締約国は、他方の締約国の中の航空当局に対し、要請により、自國の一又は二以上の空当局が協定業務において供給する輸送の指定期間内に従い、運賃が協定業務において供給する輸送力について検討するために合理的に必要とされる定期的な又はその他の統計表を提供する。

一方の締約国は、民間航空の安全に対する不法な行為(飛行中の航空機の奪取又は管理の行為を含む)が人及び財産の安全を害すること並びに航空業務の運営に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、民間航空の安全に対する不法な行為又は不法な行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの締約国の中の間の協議を通じて決定する。

2 1の運賃は、次の規定に従つて決定する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間に従つて適用される他のすべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

3 一方の締約国は、民間航空の安全に対する不法な行為(飛行中の航空機の奪取又は管理の行為を含む)が人及び財産の安全を害すること並びに航空業務の運営に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、民間航空の安全に対する不法な行為又は不法な行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

### 第十三条

両締約国は、民間航空の安全に対する不法な行為(飛行中の航空機の奪取又は管理の行為を含む)が人及び財産の安全を害すること並びに航空業務の運営に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、民間航空の安全に対する不法な行為又は不法な行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

可を受けるため両締約国の中の航空当局に対し各自の法令の定めるところにより提出され

るものとし、また、認可された運賃の遵守については、各締約国の中の法令の定めるところによ

## 第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

## 第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まづ、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日以内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

## 第十六条

1 いざれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合は、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるもの

とし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、両締約国が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後

として正文である日本語、シンハラ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英文による。

スリ・ランカ民主社会主義共和国のために

D・S・アティガラ

大鷹 弘

スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地點—香港、シンガポール、マニラ（注一）—東京

注一 スリ・ランカ民主社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業は、一つの運航期間につき、中間の三地点のうち

二地点のみを使用することができます。

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点（後に特定される中間の二地点（注一、注四）—コロンボ—後に特定される以遠の三地点（注二、注三、注四））

注一 日本国は、中間の二地点を自國の選択により特定することができる。

注二 日本国は、コロンボ以遠の三地点を自國の選択により特定することができる。

この協定により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

## 第十九条

注三 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、コロンボ以遠の三地点に加え、日本国の選択により後に特定されるコロンボ以遠の二地点にも運航することができる。ただし、コロンボとこれらの追加された二地点との間の区間に於いては、運輸権を行使しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けたこの協定に署名した。

2 スリ・ランカ民主社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

スリ・ランカ民主社会主義共和国の間の

点—香港、シンガポール、マニラ（注一）—東京

注一 スリ・ランカ民主社会主義共和国の

一又は二以上の指定航空企業は、一つの運航期間につき、中間の三地点のうち

二地点のみを使用することができます。

3 いざれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いざれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

〔後藤正夫君登壇、拍手〕

○後藤正夫君　ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、マレーシアとの国際郵便為替の交換に関する約定は、我が国とマレーシアとの間で郵便為替を直接交換するため、交換の方式、表不通貨、料金等について定めたものであります。

次に、ペルーとの文化協定は、戦後我が国が諸外国と締結した文化協定とはほぼ同様の内容のものでありまして、我が国とペルーとの間で学者、学生、芸術家の交換等、文化及び教育の分野における各種の交流を奨励し、便宜を与えること等を規定したものであります。

次に、国際電気通信条約及び選択追加議定書は、一九七三年の国際電気通信条約及び選択追加議定書にかかるものであります。条約は、国際電気通信連合の機構、業務等について定めるほか、国際電気通信業務の運用に関する基本的事項を規定しており、選択追加議定書は、条約当事国間の紛争を義務的仲裁に付することができるようになります。この手続を定めたものであります。

次に、中国との租税協定は、我が国と中国との間で、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相

手国の租税の免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税の軽減等を定めるとともに、それぞれの国内法に従つて二重課税を排除する方法を規定したものであります。

最後に、スリランカとの航空協定は、我が国とスリランカとの間の定期航空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業の運営路線を定めたものであります。

委員会におきましては、文化交流の進め方、医師の免許等の国際的互換性、留学生の受け入れ態勢、国際電気通信連合の経費の分担、中国への企業進出と技術移転等の諸問題につき熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願ります。

以上五件のうち、マレーシアとの国際郵政為替の交換に関する約定、ペルーとの文化協定並びに国際電気通信条約及び選択追加議定書の三件は去る十七日に、また中国との租税協定及びスリランカとの航空協定の両件は昨十九日に、それぞれ質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○謹長(木村陸男君) これより五件を一括して採決いたします。五件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○謹長(木村陸男君) 総員起立と認めます。よつて、五件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○謹長(木村陸男君) 日程第六 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案

日程第七 機械類信用保険法の一部を改正する

昭和五十九年四月二十日 参議院会議録第十二号 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する

法律案  
日程第八 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上三案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤栄三郎君。

審査報告書

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十二日

商工委員長 斎藤栄三郎

参議院議長 木村 陸男殿

商工委員長 斎藤栄三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、発展途上国等の債務の繰延べの実施による保険金の支払が急増している状況等にかんがみ、輸出保険制度の機能の充実を図るために、輸出代金保険及び輸出手形保険のてん補率等の上限の引上げ、委託販売輸出保険及び海外広告保険の廃止、輸出保険特別会計における借入金の使途につき一定の金額の範囲内で特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

昭和五十九年度特別会計予算総則において、輸出代金保険の保険契約限度額は九兆二千億円、輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係の限度額は一兆九千億円と定められている。

なお、輸出保険特別会計の歳入に、借入金として千百四十四億円が計上されている。

2 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案外二件

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十九年三月二十九日 衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議長 木村 陸男殿

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案

第一条 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(輸出保険法の一部改正)

第一条 輸出保険法(昭和六十七号)の一部を次のように改正する。

(輸出保険法の一部改正)

の八十二・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

第五条の九中「基いて」を「基づいて」に、「でん補」を「てん補」に、「そ求」を「そ求」に、「左の各号に」を「次に」に、「百分の八十」を「保険金額の保険価額に対する割合」に改め、同条第三号中「そ求權」を「そ求權」に改める。

第四章の三を削る。

第五章の章名を削り、第十一条から第十四条までのを次のように改める。

第十四条の二第二項中「各号の一」を「いすれかに」に改め、同項第一号の二中「第一条の二第一項第二号」を「第一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号中「第一条の二第十項第一項第四号」を「第一条の二第十項第四号」に改め、同項第三号中「第四章の三委託販売輸出保険(第十一条の二十四条)」を「第五章 海外広告保険(第十一条の二) 海外投資保険(第十四条の二)」に改める。

第五章の二を第五章とする。

の八十二・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

第五条の九中「基いて」を「基づいて」に、「でん補」を「てん補」に、「そ求」を「そ求」に、「左の各号に」を「次に」に、「百分の八十」を「保険金額の保険価額に対する割合」に改め、同条第三号中「そ求權」を「そ求權」に改める。

第四章の三を削る。

第五章の章名を削り、第十一条から第十四条までのを次のように改める。

第十四条の二第二項中「各号の一」を「いすれかに」に改め、同項第一号の二中「第一条の二第一項第二号」を「第一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号中「第一条の二第十項第四号」を「第一条の二第十項第四号」に改め、同項第三号中「第四章の三委託販売輸出保険(第十一条の二十四条)」を「第五章 海外広告保険(第十一条の二) 海外投資保険(第十四条の二)」に改める。

第五章の二を第五章とする。

の八十二・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

第五条の九中「基いて」を「基づいて」に、「でん補」を「てん補」に、「そ求」を「そ求」に、「左の各号に」を「次に」に、「百分の八十」を「保険金額の保険価額に対する割合」に改め、同条第三号中「そ求權」を「そ求權」に改める。

第四章の三を削る。

第五章の章名を削り、第十一条から第十四条までのを次のように改める。

第十四条の二第二項中「各号の一」を「いすれかに」に改め、同項第一号の二中「第一条の二第一項第二号」を「第一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号中「第一条の二第十項第四号」を「第一条の二第十項第四号」に改め、同項第三号中「第四章の三委託販売輸出保険(第十一条の二十四条)」を「第五章 海外広告保険(第十一条の二) 海外投資保険(第十四条の二)」に改める。

第五章の二を第五章とする。

る割合を乗じて得た金額から第三号の金額を控除して得た金額を限度とする。

一 輸出保険の保険契約（輸出手形保険について、保険関係。以下同じ。）のうち当該保険者が法第四条の二、第五条の五、第五条の十第一項又は第十四条の四の規定に基づく輸出貨物の代金等の回収又は荷物替手形上の権利の行使をし得るよう外国の政府が国際約束に基づき必要な措置を講じ又は譲ずることが確実であると認められる保険契約に係る保険金として政令で定めるものうち、当該年度末までに支払われたものの額の合計額。

二 前号の国際約束で定めるところにより当該被保険者が受領する利子として政令で定められたもののうち、同号に規定する当該年度末までに支払われた保険金に係るもの（法第四条の三、第五条の五の二、第五条の十一及び第十四条の五の規定に基づき政府に納付される部分に限る。）の合計額。

三 第一号に規定する当該年度末までに支払われた保険金に係る回収金のうち、当該年度末までに政府に納付されたものの額の合計額。（適用關係）

4 附則第二項の規定による借入金に関する第十三条及び第十四条の規定の適用については、第十三条及び第十四条中「第十二条の二第一項」とあるのは、「第十二条の二第一項及び附則第二項」とする。

附則（施行期日）

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中「輸出保険法第五条の三第二項、第五条の八及び第五条の九の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

この法律の施行前に政府が引き受けた委託版売輸出保険及び海外広告保険については、なお従前の例による。

#### 審査報告書

機械類信用保険法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十七日

参議院議長 木村 晴男殿 商工委員長 斎藤栄三郎

#### 要領書

##### 委員会の決定の理由

本法律案は、機械類信用保険事業の業務量の増大が見込まれる現状に鑑み、機械類信用保険業務を中小企業信用保険公庫へ移管するとともに、機械類信用保険特別会計を廃止して、当該特別会計に属する権利義務を中小企業信用保険公庫に承継させる等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

##### 費用

本法律施行に要する費用は、機械類信用保険業務の移管に伴う経費として昭和五十九年度機械類信用保険特別会計に五百九十八万八千円、同中小企業信用保険公庫予算に二千百九十一万八千円が計上されている。

##### 機械類信用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月五日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 晴男殿

（中 小 企 業 信 用 保 険 公 库 法 の 特 別 条 例）

2 前項の業務の方法には、保険関係が成立する割賦販売契約及び購入資金借入保証契約並びにリース契約の範囲、保険事故、保険金額の保険額に対する割合、保険料並びに保険金に関する事項その他の機械類信用保険に関する業務の方

法を定めておかなければならない。

第十三条 公庫は、機械類信用保険の事業について、機械類信用保険運営基金（以下「運営基金」という。）を設け、機械類信用保険法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二号）附則第三条第一項中「政府は、会計年度」を「事業年度」に改め、同条第一項及び第三項中「政府」を「公庫」に改める。

第三条の二第一項中「政府は、会計年度」を「公庫は、事業年度」に改め、同条第一項中「政府」を「公庫」に改める。

第六条中「政府」を「公庫」に改める。

第七条中「政府」を「公庫」に改める。

第五条及び第六条中「政府」を「公庫」に改める。

第六条中「公庫は、一會計年度内」を「公庫は、事業年度内」に、「保険金額」を「保険価額」に、「会計年度」とを「事業年度」とし、「こえない範囲内において」を「超えない範囲内でなければ継続するものとする」を「継続することができない」に改める。

第九条第一項及び第十条第一項中「政府」を「公庫」に改める。

本則に次の六条を加える。

2 政府は、運営基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があるときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（特別勘定）

第十四条 公庫は、機械類信用保険業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公庫は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

3 公庫は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、損失の繰越しとして整理しなければならない。

4 第二項に規定する積立金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

（中 小 企 業 信 用 保 険 公 库 法 の 特 別 条 例）

第十五条 機械類信用保険業務についての中小企業信用保険公庫法第二十六条、第二十八条第一項及び第三十三条の規定の適用については、同

法第二十六条、第二十八条第一項及び第三十三条第一号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械類信用保険業務に係る事項については、通商産業大臣)」と、同法第二十六条第二項及び第二十八条第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは「中小企業信用保険法又は機械類信用保険法」と、同法第三十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機械類信用保険法」と、同条第三号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項及び機械類信用保険法第十一條」とする。

(大蔵大臣との協議)

第十六条 通商産業大臣は、第十二条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(機械類信用保険特別会計法の廃止)

第二条 機械類信用保険特別会計法(昭和三十六年法律第百五十七号。以下「特別会計法」といふ。)は、廃止する。

第三条 特別会計の昭和五十九年度以前の年度の決算の処理に関しては、なお従前の例による。

(機械類信用保険特別会計)

第四条 この法律は、昭和五十九年四月一日に始まる会計年度は、特別会計法の廃止の日の前日に終わるものとする。

(機械類信用保険特別会計と同一のもの)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第六条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正

第九条 第二項第一項中「業務開始」を「前条第一項に規定する業務について、当該業務の開始」に改め、同条第一項中「保險に関する」を「前条第一項第一号の保險に関する」に改める。

(権利義務の承継等)

第十条 特別会計法の廃止の際現に機械類信用保険法による保険事業に関し国が有する権利及び義務は、その廃止の時において、中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。)が承継する。

2 前項の規定により公庫が国のある権利及び義務を承継したときは、特別会計法の廃止の日の前日における特別会計の資本の額からその繰越損失の額を控除した残額に相当する金額

は、政府から公庫にこの法律による改正後の機械類信用保険法(以下「新法」という。)第十三条第一項の機械類信用保険運営基金に充てるべきものとして出資されたものとする。この場合において、公庫は、その額により資本金を増加するものとする。

(経過措置)

第四条 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る新法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、この法律の施行の際現に政府がこの法律による改正前の機械類信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により締結している機械類信用保険の保険契約は、公庫が新法第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により締結した機械類信用保険の保険契約とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第六条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正

第九条 第二項第一号中「保險事業」を「中小企業信用保険の事業(以下「保險事業」という。)」に、「保險準備基金」を「中小企業信用保険準備基金(以下「保險準備基金」という。)」に改める。

第十条 第二十三条第一項中「公庫は」の下に「第十八条第一項に規定する業務に係る経理において」を加え、同項ただし書中「と同条第一項」を「同条第二項に「との合計額」を「及び機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)」に改める。

第十三条第一項の機械類信用保険運営基金(次

は、政府から公庫にこの法律による改正後の機械類信用保険法(以下「新法」という。)第十三条第一項の機械類信用保険運営基金に充てるべきものとして出資されたものとする。この場合において、公庫は、その額により資本金を増加するものとする。

(経過措置)

第四条 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る新法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、この法律の施行の際現に政府がこの法律による改正前の機械類信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により締結している機械類信用保険の保険契約は、公庫が新法第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により締結した機械類信用保険の保険契約とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第六条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正

第九条 第二項第一号中「保險事業」を「中小企業信用保険の事業(以下「保險事業」という。)」に、「保險準備基金」を「中小企業信用保険準備基金(以下「保險準備基金」という。)」に改める。

第十条 第二十三条第一項中「公庫は」の下に「第十八条第一項に規定する業務に係る経理において」を加え、同項ただし書中「と同条第一項」を「同条第二項に「との合計額」を「及び機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)」に改める。

第十三条第一項の機械類信用保険運営基金(次

項ただし書において「運営基金」という。)に相当する金額の合計額に改め、同条第二項中「公庫は」の下に「第十八条第一項に規定する業務に係る経理において」を加え、「取りくずして」を「取り崩して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、資本金のうち運営基金に相当する金額については、減額してはならない。

第二十三条第四項中「組入」を「組入れ」に改め、「第三項」の下に「機械類信用保険法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第百五十六号)附則第三条第二項後段並びに機械類信用保険法第十三条第三項」を加え、同条第五項中「公庫は」の下に「第十八条第一項に規定する業務に係る経理における」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正

第九条 第二項第一号中「保險事業」を「中小企業信用保険の事業(以下「保險事業」という。)」に、「保險準備基金」を「中小企業信用保険準備基金(以下「保險準備基金」という。)」に改める。

第十条 第二十三条第一項中「公庫は」の下に「第十八条第一項に規定する業務に係る経理において」を加え、同項ただし書中「と同条第一項」を「同条第二項に「との合計額」を「及び機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)」に改める。

第十三条第一項の機械類信用保険運営基金(次

項ただし書において「運営基金」という。)に相当する。

昭和五十九年四月十七日

商工委員長 齋藤栄三郎

参議院議長 木村 暁男殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、織維工業の構造改善を図るために、織維工業構造改善臨時措置法の廃止期限を昭和六十四年六月三十日まで延長するとともに、織維工業構造改善事業協会の業務に、織維事業者に対する技術指導を行う者の養成及び研修の業務を追加しようとするとものであつて、妥当な措置と認める。

#### 要領書

昭和五十九年度一般会計予算に、織維工業構造改善対策に必要な経費として一億五千六十五万八千円が計上されている。

一、費用

昭和五十九年度一般会計予算に、織維工業構造改善対策に必要な経費として一億五千六十五万八千円が計上されている。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月五日

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

参議院議長 木村 暁男殿

衆議院議長 福永 健司

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

参議院議長 木村 暁男殿

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

参議院議長 木村 暁男殿

織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第四号中「及び」を「織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する技術指導を行なう者であつて当該指導に

者に対する技術指導を行なう者であつて当該指導に必要な技術及び知識を有するものの養成及び研修

者に対する技術指導を行なう者であつて当該指導に必要な技術及び知識を有するものの養成及び研修

並びに」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 織維工業における新技術の開発及び導入を促進するための調査研究及びその成果の普及に努める。

附則第二条中「昭和五十九年六月三十日」を「前項第八号」和六十四年六月三十日」に改める。

#### 附 則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正) 3 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五項中「昭和五十九年六月三十日」を「昭和六十一年一月一日」に改める。

#### 〔斎藤栄三郎君登壇、拍手〕

○斎藤栄三郎君 ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案は、发展途上国における債務繰り延べの実施により保険金の支払いが急増しておりますので、輸出代金保険及び输出手形保険のてん補率の引き上げを行うとともに、輸出保険特別会計に借入金の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、累積債務問題の見通し、運用部資金借り入れの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま議題となりました三法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

#### ○議長(木村睦男君)

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、

まず、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、機械類信用保険法の一部を改正する法律案及び織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

一、費用 本法律施行に要する経費は、三千三十八万四千円であり、昭和五十九年度一般会計予算に計

どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、機械類信用保険法の一部を改正する法律

案は、機械類信用保険事業の業務量の増大に対処するため、政府が行っています機械類信用保険の業務を中小企業信用保険公庫に行わせること、及び機械類信用保険特別会計を廃止して、その権利義務を中小企業信用保険公庫に受け継がせるものであります。

また、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、織維工業の構造改善を一層推進するため、本法の廃止期限を昭和六十四年六月三十日まで五年間延長するとともに、新たに織維工業構造改善事業協会の業務を追加する措置を取り入れようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して議題とし、機械保険の利用状況、織維工業構造改善の進捗状況、織維製品の輸入急増に対する対応策等の諸点について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、以上、御報告申し上げます。(拍手)

#### ○議長(木村睦男君) 日程第九 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

日程第一〇 国家公務員等の旅費に関する法律案の一部を改正する法律案

(いざれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高平公友君。

平公友君。

#### 審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十七日

昭和五十九年内閣委員長 高平 公友

#### 参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、

皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲受けをすることができる財産の限度額を引き上げる

とともに、内廷費の定額を二億二千百万円から

二億五千七百万円に、皇族費算出の基礎となる

定額を二千四十万円から二千三百六十万円にそ

れぞれ増額しようとするものであり、昭和五十

九年度分について、現下の厳しい財政事情等

を考慮して、増額額の二分の一相当額を節減

し、内廷費の定額を一億三千九百万円、皇族費

算出の基礎となる定額を二千二百万円にしよう

とするものであつて、妥当な措置と認める。

2 一 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。改正後の第二条、第七条及び第八条の規定並びに次項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 昭和五十九年度における改正後の第七条及び第八条の規定の適用については、改正後の第七条

第八条の規定の適用については、改正後の第七

条中「二億五千七百万円」とあるのは「二億三千九百万円」と、改正後の第八条中「二千三百六十万円」とあるのは「二千二百万円」とする。

#### 審査報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

上

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月十二日

参議院議長 木村 睦男殿 福永 健司

## 官報(号外)

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十九日

内閣委員長 高平 公友  
参議院議長 木村 睦男殿

- 一、委員会の決定の理由  
本法律案は、国家公務員の旅行の実情等にか

要領書

一、費用

本法律施行に要する経費は一般会計分約十九億円、特別会計分約七億円の合計約二十六億円であり、昭和五十九年度予算に計上されている。

んがみ、外国旅行における日当、宿泊料、食卓料及び移転料の定額を引き上げるとともに、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改めようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

昭和五十九年四月十二日  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 木村 睦男殿  
衆議院議長 福永 健司

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第二の中表の部分を次のように改める。

区 分	日 当			(一) 日 に つ (き)			宿 泊 料 (一 夜 に つ (き))			食卓料 (一 夜 に つ (き))		
	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最 高裁判所長官等及び特命 國務大臣等及び特命 全権大使	一三、一〇〇円	一一、一〇〇円	八、九〇〇円	八、一〇〇円	四〇、一〇〇円	三三、五〇〇円	二六、九〇〇円	二四、二〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円
その他の者	九、四〇〇円	七、九〇〇円	六、三〇〇円	五、七〇〇円	二九、〇〇〇円	一四、二〇〇円	一九、四〇〇円	一七、四〇〇円	八、〇〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円
指定職の職務にある者	八、三〇〇円	七、〇〇〇円	五、六〇〇円	五、一〇〇円	二五、七〇〇円	二一、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円
二等級以上の職務にある者	七、一〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	二二、五〇〇円	一八、八〇〇円	一五、一〇〇円	一三、五〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	六、一〇〇円	五、二〇〇円	四、一〇〇円	三、八〇〇円	一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一二、九〇〇円	一一、六〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円
六等級以下の職務にある者	五、三〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	三、二〇〇円	一六、一〇〇円	一三、四〇〇円	一〇、八〇〇円	九、七〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円

別表第二の一の備考中二を次のように改める。  
二 指定都市とは、大蔵省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、歐州地域及び中近東地域として大蔵省令で定め

る地域のうち指定都市の地域以外の地域である地域のうち指定都市の地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地

域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く)をいう。

別表第二の一の備考三中「乙地方」を「丙地方」に改める。  
別表第一の二中表の部分を次のように改める。

内閣総理大臣等	内閣総理大臣	一七五、〇〇〇円	二三三、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円	四一六、〇〇〇円	五二五、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一、〇〇〇円	七七五、〇〇〇円	八四〇、〇〇〇円	九〇六、〇〇〇円	九〇六、〇〇〇円
指定職の職務にある者	内閣総理大臣等	一四一、〇〇〇円	一八八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三三八、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円	五一一、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円	六二八、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円
三等級の職務にある者	内閣総理大臣等	一一六、〇〇〇円	一五四、〇〇〇円	一一一〇、〇〇〇円	二七六、〇〇〇円	三四八、〇〇〇円	四一八、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	五一四、〇〇〇円	五六六、〇〇〇円	六〇一、〇〇〇円	六〇一、〇〇〇円
五等級以下の職務にある者	内閣総理大臣等	九五、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二三六、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	三八六、〇〇〇円	四一一、〇〇〇円	四五六、〇〇〇円	四九三、〇〇〇円	四九三、〇〇〇円

## 附 則

(施行期日)

この法律は、  
昭和五十九年四月一日から施行

(経過措置)

改正後の国家公務員等の旅費に関する法律  
(以下「新法」という。)の規定は、次項に定める

ものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新法別表第二の一の規定(着手後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

○高平公友君登壇、拍手  
○高平公友君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
案について申し上げます。  
本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲り受けをすることができる財産の限度額を引き上げることともに、内廷費の定額を三千六百万円増額して二億五千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を三百二十万円増額して二千三百六十万円にそれれ改定しようとするものであります、昭和五十九年度分につきましては、現下の厳しい財政事情を考慮して、内廷費の定額は二億三千九百万円、皇族費算出の基礎となる定額は二千二百万円とすることとしております。  
なお、衆議院において、施行期日を公布の日と○高平公友君登壇、拍手  
○高平公友君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
案について申し上げます。  
本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲り受けをすることができる財産の限度額を引き上げることともに、内廷費の定額を三千六百万円増額して二億五千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を三百二十万円増額して二千三百六十万円にそれれ改定しようとするものであります、昭和五十九年度分につきましては、現下の厳しい財政事情を考慮して、内廷費の定額は二億三千九百万円、皇族費算出の基礎となる定額は二千二百万円とすることとしております。  
なお、衆議院において、施行期日を公布の日と○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。  
まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。  
まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

し、昭和五十九年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、開かれた皇室と宮内庁の役割、天皇の公的行為のあり方、国事行為臨時代行法の見直し、賜与、譲り受けの実態と限度額との関係、内廷費及び皇族費の性格と増額理由、皇族の公的活動の現状、靖国神社公式参拝問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料等の定額を平均四〇%程度、移転料の定額を平均二五%程度それぞれ引き上げるとともに、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改めようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日とする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、共済年金改定法案と併せて、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長谷川寛三君。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 本法施行のため、特に費用を要しない。

〔賛成者起立〕 本法施行のため、特に費用を要しない。

○議長(木村睦男君) 附帯決議をいたします。

○議長(木村睦男君) 本法施行のため、特に費用を要しない。

〔賛成者起立〕 本法施行のため、特に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。

二、附帯決議 政府は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、農業生産の基礎的資材である肥料の需給、価格の安定対策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たつては、特に次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、肥料価格の安定を図るため、特定肥料の価格取決めに当たつては、化学肥料工業の構造改善による合理化メリットが今後とも適正に反映されるよう指導するとともに、農業及び化学肥料工業の健全な発展に資するよう価格取決め交渉の公正と実効を期すること。

二、化学肥料工業の構造改善については、産業構造審議会の答申の趣旨を配慮しつつ、その早期実現を期するとともに、海外の動向等に弾力的に対応し十分な成果をあげるよう努力すること。

三、化学肥料工業の構造改善を推進するに当たつては、雇用、地域経済、関連中小企業に及ぼす影響に十分留意し、適切な対策が講じられるよう指導すること。特に化成肥料製造業の構造改善については、関係者の意見を十分に徴する等期するよう指導すること。

四、本法の運用に当たつては、国内需要の優先確保が図られるよう、従来と同様に需給見通しを適正に把握し、それに基づいた輸出承認制度の運用を行うこと。

五、肥料の輸送体系の変化に対応し、地域需給の促進を図るよう配慮するとともに、交錯輸送の排除、販売経費の節減等による流通改善について積極的な指導を行うこと。

六、農業生産の安定、向上を図るため、施肥の改

善、合理化に関する施策を強化、拡充する」と。  
右決議する。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十九年三月二十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

項目に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第七条とする。

第十七条の前の見出し及び同条を削る。

第十八条中「第十六条第一項若しくは第二項」を「前条第一項」に、「これらの」を「同項の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十九条中「前二条」を「前条」に、「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条を第九条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

附則第二項中「昭和五十九年六月三十日」を「昭和六十四年六月三十日」に改め、附則第三項から第六項までを削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林水産省設置法の一部改正)

3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十条第一項第十号中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。(通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のようにより改正する。

第十条第四号中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

5 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和五十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

の次に一条を加える改正規定中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安定臨時措置法」に改める。

第一百八条のうち、通商産業省設置法第三条の「肥料価格の安定を図るため、特定肥料の価格取り決めに当たっては、化学肥料工業の構造改善による合理化メリットが今後とも適正に反映される旨の討議があり、採決の結果、本会派共同提案に係る合意がなされました。

○谷川寛三君登壇、拍手

○谷川寛三君　ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐる厳しい状況にかんがみ、本法が廃止するものとされている期限を五年延長して、昭和六十四年六月三十日までとし、あわせて法律の名称を肥料価格安定臨時措置法に改めるとともに、日本硫安輸出株式会社の解散に伴い、失効または空文化している同株式会社に係る規定の整理等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、関係者五名を参考人として招き、その意見を聴取するとともに、本法の延長理由とその果たしてきた役割、特定産業構造改善臨時措置法に基づく化学肥料工業における構造改善対策の実施経過とその見通し、構造改善による合理化メリットの農業者への均てん、肥料価格交渉の実態と生産コストの正確な把握、構造改善の推進に伴う雇用、地域経済及び中小企業に及ぼす影響、肥料輸出と内需の優先確保、輸送体系の変化に対応した流通改善対策、世界肥料需給の現状と見通し、肥料援助の促進、本法失効後ににおける肥料価格安定対策の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

○議長(木村睦男君)　日程第一二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長青木新次君。

○議長(木村睦男君)　日程第一二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長青木新次君。

○議長(木村睦男君)　日程第一二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長青木新次君。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十七日

参議院議長　木村　睦男殿　青木　新次

第九十七条のうち、農林水産省設置法第三条

した。  
続いて、最上理事から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各会派共同提案に係る「肥料価格の安定を図るため、特定肥料の価格取り決めに当たっては、化学肥料工業の構造改善による合理化メリットが今後とも適正に反映される旨の討議があり、採決の結果、多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、公共土木施設に係る災害復旧事業費の国庫負担制度の改善合理化を図るために、國庫負担対象施設の追加、一箇所工事の採択限度額の引上げ及び範囲の拡大並びに剩余金使用手続の簡素化等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 二、費用

本法施行に必要な費用は、昭和五十九年度一般会計予算に計上されている災害復旧等事業費（二千六百億円）に含まれている。

## 三、附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

## 四、最近の災害の多発にかんがみ、防災体制の拡充、被災者の救済措置及び地方公共団体に対する財政措置について、十分な配慮を払うこと。

## 五、国庫負担の採択限度額の引上げに伴う地方公共団体の財政負担増に対しても、地方債の的確な活用等を図り、その財政運営に支障を生じることのないよう措置すること。

## 六、災害復旧にあたつては、再発防止のため改良復旧を推進するとともに、激甚災害における地方公共団体の測量・設計費負担等に対する助成の充実を図ること。

## 七、災害査定にあたつては、書類審査の活用等事務手続きの一層の簡素化に努めるとともに、道路附屬物等に関する採択基準については、彈力的な運用を図ること。

右決議する。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月十二日

参議院議長 木村 陸男殿

衆議院議長 福永 健司

に係る災害復旧事業について適用する。

施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（下水道法の一部改正）

4 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一  
部を改正する法律案

二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改  
正する。

第三十四条中「若しくは改築又は災害の復旧」  
を「又は改築」に、「行なう」を「行う」に改める。  
(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

施行日前に発生した下水道の災害の復旧につ  
いては、前項の規定による改正後の下水道法第  
三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例に  
よる。

（治水特別会計法の一部改正）

6 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）  
の一部を次のように改訂する。

第一条第二項中「を行なう」を「を行う」に改  
め、同項第二号中「又は第二号に規定する河川  
又は」を「に規定する河川、同項第二号に規定す  
る」に改め、「含む」の下に「又は同項第三号に  
規定する地すべり防止区域内にある地すべり防  
止施設」を加え、「行なう」を「行う」に改める。  
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等  
に関する法律の一部改正)

7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等  
に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の  
一部を次のように改訂する。

第二十四条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」  
に、「十万円以上十五万円」を「四十万円以上六  
十万円」に、「五万円以上十万円」を「十五万円以  
上三十万円」に改める。

（激甚災害に對処するための特別の財政援助等  
に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

8 施行日前に発生した災害の災害復旧事業につ  
いては、前項の規定による改正後の激甚災害に  
対処するための特別の財政援助等に関する法律

第二十四条第一項の規定にかかるわらず、なお従  
前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

9 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）  
の一部を次のように改訂する。

第三条第十四号中「道路、砂防設備及び海岸」  
を「海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾  
斜地崩壊防止施設、道路及び下水道」に改める。

第四条第四項中「第七号の四までに規定する  
事務」の下に、同条第十四号に規定する事務の  
うち下水道に関するものを加え、同条第五項  
中「道路の災害復旧工事の指導に関する事務」を  
「都市局及び道路局の所掌に属するもの」に改め  
る。

第四条の二第三項中「事務」の下に「並びに同  
条第十四号に規定する事務のうち下水道の災害  
復旧工事の指導に関する事務」を加え、同条第  
四項中「砂防設備」の下に「地すべり防止施設及  
び急傾斜地崩壊防止施設」を加える。

（国家行政組織法の一部を改正する法律の一部改  
正に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改  
正）

10 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五  
十八年法律第七十八号）の一部を次のように改  
正する。

第一百六十六条のうち、建設省設置法第三条の  
改正規定中「道路、砂防設備及び海岸」を「海岸、  
砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防  
止施設、道路及び下水道」に改める。

（青木薪次君登壇、拍手）

○青木薪次君登壇、拍手

木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正す  
る法律案につきまして、建設委員会における審査  
の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共土木施設に係る災害復旧事業  
費の国庫負担制度の改善合理化を図るために、國庫  
の内閣提出案は本院においてこれを可決し

負担対象施設の追加、一箇所工事の採択限度額の引き上げ及び範囲の拡大並びに剩余金使用手続の簡素化等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、大東水害訴訟の最高裁判決と今後の治水行政のあり方、本法施行に伴う地方公共団体の財政負担の増減、改良復旧制度の活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村田理事より、各会派共同提案に係る四項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 本案は賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 本案は賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 本案は賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 本案は全会一致をもつて可決されました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十七日

參議院議長 木村睦男殿 大藏委員長 伊江朝雄

### 要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、株券その他の有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため、株券その他の有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関等に

関し必要な事項を定めるとともに、保管振替機

関が保管する株券その他の有価証券に表示され

るべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利

の行使等に関する商法の特例を定めようとする

ものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

関する商法の特例 (第二十九条 第三十一条 第三十三条)	
第四節 雜則(第三十六条 第三十八条)	一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。
第五章 雜則(第四十条 第四十一条)	二 申請者が第十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していない者でないこと。
第六章 罰則(第四十二条 第四十六条)	三 申請者の役員のうちに、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。
附則	四 申請者の役員のうちに、禁制以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過していない者がないこと。
第一章 総則	五 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「保管振替機関」という。)の名稱、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

### (目的)

第一条 この法律は、株券その他の有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため、株券その他の有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関等に関し必要な事項を定めるとともに、保管振

替機関が保管する株券その他の有価証券に表示されべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定め、もつてこれらの有

価証券の流通の円滑化に寄与することを目的とす

(適用有価証券)

第二条 この法律は、証券取引所に上場されるいの株券その他の有価証券又は流通状況がこれに準ずる株券その他の有価証券で、主務大臣が指定したもの(以下「株券等」という。)について適用する。

(指定)

主務大臣は、前項の指定をしようとするときは、当該有価証券の保管及び受渡しの状況を勘案して、これをしなければならない。

第二章 保管振替機関等

主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第三章 株券等の保管及び振替に関する法律

主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(保管振替機関の業務)

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次の各号に掲げる業務を行うものとします。

一 株券等の保管に関する事務。

二 株券等の振替に関する事務。

三 その他この法律により保管振替機関が行うこととされている業務。

(業務規程)

二 保管振替機関は、主務省令の定めるところにより、その業務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

株券等の保管及び振替に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと認めた。

### 審査報告書

株券等の保管及び振替に関する法律案

第五条 保管振替機関は、保管振替事業の実施に

右は多数をもつて可決すべきものと認めた。

関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、保管振替事業において取り扱う株券等その他主務省令で定める事項を定めなければならない。

3 保管振替機関は、保管振替事業において取り扱う株券等について当該株券等を発行した者の同意を得なければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が保管振替事業の適正かつ確実な運営上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(参加者)

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

一 証券会社

二 銀行

三 証券取引法(昭和二十二年法律第二十五回)

四 第二条第十三項に規定する証券金融会社

四 その他株券等に関する取引状況が前三号に掲げる者の取引状況に準ずる者で主務大臣の指定したもの

2 前項の申出により保管振替機関が口座を開設した者(以下「参加者」という。)は、この法律の定めるところにより、保管振替機関に株券等を預託することができる。

(事業計画等)

第七条 保管振替機関は、毎事業年度開始前(第三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 保管振替機関は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び

財産目録を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第八条 保管振替機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生ければならない。

2 主務大臣は、保管振替機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又はその在任により保管振替機関が第三条第一項第三号若しくは第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該保管振替機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第九条 保管振替機関の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、保管振替事業に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

2 保管振替事業に從事する保管振替機関の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(監督命令)

第十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十二条 主務大臣は、保管振替事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の事務所に立ち入り、業務若しくは査定し、若しくは関係者に質問させることができる。

(監督命令)

第十三条 保管振替機関が解散し、又は前条第一項の規定によりその指定を取り消された場合においては、当該保管振替機関であつた者は、当該保管振替機関が行つた保管振替事業に係る業務を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者は、当該保管振替事業に係る業務の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

(残務の結了)

第十四条 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)

第十二条 主務大臣は、保管振替機関が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

1 保管振替事業を適正かつ確実に運営することができないと認められるとき。

2 この法律、この法律に基づく命令又は第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。

3 第五条第四項、第八条第二項又は第十条の規定による処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(残務の結了)

3 主務大臣は、第一項の規定により第三条第一項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(残務の結了)

第十三条 保管振替機関が解散し、又は前条第一項の規定によりその指定を取り消された場合においては、当該保管振替機関であつた者は、当該保管振替機関が行つた保管振替事業に係る業務を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者は、当該保管振替事業に係る業務の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

(残務の結了)

第十四条 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託することができる。ただし、顧客から預託を受けた株券を預託するには、その承諾を得なければならない。

2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した株券を保管振替機関に預託することを請求することができる。

3 参加者又は顧客は、質権者として、第一項の規定による預託若しくはその承諾又は第二項の規定による預託若しくはその承諾又は第二項の規定による預託の請求をすることができない。

(顧客の株券の預託)

第十五条 顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託する参加者は、その顧客のために口座を開設し、顧客口座簿を備えなければならない。

(顧客の氏名及び住所)

2 顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載する。

1 顧客の氏名及び住所

2 株式の発行会社(以下「会社」という。)の商号並びに株式の種類及び数

3 顧客の氏名及び住所

3 保管振替機関に預託した顧客の株券の株式を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所

4 その他の主務省令で定める事項

第十六条 参加者は、顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託しなければならない。

2 参加者は、前項の規定による記載をしたときは、遅滞なく、顧客が預託したものである旨を明瞭にして保管振替機関に株券を提出しなければならない。ただし、第二十八条の規定による請求に基づき交付をするため、その株券を必要とするときは、この限りでない。

3 参加者は、第一項の規定による記載をした株券については、前項の規定による提出をし、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の株券と分別して保管しなければならぬ。

い。ただし、第二十三条の規定の適用を妨げない。

第一項の規定による記載がされた株券については、その記載の時に、保管振替機関に預託されたものとみなす。

(参加者口座簿)

第十七条 保管振替機関は、参加者口座簿を備えなければならない。

保管振替機関は、参加者口座簿に、参加者の名称及び住所のほか、第十四条第一項の規定により参加者が預託した株券(以下「預託株券」という。)につき、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 参加者自己分と顧客預託分の別

二 会社の商号並びに株式の種類及び数

三 参加者自己分を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所

四 その他の主務省令で定める事項

(参加者口座簿及び顧客口座簿の記載の変更)

第十八条 保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、参加者口座簿又は顧客口座簿の記載事項につき変更があったときは、遅滞なくその記載をしなければならない。

(新たに発行された株式に係る株券の預託)

第十九条 預託株券の株式による分割若しくは転換(次条第一項の請求によるものを除く)、会社の合併による株式の発行、株式による配当、商法第二百九十三条ノ三第二項若しくは第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く)があつた場合には、その新たに発行された株式につき、当該株式が発行された時に、第十四条第一項の規定により保管振替機関に株券の預託がされたものとみなす。

(保管振替機関による転換請求)

第二十条 保管振替機関は、預託株券が転換株式に係るものであるときは、参加者自己分につい

ては参加者の、顧客預託分については顧客の申出により、その株式の転換の請求をすることができる。

第二十一条 保管振替機関は、参加者が転換株式に係る株券又は転換社債券を提出して、転換により発行される株式に係る株券を預託する旨の申出をしたときは、その株式又は社債の転換の請求をすることができる。

2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した転換株式に係る株券又は転換社債券につき、前項に規定する申出をすることを請求することができる。

3 参加者は、前項の規定による請求に基づき第一項の申出をするときは、顧客が預託した株券又は社債券である旨を明らかにしてしなければならない。

4 第十九条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

(保管振替機関による新株の引受権の行使)

第二十二条 前条の規定は、参加者が新株引受権証書、新株引受権証券又は新株引受権付社債券の規定は、預託株券の株式につき振替を受けた質権者が他の口座への振替を請求する場合について準用する。

(口座簿の記載の効力)

第二十七条 参加者口座簿又は顧客口座簿に記載された者は、その口座の株式の数に応じた株券の占有者とみなす。

2 参加者口座簿及び顧客口座簿の記載は、その記載に係る株式の数に応じた株式を譲渡し、又は質権の目的とする場合において株券の交付があつたとの同一の効力を有する。

(株券の交付請求)

第二十八条 参加者又は顧客は、いつでも、その口座の株式の数に応じた株券の交付を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対して請求しなければならない。

2 前項の規定は、商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十五条第一項の株式会社が発行する同法附則第十六条第

4 第二項の規定による記載がされた株券については、その記載の時に、保管振替機関に預託されたものとみなす。

(参加者口座簿)

第十七条 保管振替機関は、参加者口座簿を備えなければならない。

保管振替機関は、参加者口座簿に、参加者の名称及び住所のほか、第十四条第一項の規定により参加者が預託した株券(以下「預託株券」という。)につき、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 顧客は、前項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

3 前条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

2 顧客は、前項の申出をするには、参加者を経由してしなければならない。

3 前条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

2 顧客は、前項の申出をするには、参加者を経由してしなければならない。

3 前条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

(補てん義務)

第二十五条 預託株券に不足が生じたときは、保管振替機関及び第十五条第一項の参加者は、連帯してこれを補てんしなければならない。ただし、その不足の責めに任すべき者に対する求償権の行使を妨げない。

2 前項の参加者は、参加者でなくなつた後も、同項の規定による補てんの責任を負う。ただし、参加者でなくなつた時から五年を経過したときは、その責任は消滅する。

### 第二節 預託株券の振替等

(振替請求)

第二十六条 参加者又は顧客は、その口座の株式につき、他の口座への振替を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対する請求しなければならない。

2 前項の規定は、預託株券の株式を質権の目的とする場合の振替について準用する。

3 第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、預託株券の株式につき振替を受けた質権者が他の口座への振替を請求する場合について準用する。

2 保管振替機関は、会社の株主名簿に自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百六条ノ二第一項の規定による申出をすることはできる。

3 保管振替機関は、保管振替機関名義株式につき、株主名簿の記載及び株券に関するのみ、株主として権利を行使することができる。

2 実質株主は、前条第二項の申出及び同条第三項に規定する権利の行使については、各自その預託株券の株式の数に応じた株式を有するものとみなす。

3 実質株主は、前条第二項の申出及び同条第三項に規定する権利の行使については、各自その預託株券の株式の数に応じた株式を有するものとみなす。

2 実質株主は、前条第二項の規定による株主名簿の開示又は謄写については、この限りでない。

第三十条 預託株券の共有者(以下「実質株主」という。)は、株主の権利の行使については、各自その預託株券の株式の数に応じた株式を有するものとみなす。

2 実質株主は、前条第二項の規定による株主名簿の開示又は謄写については、この限りでない。

3 実質株主の通知

第三十一条 保管振替機関は、会社が商法第二百四条ノ三第一項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたときは、会社に対し、その期間が始まる時又はその日の実質株主につき、次に掲げる事項又はその変更(株式の発行によることを除く)を速やかに通知しなければならない。

2 前項の規定は、商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十五条第一項の株式会社が発行する同法附則第十六条第

一項に規定する一単位に満たない数の株式(以下「単位未満株式」という。)に係る株券については、適用しない。

3 前二項の規定は、第二十六条第三項の質権者による株券の交付の請求について準用する。

(保管振替機関の地位)

第三節 預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相手との取扱いに当の時期にその請求をしなければならない。

2 保管振替機関は、会社の株主名簿に自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百六条ノ二第一項の規定による申出をすることはできる。

3 前二項の規定は、第二十六条第三項の質権者による株券の交付の請求について準用する。

2 保管振替機関は、預託株券の株式を質権の目的とする場合の振替について準用する。

3 第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、預託株券の株式につき振替を受けた質権者が他の口座への振替を請求する場合について準用する。

2 保管振替機関は、保管振替機関名義株式につき、株主名簿の記載及び株券に関するのみ、株主として権利を行使することができる。

2 実質株主は、前条第二項の規定による株主名簿の開示又は謄写については、この限りでない。

3 実質株主の通知

第三十二条 保管振替機関は、会社が商法第二百四条ノ三第一項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたときは、会社に対し、その

ない。会社が同法第二百八十一条ノ四第二項（同法第三百四十一一条ノ二ノ四第二項（同法第三百四十二条ノ十八において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により一定の日を定めた場合のその日の実質株主についても、同様とする。

一 氏名及び住所

二 前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数

3 保管振替機関は、第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権の行使をするときは、会社に対し、新たに発行される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を通知しなければならない。

3 前二項の場合において、保管振替機関は、参加者が自己分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者（主務省令で定める場合において、当該参加者がから他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を、参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者が報告した者を実質株主として通知しなければならない。この場合においては、参加者は、顧客（主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を実質株主として報告しなければならない。

4 保管振替機関は、前条第一項の規定により単位未満株式のみを有するものとみなされる実質株主について、第一項の規定による通知をすることができない。ただし、既に同項又は第二項の規定による通知をした者（その一般承継人を含み、実質株主でなくなった旨の通知をした者を除く。）については、この限りでない。

5 保管振替機関は、実質株主による株主の権利の行使があるときその他会社に必要があるときは、会社の請求により、参加者口座簿の記載又

は参加者の報告に基づき、速やかに、第一項又は第二項の規定により実質株主として記載された者が実質株主でなくなった旨又は第一項第二号の株式の数の減少を通知しなければならない。ただし、商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内は、この限りでない。

（実質株主名簿）

第三十二条 会社は、実質株主名簿を本店に備え置かなければならない。

2 保管振替機関名義株式につき、前条項一項の規定による通知を受けたときは、会社は、実質株主名簿に、同項各号に掲げる事項のほか、各同項の規定による通知の年月日を記載しなければならない。

3 会社は、第十九条又は前条第二項に規定する場合には、株主名簿に新たに発行された株式の株主として保管振替機関を、実質株主名簿にそびる事項及び株式取得の年月日を記載し、実質株主名簿に記載した事項を保管振替機関に通知しなければならない。

4 保管振替機関名義株式につき、前条第五項の規定による通知を受けたときは、会社は、同条第一項各号に掲げる事項の変更を実質株主名簿に記載しなければならない。

5 会社は、定款をもつて実質株主名簿について名義書換代理人を置く旨を定めることができ。当該名義書換代理人を置いた場合においては、実質株主名簿を当該名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

6 実質株主、株主、保管振替機関及び会社の債権者は、実質株主名簿を同一の効力

（単位未満株式の買取請求）

第三十四条 実質株主は、その実質株主名簿に記載のある単位未満株式につき、商法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の規定による請求をすることができる。参加者が第十四条第一項の規定により単位未満株式のみに係る株券を預託した場合（第十九条の規定により預託がされたものとみなされる場合を除く。）にあつては、当該参加者が当該株券を預託した顧客たる実質株主で実質株主名簿に記載のないものについても、同様とする。

2 前項の請求は、参加者及び保管振替機関（実質株主が参加者であるときは、保管振替機関）を経由してしなければならない。

3 第一項の請求がされた場合において、保管振替機関は、株式の数が当該単位未満株式の数に相当する株券を会社に提出しなければならない。ただし、保管振替機関名義株式で株券が発行されていないものの数が当該単位未満株式の数以上であるときは、この限りでない。

4 保管振替機関名義株式につき、前条第五項の規定による通知を受けたときは、会社は、同条第一項各号に掲げる事項の変更を実質株主名簿に記載しなければならない。

（信託財産表示）

第三十七条 預託株券については、信託は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第三条第二項の規定にかかるらず、参加者口座簿又は顧客口座簿に信託財産である旨を記載することにより、第三者に対抗することができる。

（民事執行）

第三十八条 預託株券に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行並びに競売に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替

2 会社は、株券以外の有価証券について（株券以外の有価証券）

第三十九条 前章の規定（第十九条から第二十二条まで、第二十八条第二項及び第三節の規定を除く。）は、株券以外の有価証券について準用する。

（株券以外の有価証券）

第三十五条 発行済株式の総数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる株式を有する株主の権利の行使についての規定の適用及び総会の決議については、実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える保管振替機関名義株式の数は、発行済株式の総数に算入しない。

2 実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える数の保管振替機関名義株式で預託株券に係るものに関しては、保管振替機関は、株式の併合、分割若しくは転換、会社の合併又は商法第

二百九十三条ノ三第二項若しくは第二百九十三条ノ二ノ二第一項の規定による株式の発行について、株主として権利を行使することができる。ただし、株主名簿の株式の数と合算しなければならない。

第四節 雜則

第三十六条 参加者若しくは顧客又はその預託株券の株式の質権者は、保管振替機関又は参加者に対し、利害関係を有する部分に限り、参加者口座簿及び顧客口座簿の写しの交付を請求することができる。

（口座簿の写しの交付請求）

第三十七条 預託株券については、信託は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第三条第二項の規定にかかるらず、参加者口座簿又は顧客口座簿に信託財産である旨を記載することにより、第三者に対抗することができる。

（民事執行）

第三十八条 預託株券に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行並びに競売に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替

2 前項に規定する規定のほか、第十九条の規定は株券以外の有価証券で株券の性質を有するものについて、第二十条、第三十一条第二項及び第三節の規定を除く。は、株券以外の有価証券について準用する。

（株券以外の有価証券）

第三十九条 前章の規定（第十九条から第二十二条まで、第二十八条第二項及び第三節の規定を除く。）は、株券以外の有価証券について準用する。

（株券以外の有価証券）

第三十五条 発行済株式の総数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる株式を有する株主の権利の行使についての規定の適用及び総会の決議については、実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える保管振替機関名義株式の数は、発行済株式の総数に算入しない。

2 前項に規定する規定のほか、第十九条の規定は株券以外の有価証券で株券の性質を有するものについて、第二十条、第三十一条第二項及び第三節並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券でその表示する権利の行使により株式の発行を受けるべきこととなるものについて準用する。

3 前二項の規定により準用する場合の技術的説明は、株券の開示又は譲り受けを請求することができる。

（実質株主名簿の記載の効力）

第三十三条 預託株券の株式に関する事項は、実質株主名簿の記載と同一の効力

## 第五章 雜則

## (主務省令への委任)

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定められる。

## (主務大臣及び主務省令)

第四十一条 この法律において、主務大臣は大蔵大臣及び法務大臣とし、主務省令は大蔵省令・法務省令とする。

## 第六章 罰則

第四十二条 第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十萬円以下の罰金に処する。

第四十四条 法人の代表者、代理人、使用人その他従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、同条の罰金刑を科する。

第四十五条 保管振替機関の役員又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項、第十七条第二項又は第十八条（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第十六条第二項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。

## 三 第十六条第三項（第三十九条第一項において

て準用する場合を含む。）の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。

## 四 正当の理由がなく、第二十六条（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による振替の請求を拒んだとき。

五 正当の理由がなく、第二十八条第一項及び第三項（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による交

付の請求を拒んだとき。

## 六 第二十九条第一項後段の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

七 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

## 八 正当の理由がなく、第三十六条（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による参加者口座簿又は顧客口座簿の写しの交付を拒み、又は虚偽の写しを交付したとき。

## 九 第二十九条第一項後段の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

十 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

## 十一 第二十九条第一項後段の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

十二 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十三 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十四 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十六 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十七 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十八 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十九 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十一 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十二 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十三 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十四 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十五 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十六 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十七 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十八 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十九 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

三十 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

三十一 第三十一条第一項、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五项の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

(名義書換代理人に関する経過措置)

その会社が発行する株券について第二条の規定による指定がされた際現に商法第二百六条第二項に規定する名義書換代理人を置く旨の定めがある会社の定款には、第三十二条第五項に規定する名義書換代理人を置く旨の定めがあるものとみなす。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 (名義書換代理人に関する経過措置)

その会社が発行する株券について第二条の規定による指定がされた際現に商法第二百六条第二項に規定する名義書換代理人を置く旨の定めがあるものとみなす。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 (不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

4 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

5 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

6 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

7 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

8 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

9 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

10 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

11 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

12 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

13 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

14 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

15 (不動産鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案

昭和五十九年四月二十日 参議院会議録第十二号 株券等の保管及び振替に関する法律案外二件

三五七

ない範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第七十八条第四項中「その請求に係る謄本若しくは抄本の枚数一枚又は閲覧の件数一件につき百円をこえない範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第一百七条第一項中「申請をする者は、」の下に「実費を勘案して政令で定める額の」を加え、同条第二項を削る。

(米穀改善法の一部改正)

第六条 米穀改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を次のように改める。

3 第一項の許可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納付しなければならない。

(麻薬取締法の一部改正)

第七条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「次の各号に」を「次に」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 麻薬輸入業者の免許を申請する者  
二 麻薬輸出業者の免許を申請する者  
三 麻薬製造業者の免許を申請する者  
四 麻薬製剤業者の免許を申請する者  
五 家庭麻薬製造業者の免許を申請する者  
六 麻薬元卸売業者の免許を申請する者  
七 麻薬卸売業者の免許を申請する者  
八 麻薬小売業者の免許を申請する者  
九 麻薬使用者の免許を申請する者

十 麻薬管理者の免許を申請する者  
十一 麻薬研究者の免許を申請する者  
十二 免許証の再交付を申請する者  
第十二条第二項中「前項第一号の手数料及び第五号」を「前項第一号から第六号までに掲げる

者の納める手数料及び第十二号」に改める。

第六十一条中「実費の範囲内において」を「実費を勘案して」に改める。

(あへん法の一部改正)

第四十六条中「左の各号に」を「次に」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条第一号中「申請書

通につき千円」を削り、同条第二号中「申請書一通につき五百円」を削り、同条第三号中「栽培許可証一通につき三百円」を削る。

(薬剤師法の一部改正)

第九条 薬剤師法(昭和三十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改める。

第十六条第一項中「二千円をこえない範囲内において厚生省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(農業取締法の一部改正)

第十条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改める。

第十五条 農業取締法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改める。

第十六条第一項中「別表上欄に」を「次に」に、前条第一項の者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(農産物検査法の一部改正)

第十四条 農産物検査法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改める。

第十五条 農産物検査法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改める。

第十六条第一項中「別表上欄に」を「次に」に、前条第一項の者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(真珠養殖事業法の一部改正)

第十七条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改める。

第十八条第一項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者

第十九条 純業法(昭和二十五年法律第二百八十六号)の一部を次のように改める。

第五条の二第四項中「二千円をこえない範囲内において農林水産省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第六条 獣医師法(昭和二十四年法律第二百八十六号)の一部を次のように改める。

第三条中「千百円を超えない範囲内において省令で定める」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十

七号)の一部を次のように改める。

第七百三十三条第二項中「一千五百円を超えない範囲内において」を「実費を勘案して」に改め

る。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第八十条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十五号)の一部を次のように改める。

第十六条第一項中「二万円以内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

第十四条 農産物検査法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改める。

第十五条 農産物検査法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改める。

第十六条第一項中「別表上欄に」を「次に」に、前条第一項の者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(真珠養殖事業法の一部改正)

第十七条 純業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改める。

第十八条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第十九条 純業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改める。

第二十条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第二十一条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第二十二条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第二十三条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第二十四条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第二十五条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第二十六条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

第二十七条第一項の規定により純業権の存続期間の延長の申請をする者

六 第十九条第一項の運搬証明書の交付を受けようとする者

七 第二十四条第一項の許可の申請をする者

八 煙火について第二十五条第一項の許可の申請をする者

九 第三十一条第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者

十 第三十一条第三項に規定する都道府県知事の行う試験を受けようとする者

十一 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十二 火薬類製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十三 火薬類製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十四 火薬類製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十五 火薬類製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十六 第四十五条第一項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

十七 第四十二条第一項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

十八 第六十六条第四項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

十九 第六十七条の規定による届出をする者

二十 第七十六条第四項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

二十一 第五十三条第一項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

二十二 第五十四条第一項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

二十三 第五十五条第一項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

二十四 第五十六条第一項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

二十五 第五十七条第一項の規定により鉱業権の存続期間の延長の申請をする者

- 十一 第七十七条第一項の規定により租賃権の設定の認可の申請をする者
- 十二 第七十八条第一項の規定により租賃区の増減の申請をする者
- 十三 第九十条の規定により決定の申請をする者
- 十四 第百一条第一項の規定により土地の立入り又は竹木の伐採の許可の申請をする者
- 十五 第百六条第一項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者
- 十六 第百八十六条第一項の規定により実地調査を依頼する者
- 別表を削る。
- (採石法の一部改正)
- 第十八条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のよう改定する。
- 第四十条第二項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の名号を加える。
- 一 第九条第一項の規定による許可の申請をする者
- 二 第十二条の規定による決定の申請をする者
- 三 第二十八条の規定による決定の申請をする者
- 四 第三十二条の都道府県知事の登録を受けようとする者
- 五 業務管理者試験を受けようとする者
- 六 第三十二条の四第一項第五号の規定による認定を受けようとする者
- 七 第三十三条の認可を受けようとする者
- 八 第三十三条の五第一項の規定による変更の認可を受けようとする者
- 九 第三十四条第二項の規定による決定の申請をする者
- 十 第三十六条第一項の規定による土地の使

- 用の許可の申請をする者
- (高圧ガス取締法の一部改正)
- 第十九条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のよう改定する。
- 一 第七十三条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の名号を加える。
- 一 第五条第一項の許可を受けようとする者
- 二 第六条の許可を受けようとする者
- 三 第十四条第一項の許可を受けようとする者
- 四 第十四条の三第一項の許可を受けようとする者
- 五 第十六条第一項の許可を受けようとする者
- 六 第十九条第一項の許可を受けようとする者
- 七 第二十条の完成検査を受けようとする者
- 八 第二十二条第一項の許可を受けようとする者
- 九 製造保安責任者試験を受けようとする者
- 十 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者
- 十一 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者
- 十二 販売主任者試験を受けようとする者
- 十三 販売主任者免状の交付を受けようとする者
- 十四 販売主任者免状の再交付を受けようとする者
- 十五 保安検査(協会が行うものを除く。)を受けようとする者
- 十六 容器検査(協会が行うものを除く。)を受けようとする者は容器再検査(協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。)を受けようとする者

- 十七 容器證明書又は特定設備検査合格証の再交付(協会又は指定検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 十八 容器検査所の登録又はその更新を受けようとする者
- 十九 第五十四条第一項各号に定める措置(協会が行うものを除く。)を受けようとする者
- 二十 附属品検査(協会又は指定検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 二十一 特定設備検査(協会又は指定検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 二十二 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のよう改定する。
- 第七十三条第二項中「前項の表第十七号」を「前項第十七号」に改める。
- (計量法の一部改正)
- 第二十条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のよう改定する。
- 第一百二十二条第一項中「別表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項に次の名号を加える。
- 一 製造の事業の登録を受けようとする者
- 二 製造の事業の再登録を受けようとする者
- 三 修理の事業の登録を受けようとする者
- 四 修理の事業の再登録を受けようとする者
- 五 販売等の事業の登録を受けようとする者
- 六 販売等の事業の登録を受けようとする者
- 七 計量証明の事業の登録を受けようとする者
- 八 計量証明の事業の再登録を受けようとする者
- 九 第百五十五条、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項の承認を受けようとする者(指定検査機関の行う試験に合格した計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。)
- 十 第百八十二条の二第二項において準用する第百八十二条の八ただし書の再指定を受けようとする者
- 十一 第百八十二条の八ただし書の再指定を受けようとする者
- 十二 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 十三 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 十四 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 十五 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 十六 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 十七 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 十八 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 十九 第百八十二条の八第二項の指定を受けようとする者
- 二十 指定検査機関の行う試験を受けようとする者
- 二十一 檢定を受けようとする者
- 二十二 第八十八条第八項の検査を受けようとする者
- 二十三 原型検査を受けようとする者
- 二十四 比較検査を受けようとする者
- 二十五 第百三十二条第一項の検査、定期検査又は第百五十五条第一項の検査を受けようとする者

- 二十六 第二号及び第十二号において同じ。)の登録を受けようとする者
- 二十七 計量士の登録を受けようとする者
- 二十八 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証、第百五十五条の二第四項の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 二十九 計量士国家試験を受けようとする者
- 三十 計量器使用事業場の指定を受けようとする者
- 三十一 計量士の登録を受けようとする者
- 三十二 計量器の登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 三十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 三十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 三十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 三十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 三十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 三十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 三十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 四十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 五十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 六十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 七十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 八十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 九十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十七 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十八 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百二十九 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三十 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三十一 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三十二 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三十三 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三十四 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三十五 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 一百三十六 計量士登録証の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者

二十六 基準器検査を受けようとする者  
二百一十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別表を削る。

(航空機製造事業法の一部改正)

第二十一条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「別表の上欄に」「次に」、「それ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条第一項の認可を申請する者

二 第八条第一項の確認を申請する者

三 第九条第一項の認可を申請する者

四 第十一条第一項の確認を申請する者

五 第十二条第一項の認可を申請する者

六 第十三条第一項の認可を申請する者

七 第十四条第一項の認可を申請する者

別表を削る。

(武器等製造法の一部改正)

第二十二条 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条の許可を受けようとする者

二 第八条第一項の許可を受けようとする者

三 第十条第一項の許可を受けようとする者

四 第十二条第一項の許可を受けようとする者

五 第十三条の許可を受けようとする者

六 第十五条第一項の許可を受けようとする者

七 第十六条第一項の許可を受けようとする者

八 第十九条第一項の許可を受けようとする者

九 第二十二条第一項において準用する第八条第一項の許可を受けようとする者

十 第二十三条第一項において準用する第十一条第一項の許可を受けようとする者

七 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けようとする者  
八 第二十条において準用する第十二条第一項の許可を受けようとする者  
九 第二十条において準用する第十二条第一項の許可を受けようとする者  
十 第二十二条第一項において準用する第十二条第一項の許可を受けようとする者  
十一 第二十三条ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。  
一 第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者  
二 第二十七条の六の検査を受ける者  
三 国家試験を受けようとする者  
四 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者  
五 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者  
六 第三十二条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者  
七 第三十七条第七第一項において準用する第六条第一項の規定による認定を受けようとする者  
八 第三十二条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者  
九 第三十九条の七第一項において準用する第二十七条の四第一項の規定による認定を受けようとする者  
十 第三十九条の七の登録を受けようとする者  
十一 ガス用品について検定を受けようとする者  
十二 第三十九条の八第一項の登録を受けようとする者  
十三 第三十九条の八第一項若しくは第三十九条の十三の三の承認又は第三十九条の十第一項(第三十九条の十四第六項において準用する場合を含む。)の承認の更新を受けようとする者  
十四 第十二条第一項の許可を受けようとする者  
十五 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の閲覧を請求しようとする者  
十六 第三十九条の十四第一項若しくは第三十九条の十四第二項を次のように改める。  
前項の手数料は、指定検定機関が行う検定又は試験を受けようとする者の納めるものについては該指定検定機関の、その他の者の納めるものについては国庫の収入とする。

二 第四十二条第一項第三項を削る。  
(特許法の一部改正)  
第二十四条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。  
第十七条第二項第三号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。  
二 第二十二条第一項中「二百九十五条第二項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
三 第三十九条第一項第三号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。  
四 第二十二条第一項第三項を削る。  
五 第三十九条第一項第三号中「五百九十五条第二項」を「五百九十五条第三項」に改める。  
六 第三十九条第一項第三号中「五百九十五条第三項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
七 第三十九条第一項第三号中「五百九十五条第三項」を「五百九十五条第二項」に改める。

二 第一百八十四条の十二第一項中「第一百九十五条第一項」を「第一百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。  
二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。

二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。

二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。  
二 第一百八十四条の十二第一項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「五百九十五条第一項」を「五百九十五条第二項」に改める。

百円」を「九千五百円」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号の三中「六千三百円」を「九千五百円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第四号の四中「二万一千円」を「三万三千円」に、「三千五百円」を「五千三百円」に改め、同号を同表第四号とし、同表第五号中「三千八百円」を「五千八百円」に改め、同号を同表第六号中「一万四千円」を「二万一千円」に改め、同表第七号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同表第八号及び第九号中「九千五百円」を「一万四千五百円」に改め、同表第十号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同表第十一号から第十四号までを削る。

## (実用新案法の一部改正)

第二十五条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第二十六条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のようにより改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第二十七条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第二十八条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第二十九条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第三十三条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第三十四条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第三十五条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

昭和五十九年四月二十日 参議院会議録第十二号

株券等の保管及び振替に関する法律案外二件

二 第三十二条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五号とし、同表第五号の一部を次のように改正する。

三 実用新案登録証の再交付を請求する者

四 次条第四項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

五 次条第四項において準用する特許法第一百八十六条の規定により証明を請求する者

六 次条第四項において準用する特許法第一百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 次条第四項において準用する特許法第一百八十六条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

八 次条第四項において準用する特許法第一百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

## (意匠法の一部改正)

第二十六条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項中「第一百九十五条第一項」を「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。

第四十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第三号及び第四号を削り、同表第五号中「二万四千円」を「二万一千円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第六号中「二万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第七号中「九千五百円」を「二千八百円」に改め、同号を同表第八号とし、同表第八号を削り、同表第九号中「二千八百円」を「一千七百円」に、「九百円」を「一千五百円」に改め、同号を同表第十号中「二万四千五百円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第十一号から第十五号までを削る。

第六十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項表の中欄に掲げる」を「これらの規定により手数料を納付すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者

二 第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

三 第四十三条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

四 意匠登録証の再交付を請求する者

五 第六十三条の規定により証明を請求する者

六 第六十三条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三条の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者

## (意匠法の一部改正)

第二十六条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項中「第一百九十五条第一項」を「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。

第四十二条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第三号及び第四号を削り、同表第五号中「二万四千円」を「二万一千円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第六号中「二万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第七号中「九千五百円」を「二千八百円」に改め、同号を同表第八号とし、同表第八号を削り、同表第九号中「二千八百円」を「一千七百円」に、「九百円」を「一千五百円」に改め、同号を同表第十号中「二万四千五百円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第十一号から第十五号までを削る。

第六十七条第五項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項表の中欄に掲げる」を「これらの規定により手数料を納付すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者

二 第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

三 第四十三条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

四 意匠登録証の再交付を請求する者

五 第六十三条の規定により証明を請求する者

六 第六十三条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三条の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者

おいて準用する場合を含む。)若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第七十二条の規定により証明を請求する者

四 第七十二条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

五 第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

七 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

八 登録簿の謄本の交付を請求する者

九 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十一 液化石油ガス設備士免状の再交付を受けようとする者

十二 第四十三条第一項の登録を受けようとする者

十三 第六十七条の二第一項の登録を受けようとする者

十四 第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の承認又は第六十一条第一項

に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

二 第十七条の二の登録を受けようとする者

三 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可若しくは第二十五条の三第一項の承認又は第二十四条第一項の認可の更新若しくは

第二十五条の三第二項において準用する第二十四条第一項の承認の更新を受けようとす

する者(指定試験機関の行う試験に合格し

た甲種電気用品の型式について、これらの

認可若しくは承認又は認可の更新若しくは

承認の更新を受けようとする者を除く。)

四 指定試験機関の行う試験を受けようとす

る者

五 第二十三条の二第一項の確認を受けようとする者(次号に規定する指定試験機関の

認証がされた甲種電気用品についてその確

認を受けようとする者を除く。)

六 第二十三条の二第三項ただし書の規定によ

る指定試験機関の証明を受けようとす

る者

七 登録証の訂正又は再交付を受けようとす

る者

八 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

九 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十一 液化石油ガス設備士免状の再交付を受けようとする者

十二 第四十三条第一項の登録を受けようとする者

十三 第六十七条の二第一項の登録を受けようとする者

十四 第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の承認又は第六十一条第一項

を通商産業大臣に求めようとする者及び第八条第一項の認可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

三十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のようにより改正する。

四 第八十六条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

五 第八十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

六 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

七 登録簿の閲覧を請求しようとする者

八 登録簿の閲覧を請求しようとする者

九 登録簿の交付を受けようとする者

十 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十一 登録簿の交付を受けようとする者

十二 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十三 登録簿の交付を受けようとする者

十四 登録簿の交付を受けようとする者

十五 登録簿の交付を受けようとする者

十六 登録簿の交付を受けようとする者

十七 登録簿の交付を受けようとする者

十八 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十九 登録簿の交付を受けようとする者

二十 登録簿の交付を受けようとする者

二十一 登録簿の交付を受けようとする者

二十二 登録簿の交付を受けようとする者

二十三 登録簿の交付を受けようとする者

二十四 登録簿の交付を受けようとする者

二十五 登録簿の交付を受けようとする者

(第六十七条の四第一項において準用する場合を含む。)の承認の更新を受けようとす

る者(協会又は指定検定機関の行う試験に合格した第一種液化石油ガス器具等の型式について、承認又は承認の更新を受けようとす

る者を除く。)

二十六 登録簿の交付を受けようとする者

二十七 登録簿の交付を受けようとする者

二十八 登録簿の交付を受けようとする者

二十九 登録簿の交付を受けようとする者

三十 登録簿の交付を受けようとする者

三十一 登録簿の交付を受けようとする者

三十二 登録簿の交付を受けようとする者

三十三 登録簿の交付を受けようとする者

三十四 登録簿の交付を受けようとする者

三十五 登録簿の交付を受けようとする者

三十六 登録簿の交付を受けようとする者

三十七 登録簿の交付を受けようとする者

三十八 登録簿の交付を受けようとする者

三十九 登録簿の交付を受けようとする者

四十 登録簿の交付を受けようとする者

四十一 登録簿の交付を受けようとする者

四十二 登録簿の交付を受けようとする者

四十三 登録簿の交付を受けようとする者

四十四 登録簿の交付を受けようとする者

四十五 登録簿の交付を受けようとする者

四十六 登録簿の交付を受けようとする者

四十七 登録簿の交付を受けようとする者

法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一項の登録を受けようとする者

二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者

三 登録証の訂正を受けようとする者

四 登録証の再交付を受けようとする者

五 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

六 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者

(船員法の一部改正)

第三十四条 船員法(昭和二十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一百二十一條の二中「二千円を超えない範囲内において政令の定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第三十五条 海事代理士法(昭和二十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「受験手数料として三千円」を「実費を勘案して政令で定める額の受験手数料」に改める。

第十五条中「第十一条第一項の登録を受けようとする者は千五百円の登録料を、第十一條第一項の登録を受けようとする者は六百円の登録料を、それぞれ」を「第十一条第一項又は第十一條第一項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録料を」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第三十六条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「登録料として四千三百円」を

「実費を勘案して政令で定める額の登録料」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第三十七条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条第一項中「次の表の上欄の者」を「次に掲げる者」とし、「それぞれ、同表の下欄の金額の範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一項の登録を受けようとする者

二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者

三 登録証の訂正を受けようとする者

四 登録証の再交付を受けようとする者

五 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

六 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者

(船員法の一部改正)

第三十四条 船員法(昭和二十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一百二十一條の二中「二千円を超えない範囲内において政令の定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第三十五条 海事代理士法(昭和二十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「受験手数料として三千円」を「実費を勘案して政令で定める額の受験手数料」に改める。

第十五条中「第十一条第一項の登録を受けようとする者は千五百円の登録料を、第十一條第一項の登録料を受けようとする者は六百円の登録料を、それぞれ」を「第十一条第一項又は第十一條第一項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録料を」に改める。

(航空法の一部改正)

第三十八条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条第一項中「前項の表」を「前項」に改める。

(航空法の一部改正)

第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「七千四百円を超えない範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(小型船造船業法の一部改正)

第四十条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 第二十九条第二項中「政令の定めるところにより、実費をこえない」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(測量法の一部改正)

第四十二条 第三十一条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十四 航空機登録証明書、耐空証明書、騒音基準適合証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

(航空機登録証明書の一部改正)

第五十三条第一項中「九百円以内」を「実費を勘案しめる額」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十四条 第二十九条第一項中「政令の定めるところにより、千百円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十五条 第二十九条第一項中「政令の定めるところにより、千百円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

次の各号を加える。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 飛行場について第四十二条第一項の検査を受けようとする者

三 第十二条第一項の耐空証明を申請する者

四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者

五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者

六 第十六条第一項ただし書又は第十七条第三項の認定を申請する者

七 第二十条第一項の騒音基準適合証明を申請する者

八 第二十条の五第一項の騒音関係修理改造検査を受けようとする者

九 第二十二条の技能証明を申請する者

十 第二十九条第二項の計器飛行証明についての限定の変更を申請する者

十一 連輸大臣が行う第三十一条第一項の航空身體検査証明を申請する者

十二 第三十四条第一項の操縦教育証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十三 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十四 航空機登録証明書、耐空証明書、騒音基準適合証明書、技能証明書、航空身體検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十五 第三十八条第一項の飛行場又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十六 飛行場について第四十二条第一項の完�検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

(測量法の一部改正)

第四十条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「政令の定めるところにより、実費をこえない」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(測量法の一部改正)

第四十一条 土地収用法(昭和二十四年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「九百円以内」を「実費を勘案しめる額」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十四条 第二十九条第一項中「政令の定めるところにより、千百円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

(飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者)

項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

二十一 飛行場について第四十二条第一項の検査を受けようとする者

四十五条第二項において準用する場合を含む。の検査を受けようとする者

二十二 飛行場について第四十二条第一項の検査を受けようとする者

二十三 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十四 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十五 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十六 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十七 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十八 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十九 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十一 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十二 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十三 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十四 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十五 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十六 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十七 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十八 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

三十九 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十一 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十二 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十三 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十四 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十五 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十六 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十七 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十八 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

四十九 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

五十 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

五十一 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

五十二 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

五十三 第二十二条第一項の運航管理者技能検定を受けようとする者

に、「八万五千円を超えない範囲内において政令で定める額」を実費を勘案して政令で定める額に、「二万円を超えない範囲内において政令で定める額」を実費の範囲内において当該事務の性質を考慮して政令で定める額に、「二十万円を超えない範囲内において損失補償の見積り額に応じ政令で定める額」を「実費の範囲内において当該事務の性質を考慮して損失補償の見積り額に応じ政令で定める額」に改める。

## (道路法の一部改正)

第四十二条 道路法(昭和二十七年法律第八百八十号)の一部を次のように改訂する。

第四十七条の二 第四項中「千円を超えない金額の範囲内で」を「実費を勘案して」に改める。

第七十三条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「手数料」の下に「の額」を加え、「二十円」を「督促状の郵送に要する費用を勘案して定めに」「超えない」を「超えない」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第四十三条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第八百五十号)の一部を次のように改訂する。

第五条中「二十万円を超えない範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、「国に」を削る。

## 附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二十四条から第二十七条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一 司法試験法第十一條第一項の改正規定の施

行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

二 特許法第一百七条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた特許料

三 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた登

録料

四 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

三 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改訂する。

第六項中「第一百九十五条第三項から第七項まで」を「第一百九十五条第四項から第七項まで」に改める。

第十八条第三項中「第一百九十五条第三項から第七項まで」を「第一百九十五条第四項から第七項まで」に改める。

四 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第八百四十一号)の一部を次のように改訂する。

第五条第一項第七号中「第一百九十五条第一項若しくは第二項」を「第一百九十五条第一項から第三項まで」に改め、「第五十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第六十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第七十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二十四条から第二十七条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

審査報告書

特許特別会計法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十七日

参議院議長 木村 陸男殿

大蔵委員長 伊江 朝雄

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十九年度特許特別会計の歳入・歳出予算額として、それぞれ二百五十一億三千四百万二千円が計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配意すべきである。

## 二、特許特別会計の運営に當たつては、特許等工業所有権の理念及び公共性が損なわれることのないよう十分配慮するとともに、技術の高度化と工業所有権制度の国際化の進展に対応し得る体制を確立すること。

二、特別会計移行後に予定されているペーパーレスシステムの構築、庁舎の建設等の実施に当たつては、それらが今後の工業所有権行政を左右する重要な事業であることにかんがみ、綿密な計画の立案とその推進が行われ、かつ、迅速的確な事務処理ができるよう、人材の確保及び勤務条件の維持改善についても十分配慮すること。

## 三、特別会計への移行に当たり、中小企業に対する指導助成等、中小企業対策について特段の配慮を行うこと。

四、ペーパーレス化の実施等、環境の変化に弁理士が適切に対応し使命を達成できるよう、弁理士法の改正等弁理士制度の強化を図ること。

## 特許特別会計法案

特許特別会計法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三により送付する。  
昭和五十九年四月十二日  
参議院議長 木村 陸男殿  
衆議院議長 福永 健司

## 特許特別会計法案

第一条 特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

## (設置)

第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

## (管轄)

第三条 この会計においては、郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第八十九号)第四十条の規定による郵政事業特別会計からの特許印紙に係る受入金、第七条の規定による一般会計からの繰入金、第十一条第一項の規定による借入金、第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換による収入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

## (歳入及び歳出)

第四条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に交付しなければならない。

## 第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつ

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第七条 政府は、登録免許税の納付の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をするものとする。

2 政府は、この会計の収入支出の状況により必要があると認めるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

(剩余金の繰入れ)

第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該剩余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第九条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(借入金)

第十二条 この会計において、経費を支弁するた

ては、その性質に従つて款及び項に、歳出につては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第七条 政府は、登録免許税の納付の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金

め必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

(一時借入金等)

第十二条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を

借錢なればならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十三条 第十一条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による

一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託すること

とができる。

#### 第十六条

この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で工業所有権に関する事務に係るもの

は、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間ににおいて無償として整理することができる。

3 第一項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

4 第一項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

次の一項を加える。

3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第六十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(商標法の一部改正)

第六条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のようにより改正する。

第四十条に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第七十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第五項」を「第六項」と改めることとする。

(特許印紙による納付の開始に伴う経過措置)

第八条 附則第三条から前条までの規定による改正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二週間以内に特許料、割増特許料、手数料、登録料又は割増登録料を納付するときは、収入印紙又は特許印紙をもつてすることができる。(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十二年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第一百七条第一項の規定により特許料を、同法第一百十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第一百九十五条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、实用新案法

(昭和三十四年法律第二百二十三号)第三十一一条第一項の規定により登録料を、同法第三十三条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項の規定により手数料を、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第四十二条第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十六号)第一項の規定により手数料を、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四十条の規定により登録料を、同法第七十六条第一項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等の他工業所有権に関する事務に係る手数料を、同法第七十六条第一項の規定により手数料を又はそのように改めることとする。

第十九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十二年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

八 特許印紙 郵便局のうち郵政大臣が通商産業大臣と協議して指定するもの又は郵便切手類売りさばき所若しくは印紙売りさばき所

第八号に改める。

(郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正)

第十条 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び自動車重量税印紙」を「自動車重量税印紙及び特許印紙」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十一条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「國稅收納金整理資金」の下に「特許印紙に係るものは特許特別会計に」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に係る法律の一部改正)

第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に係る法律(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改めることとする。

第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第七十六条第一項の規定により手数料を、同法第六十六号)第一項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等の他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

第十三条 第二項中「及び自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙を」、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に規定する特許印紙に改めることとする。

第三条第一項に次の一号を加える。

〔伊江朝雄君登壇、拍手〕

○伊江朝雄君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

第二条第二項中「及び自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙を」、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に規定する特許印紙に改めることとする。

まず、本院先議の株券等の保管及び振替に関する法律案は、我が国証券市場における株券その他の有価証券の保管及び受け渡しを抜本的に合理化

し、株券等の流通の円滑化を図るために、株券等の保管及び振替を行なう機関が保有する株券等の項目を定めるとともに、同機関が保有する株券等に表示されるべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法の特例を定めようとした。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村謙男君) これより採決をいたします。

まず、株券等の保管及び振替に関する法律案の

化に関する法律案は、最近における経済情勢等にかんがみ、特許法等工業所有権に関する四法律に規定されている特許料等の額を限度額について、所要経費の増加等を勘案して、それ必要十分の引き上げを行なうとともに、これら四法律及び不動産の鑑定評価に関する法律等三十九法律の規定に基づく各種の手数料等で、所要の経費を算出できるものについて、その額をこれら実費により算出できるものにつけて、その額をこれら実費を勘案して政令で定めることができます。このことによる等の規定の合理化を行おうとするものであります。

次に、特許特別会計法は、近年における技術開発の進展に伴う特許等工業所有権の出願件数の著しい増大、その内容の高度化、複雑化等に対処するため、コンピュータ化を中心とする総合的施策を講ずることにより、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、これを一般会計と区分して経理しようとするものであります。委員会におけるこれら三法律案に対する質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、三法律案に対する討論はなく、三法律案を順次採決の結果、株券等の保管及び振替に関する法律案及び各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案は多数をもって、いざれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、特許特別会計法案に對し、特許等工業所有権の理念及び公共性が損なわれるることのないよう十分配慮すること」等、四項目にわたる附帯決議案が竹田四郎理事より提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、特許特別会計法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一六 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長石本茂君。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十九日

社会労働委員長 石本 茂

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の業務の簡素合理化を図るため、雇用促進事業団が行つてゐる納付金

関係業務を政府が行うこととした上で、これを身体障害者雇用促進協会に実施させるとともに、身体障害の実情にかんがみ、その範囲の一部を政令で定めることができる」とするもの

であり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一、身体障害者の雇用率達成指導の強化に努め、著しく雇用率が低く改善の努力に欠けると認められる企業については企業名の公表制度の活用についても十分に検討すること。

二、障害の種類、特性に応じた諸対策の推進に引き続き努力するとともに、これらの諸対策が的確に遂行されるよう、公共職業安定所における職業紹介・指導体制の充実・強化を図ること。

三、就職している障害者の雇用の安定・維持を図るために就職後の定着指導等のフォローアップに努力すること。

四、マイクロ・エレクトロニクス等産業構造の変化に対応して新たな障害者の職域開発の推進を図るとともに、これに即応した先駆的な職業訓練の推進に努めること。

五、精神薄弱者の雇用の促進と安定を図るために条件整備対策を充実するとともに、雇用率の適用問題について検討を進めること。

六、身体障害者雇用促進協会における納付金関係業務が的確に遂行されるように十分に指導するとともに、助成金については、所期の目的が達せられるよう努力すること。

右決議する。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

右

昭和五十九年三月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

第一十六条第一項中「事業団は、第十八条第一項第一号」を「労働大臣は、第十八条第一項から第六項までの規定第三十条並びに第三十一条第一項及び第三項中「事業団」を「労働大臣」に改める。」

第二十九条第一項及び第四項から第六項までの規定第三十条並びに第三十一条第一項及び第三項中「事業団」を「労働大臣」に改める。

第三十二条第一項及び第二項中「事業団」を「労働大臣」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに納付金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、労働大臣は、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

第三十二条第四項及び第五項を削る。

第三十三条第一項及び第三十六条第二項中「事業団」を「労働大臣」に改める。

第三十七条及び第三十八条を次のように改める。

第三章第二節の次の一節を加える。

第三節 身体障害者雇用促進協会による

身体障害者雇用調整金の支給等

第三十九条の二 労働大臣は、次章の規定により

身体障害者雇用促進協会が設立されたときは、

身体障害者雇用促進協会に第十八条各号に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。)を行わせるものとする。

労働大臣は、前項の規定により身体障害者雇用促進協会に納付金関係業務を行わせるとき

は、身体障害者雇用促進協会が当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

労働大臣は、第六十五条第二項の認可をしよ

可の取消しをしようとするとき又は身体障害者雇用促進協会が納付金関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、納付金関係業務を自ら行うものとする。

4 労働大臣は、前項の規定により納付金関係業務を行つるものとし、又は同項の規定により行つてゐる納付金関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 労働大臣が第三項の規定により納付金関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる納付金関係業務を行わないものとする場合は、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

第三十九条の三 身体障害者雇用促進協会が行つてゐる納付金関係業務を行わないものとする場合における納付金関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、別に法律で定める。

第三十九条の三 身体障害者雇用促進協会が行つてゐる納付金関係業務を行わないものとする場合における納付金関係業務を行わないものとする場合における納付金関係業務を行わないものとする場合は、別に法律で定める。

(第三十二条第三項を除く。)の規定を適用する場合においては、第十九条中「政府」とあるのは「身体障害者雇用促進協会」と、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第二十九条第一項及び第四項から第六項までの規定、第三十条、第三十一条第一項及び第三項、第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項並びに第三十六条第二項中「労働大臣」とあるのは「身体障害者雇用促進協会」とする。

(助成金の支給に係る労働大臣の認可)

第三十九条の四 身体障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行う場合において、自ら第十八条第一項から第四号までの助成金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。(身体障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行つてゐる場合において、第三十二条第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金その他前節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、その徴収を請求することができる。

市町村は、前項の規定による徴収の請求を受

けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、身体障害者雇用促進協会は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

3 市町村が第一項の規定による徴収の請求を受けた日から一月以内に滞納処分に着手せず、又は三月以内にこれを結了しないときは、身体障害者雇用促進協会は、労働大臣の認可を受けた、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(徴収金の帰属)

第三十九条の六 身体障害者雇用促進協会が徴収した納付金その他の前節及びこの節の規定による徴収金は、身体障害者雇用促進協会の収入とする。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第三十九条の七 納付金その他の前節及びこの節の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分(労働大臣が行うものを除く。)について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をする。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十九条の八 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ提起することができる。

(資料の提出命令等)

第三十九条の九 身体障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行うときは、第十八条第五号に掲げる業務に関する必要な限度において、事業主に対し、身体障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

6 会長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(評議員会)

第五十八条の二 協会に、評議員会を開く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じて、協会の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

4 評議員会は、協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、労働大臣の認可を受けて、会長が任命する。

第五十九条第一項中「協会は、」の下に「納付金関係業務及び」を加え、同条の次に次の二条を加えし、必要な事項についての報告を求めることがある。

できる。

第五十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二条を加える。

八 評議員会に関する事項

第五十五条の次に次の二条を加える。

(役員の兼職の禁止)

第五十五条の二 役員(非常勤の理事を除く。)は、常勤を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第五十七条の二 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第五十九条第一項中「定めるところにより、」の下に「少なくとも」を加え、「通常総会」を通常総会に、同条第三項第二号中「事業計画及び収支予算」を「予算・事業計画及び資金計画」に改め、同条に次の二条を加える。

5 会長は、総会が成立しないとき又は会長において総会を招集する暇がないと認めるときは、第三項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項で臨時急務を要するものを処分することができ

る。

第六十条第一項中「前条第一項第一号」を「納付金関係業務及び第五十九条第一項第一号」に、「当該業務」を「それぞれ当該業務」に改め、同条に次の一項を加える。

3 労働大臣は、納付金関係業務について第一項の認可をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十一条の次に次の二条を加える。

(納付金関係業務の開始等の届出)

第六十二条の二 協会は、納付金関係業務を開始する際、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。協会が納付金関係業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

第六十二条の次に次の二条を加える。

(予算等の認可)

第六十三条の二 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。

第六十二条の見出しを「(財務諸表の承認等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

会長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表

(業務の委託)

第五十九条の二 協会は、労働大臣の認可を受け、納付金関係業務の一部を、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかるわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第六十八条第一項、第八十五条第二項及び第八十六条第一項において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第六十八条第一項、第八十五条第二項及び第八十六条第一項において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)並びに予算の区分に従う当該事業年度の決算報告書を作成し、当該年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の二週間前までに、監事に提出し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

第六十二条第一項中「通常総会」を「同項の通常総会」に改める。

第六十三条中「通常総会」を「前条第一項の通常総会」に改める。

第六十四条第一項に規定する書類を「同項の財務諸表に、「提出しなければならない」を「提出し、その承認を受けなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、前条第一項の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第六十四条第二項中「協会は、」の下に「納付金関係業務及び「その他の」を「それぞれ他の」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(利益及び損失の処理)

第六十四条の二 協会は、毎事業年度、納付金関係業務に関する損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、前項の損益計算において損失を生じたときは、同項の規定による積立て金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第六十四条の三 協会は、納付金関係業務に関する資金の借入れをしようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金

は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第六十四条の四 協会は、次の方法による場合を除き、納付金関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給基準)

三 労働省令で定める。

第六十四条の五 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

(労働省令への委任)

第六十四条の六 この法律に規定するもののはか、協会の財務及び会計に関する必要な事項は、労働省令で定める。

第六十五条第一項中「第六十九条第一項」を第六十八条を削り、第六十九条第一項中「協会」を「協会若しくは受託金融機関」と、「その業務」を「その業務若しくは資産の状況」と、「協会の業務所」を「協会若しくは受託金融機関の業務所その他の事業所」に改め、「検査させることができる。」の下に「ただし、受託金融機関に対するは、当該委託業務の範囲内に限る。」を加え、同条を第六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(協議)

第七十条の二 労働大臣は、次の場合には、大臣と協議しなければならない。

一 第五十九条の二第一項(金融機関に委託する場合に限る。)、第六十条第一項(納付金関係業務に係るものに限る。)又は第六十一条の二(納付金関係業務に係るものに限る。)の認可をしようとするとき。

二 第六十条第二項(納付金関係業務に係るものに限る。)又は第六十四条の六の労働省令を定めようとするとき。

(協会に対する監督)

第六十九条 労働大臣は、前条の規定により報告をさせ、又は検査した場合において、協会の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは労働大臣の处分に違反していると認めるとき、協会の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき又は協会の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を命ずることができる。ただし、第三十九条の二第一項の規定により協会に納付金関係業務を行わせるときは、この限りでない。

3 第六十四条の四第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

4 第六十四条の四第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

5 第六十五条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第六十六条第一項の見出しを「(報告等等)」に改め、同条中第六十九条第二項を「第六十八条规定する」に改め、同条を第六十九条第一項に改め、同条第二項中「事業団」を「政府」に改め、「第十八条第一項及び雇用促進事業団法第十九条に規定する業務のほか」を削り、同条第三項中「事業団」を「労働大臣」に改め、同条第五項を次のように改める。

第六十七条第七号中「第六十八条」を「第六十九条第一項」に改める。

第六十八条第一項中「第十八条第一号」を「第十八条第一号」に改め、同条第二項中「事業団」を「政府」に改め、「第十八条第一項及び雇用促進事業団法第十九条に規定する業務のほか」を削り、同条第三項中「事業団」を「労働大臣」に改め、同条第五項を次のように改める。

第六十九条第五項を次のように改める。

第六十九条第一項中「第五章第三節、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第七十条の二、第八十一条第二項、第八十五号第一項第一号(第三十九条の九第二項に係る部分に限る。)、第八十六号並びに第八十七条第一号、第四号及び第六号の規定の適用については、当分の間、

第六十九条第一項中「並びに同条各号に掲げる業務」とあるのは「附則第二条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第十八条各号に掲げる業務及び附則第二条第二項に規定する業務」と、第三十九条の二第一項中「第十八条各号に掲げる業務」とあるのは「第十八条各号に掲げる業務及び附則第二条第二項に規定する業務」とする。

十八条第一項第二号」を「第十八条第一号」に、「第五章第一節、第二十二条第一項に係る部分に限る。」及び第八十六条を「第二十二条第一項、第五十九条第一項第一節、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の四まで、第七十条の二、第八十一条第二項、第八十五条第一項第一号（第三十九条の九第二項に係る部分に限る。）第八十六条並びに第八十七条第一号、第四号及び第六号」に改める。

別表第二号中「聴力損失」を「聴力レベル」に、「六〇デシベル」を「七〇デシベル」に、「八〇デシベル」を「九〇デシベル」に、「四〇デシベル」を「五〇デシベル」に改め、同表第三号中「又は言語機能」を「言語機能又はそしやく機能」に改め、同表第四号中「肢体」を「肢体」に、「上肢」を「上肢」に、「下肢」を「下肢」に改め、同表第五号中「障害」の下に「その他の政令で定める障害」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和五十九年十月一日から施行する。

（予算等の取扱いの特例）

第二条 この法律の施行の際現に身体障害者雇用促進協会（以下「協会」という。）が設立されている場合においては、当該協会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この法律による改正後の身体障害者雇用促進法（以下「新法」という。）第六十一条の二中「当該年度の開始前に」とあるのは「この法律の施行後遅く」とする。

（雇用促進事業団からの事務の引継ぎ等）

第三条 履用促進事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の際に、新法の規定により労働大臣（新法第三十九条の二第一項の規定により協会に同様の業務（次条において「納付金関係業務」という。）を行わせる場合にあつては協会。以下同じ。）が行うこととされる業務であつて、この法律による改正前の身体障害者雇用促進法（以下「旧法」という。）の規定により從前事

業団が行うこととされたもの（以下「旧法業務」という。）に関する事務を労働大臣に引き継ぐものとする。

2 この法律の施行前に、旧法業務に關し、旧法の規定により事業団に対してもした手続その他の行為又は事業団がした処分、手續その他の行為とは、新法の相当規定により労働大臣に対してもした手続その他の行為又は労働大臣がした処分、手續その他の行為とみなす。

（事業団からの権利及び義務の承継）

第四条 この法律の施行の際現に事業団が旧法業務に関し有する一切の権利及び義務は、その時において國（新法第三十九条の二第一項の規定により協会に納付金関係業務を行わせる場合にあつては、協会）が承継する。

（事業団の決算に関する経過措置）

第五条 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の旧法業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、な

お従前の例による。

（協会の決算関係書類に関する経過措置）

第六条 協会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例によ

る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び第六条の規定により従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のよう改訂する。

（地方税法の一部改正）

第七百一条の四十一第一項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める。

〔石本茂君登壇、拍手〕

○石本茂君　ただいま議題となりました身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、特殊法人の業務の簡素合理化を図るため、雇用促進事業団が行っている納付金関係業務を政府が行うこととした上で、これを

身体障害者の実情にかんがみ、その範囲を、従来法で定めているものほか、新たに政令で定めることができるようになります。

委員会におきましては、心身障害者の雇用確保対策、納付金関係業務の身体障害者雇用促進協会への移管に伴う業務体制の整備等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

なお、本法律案に対し、身体障害者の雇用率達成指導の強化等を内容とする附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告いたします。（拍手）

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、区域外通話地域間距離が六〇キロメートルを超えて二〇キロメートルまでの中距離通話料を引き下げるとともに、その距離段階別区分を六段階から四段階に統合しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法施行に伴う日本電信電話公社の減収見込額は、昭和五十九年度約六百十億円である。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

昭和五十九年四月十二日

参議院議長 木村 暁男殿

衆議院議長 福永 健司

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のよう改訂する。

別表の第三中

80	15秒
100	13秒
120	10秒
160	8秒
240	6.5秒
320	5秒

を

○謹長（木村暁男君）　日程第一七 公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長 大木正吾君。

木正吾君。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長 大木正吾君。

に改める。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月十九日 運信委員長 大木 正吾 参議院議長 木村 暁男殿

## 附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の日前に支払うべき原因が生じた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

## 〔大木正吾君登壇、拍手〕

○大木正吾君　ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改止する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、区域外通話地域間距離が六十キロメートルを超えて三百二十キロメートルまでの中距離通話料につきまして、現行の十五秒ないし五秒ごとに十円であるものを、十五・五秒ないし七秒ごとに六段階から四段階に統合しようとするものであります。

委員会におきましたは、遠距離通話料の値下げ報道をめぐる問題、料金決定原則の早期確立、今後の電話料金体系のあり方、電話の福祉施策、VANの振興対策等の諸問題につきまして質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君)　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君)　賛成者起立〔賛成者起立〕  
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

副議長

木村 隆男君

阿具根 登君

刈田 桑名	矢原 太田	森田 原田	柳澤 森田	柳原 和田	鶴岡 森下	中野 岩山	大川 馬場	西村 小西	藤原 房雄君	吉村 峰山	高木 博行君	中野 清幸君	木村 信吾君
刈田 良子君	矢原 郁夫君	柳原 義治君	柳原 錠一君	柳原 立君	鶴岡 洋君	柳原 遼造君	柳原 昭篠君	柳原 富君	房雄君 周	吉村 吉村	高木 井上	中野 井上	木村 木村
刈田 鉄造君	矢原 秀男君	柳原 郁夫君	柳原 錠一君	柳原 立君	鶴岡 洋君	柳原 遼造君	鶴岡 昭篠君	鶴岡 博行君	房雄君 周	吉村 峰山	高木 嶋崎	中野 清幸君	木村 隆男君
刈田 義治君	矢原 美君	柳原 錠一君	柳原 立君	柳原 立君	鶴岡 洋君	柳原 遼造君	鶴岡 昭篠君	鶴岡 博行君	房雄君 周	吉村 吉村	高木 嶋崎	中野 清幸君	木村 隆男君
刈田 均君	矢原 久君	柳原 遼造君	柳原 立君	柳原 立君	鶴岡 洋君	柳原 遼造君	鶴岡 昭篠君	鶴岡 博行君	房雄君 周	吉村 吉村	高木 嶋崎	中野 清幸君	木村 隆男君
刈田 実君	矢原 久君	柳原 遼造君	柳原 立君	柳原 立君	鶴岡 洋君	柳原 遼造君	鶴岡 昭篠君	鶴岡 博行君	房雄君 周	吉村 吉村	高木 嶋崎	中野 清幸君	木村 隆男君
刈田 駿君	矢原 久君	柳原 遼造君	柳原 立君	柳原 立君	鶴岡 洋君	柳原 遼造君	鶴岡 昭篠君	鶴岡 博行君	房雄君 周	吉村 吉村	高木 嶋崎	中野 清幸君	木村 隆男君

中野 德永	源田 濵崎	中村 岸内	中村 正利君	太郎君									
中野 德太郎君	源田 濵崎	中村 岸内	中村 正利君	太郎君									
中野 愛子君	源田 鐘男君	中村 岸内	中村 正利君	太郎君									
中野 駿君	源田 鐘男君	中村 岸内	中村 正利君	太郎君									
中野 敬義君	源田 鐘男君	中村 岸内	中村 正利君	太郎君									
中野 稲男君	源田 鐘男君	中村 岸内	中村 正利君	太郎君									

中野 京子君	源田 下田	中村 上野	中村 近藤	中村 山田	中村 大木	中村 関口	中村 藤田	中村 吉川	中村 熊谷	中村 速藤	中村 中山	中村 太郎君	中村 太郎君
中野 久光君	源田 菅野	中村 雄文君	中村 忠雄君	中村 健君	中村 光君	中村 関口	中村 藤田	中村 吉川	中村 熊谷	中村 速藤	中村 中山	中村 太郎君	中村 太郎君
中野 龍男君	源田 対馬	中村 敬義君	中村 稔君	中村 稔君	中村 光君	中村 関口	中村 藤田	中村 吉川	中村 熊谷	中村 速藤	中村 中山	中村 太郎君	中村 太郎君
中野 孝且君	源田 帕野	中村 稔君	中村 稔君	中村 稔君	中村 光君	中村 関口	中村 藤田	中村 吉川	中村 熊谷	中村 速藤	中村 中山	中村 太郎君	中村 太郎君
中野 稔君	源田 榎原	中村 稔君	中村 稔君	中村 稔君	中村 光君	中村 関口	中村 藤田	中村 吉川	中村 熊谷	中村 速藤	中村 中山	中村 太郎君	中村 太郎君
中野 嘉義君	源田 哲君	中村 稔君	中村 稔君	中村 稔君	中村 光君	中村 関口	中村 藤田	中村 吉川	中村 熊谷	中村 速藤	中村 中山	中村 太郎君	中村 太郎君
中野 善士君	源田 哲君	中村 稔君	中村 稔君	中村 稔君	中村 光君	中村 関口	中村 藤田	中村 吉川	中村 熊谷	中村 速藤	中村 中山	中村 太郎君	中村 太郎君

中野 滋久八重子君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				

中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				
中野 嘉義君	源田 佐藤	中村 岩本	中村 安恒	中村 丸谷	中村 安武	中村 佐藤	中村 三吾君	中村 春子君	中村 要君				

平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											
平井 卓志君	松垣 德太郎君	寺田 志村											

坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											
坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											
坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											
坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											
坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											
坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											
坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											
坂元 文衡君	河本 嘉久藏君	野田 哲君											



科学技術特別委員 辞任 柳澤 鍊造君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	母子保健法の一部を改正する法律案(平石磨作 太郎君外四名提出)(衆第一六号) 児童福祉法の一部を改正する法律案(平石磨作 太郎君外四名提出)(衆第一七号) 同日内閣から、参議院議員黒柳明君提出限定核戦 争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中 曾根総理の発言に関する質問については、検討す る必要があり、これに日時を要するため、四月二 十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二 項後段の規定による通知書を受領した。 同日内閣から、参議院議員黒柳明君提出核保有部 隊に対する陸上自衛隊が攻撃するための教育訓練 を行うことに関する質問については、検討する必 要があり、これに日時を要するため、四月二十一 日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後 段の規定による通知書を受領した。	去る十六日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 付託した。
大蔵委員 辞任 鶴山 審君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	予算委員 辞任 赤桐 操君 決算委員 辞任 三治 重信君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	去る十六日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 付託した。
法務委員 辞任 海江田鈴造君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	大蔵委員 辞任 福岡日出麿君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	去る十六日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 付託した。
農林水産委員会に付託 社会労働委員会に付託 法律案(閣法第二七号) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する 法律案(閣法第四二号) 社会福祉・医療事業団法案(閣法第四二号)	農林水産委員会に付託 社会労働委員会に付託 法律案(閣法第二七号) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する 法律案(閣法第四二号) 社会福祉・医療事業団法案(閣法第四二号)	去る十六日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 付託した。
地方行政委員 辞任 中野 明君 同日議長から次の質問主意書が提出された。 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出) 農業施設周辺地域における民家防音家屋空調施設維持管理費に対する国の助成に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出) 農林水産委員会に付託 社会労働委員会に付託 法律案(閣法第二七号) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する 法律案(閣法第四二号) 社会福祉・医療事業団法案(閣法第四二号)	地方行政委員 辞任 多田 省吾君 同日議長から次の質問主意書が提出された。 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出) 農業施設周辺地域における民家防音家屋空調施設維持管理費に対する国の助成に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出) 農林水産委員会に付託 社会労働委員会に付託 法律案(閣法第二七号) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する 法律案(閣法第四二号) 社会福祉・医療事業団法案(閣法第四二号)	去る十六日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 付託した。
中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号) 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。 社会福祉・医療事業団法案(閣法第四二号)	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号) 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。 社会福祉・医療事業団法案(閣法第四二号)	去る十六日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 付託した。
商工委員会 理事 市川 正一君 (市川正一君の補欠) 同日議員会において選任した理事は次のとおりである。 同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	商工委員会 理事 市川 正一君 (市川正一君の補欠) 同日議員会から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを環境特別委員会に付託した。 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第三百号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを環境特別委員会に付託した。 水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出)(衆第一九号) 環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(岩垂寿喜男君外二名提出)(衆第二〇号)	同日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七九号) たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七六号) 日本たばこ産業株式会社法案(閣法第七五号) 塩専売法案(閣法第七六号)	日本たばこ産業株式会社法案(閣法第七五号) たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七八号) 納付金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七九号)	同日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。
特許特別会計法案(閣法第五〇号)審査報告書 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案(閣法第四三号)審査報告書 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書 肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)審査報告書	特許特別会計法案(閣法第五一號)審査報告書 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案(閣法第四三号)審査報告書 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書 肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)審査報告書	同日議長において、次のとおり常任委員の 辭任を許可し、その補欠を指名した。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）審査報告書

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和五十九年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和五十九年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書の受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異議があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

科学技術特別委員会

辞任 稲村 稔夫君

補欠 小野 明君

大蔵委員 辞任 中野 明君

補欠 多田 省吾君

農林水産委員会に付託 同日委員長から次の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第三号）審査報告書

育児休業法（本岡昭次君外三名発議）（参第五号）同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。